安全に関する事例集

2025年3月

阪神高速道路株式会社

まえがき

阪神高速道路グループでは、工事現場における事故や災害を未然に防止するため、工事安全管理活動に積極的に取り組んで参りました。

本書は、60年近くに及ぶ、これまでの工事安全管理活動の中心的な役割を担ってきた安全査察の結果を整理し、事例集として新たに編集したものです。他の工事受注者の模範となりうるような「好例」のほか、法令違反や事故につながる恐れがあるものとされた「指摘」、「指導」、「要望」などの具体事例をわかりやすくまとめています。また、今回より、情報の検索や共有を容易にするべく、電子データでの提供としました。

今後の安全意識向上のための社員教育や現場における安全管理レベルの底上げ、強化等など、幅広くご活用いただければ幸いです。

2025年3月

阪神高速道路　工事安全管理委員会　委員長

執行役員　　谷　田　　豊

目 次 (全 体)

編	章	節	頁
第1編 作業環境	第1章 休憩所	第1節 看板	8
	第2章 衛生管理	第1節 簡易トイレ	9
		第2節 洗面所(手洗い場)	9
		第3節 洗眼水設備	9
	第3章 有機溶剤等の保管	第1節 有機溶剤の保管	10
		第2節 化学物質の保管	11
	第4章 喫煙場所	第1節 喫煙所の設備	12
		第2節 喫煙所の分煙化	12
	第5-1章 表示看板(注意喚起、禁止表示)	第1節 頭上注意	13
		第2節 足元注意	13
		第3節 転倒・転落注意	14
		第4節 立入禁止	14
		第5節 車両関係	15
		第6節 障害物注意	15
		第7節 構造物防護	16
		第8節 架空線・埋設物	16
		第9節 墜落制止用器具	17
		第10節 多言語	17
	第5-2章 表示看板(制限表示等)	第1節 つり足場最大積載荷重	19
		第2節 枠組足場最大積載荷重	19
		第3節 ローリングタワー最大積載荷重	19
		第4節 作業構台最大積載荷重	20
		第5節 ダンプトラック最大積載量	20
		第6節 メッシュパレット最大積載量(数量管理)	20
		第7節 メッシュパレット最大積載量(制限高さ管理)	21
		第8節 自重表示	21
		第9節 その他	21
	第5-3章 表示看板(その他)	第1節 工区ブロック	23
		第2節 出入口・昇降口	23
		第3節 つり足場(道路位置明示)	24
		第4節 安全通路	24
		第5節 資材・緊急資材置場	25
		第6節 建設業許可証	25
		第7節 看板・掲示物固定	26
	第6-1章 作業通路(仮設足場)	第1節 通路整備	27
		第2節 開口部	27
	第6-2章 作業通路(その他)	第1節 通路整備	28
	第7章 保安柵	第1節 保安柵	29
	第8章 工事用出入口	第1節 出入口	30
	第9章 整理・整頓	第1節 資材置場(搬出入箇所)	31
		第2節 資材置場(施工箇所)	31
		第3節 現場事務所	32
		第4節 産業廃棄物	32
	第10章 車両管理	第1節 制限速度	34
		第2節 車両重量計測装置	34
		第3節 車止め設置	34
	第11章 突起物	第1節 突起物	35
	第12-1章 場内周辺環境(環境対策等)	第1節 一般道汚損防止対策	36
		第2節 粉塵対策	36
		第3節 騒音・振動対策	37
		第4節 その他	37
	第12-2章 場内周辺環境(その他)	第1節 第三者対策	38
	第13-1章 その他(熱中症対策)	第1節 熱中症予防対策看板	39
		第2節 暑さ指数(WBGT)	39
		第3節 日除け	40
		第4節 空調服	40
		第5節 熱中症対策備品	41
		第6節 給水器	41
		第7節 製氷器	42
		第8節 自動販売機	42
		第9節 スポットクーラー	42
		第10節 扇風機	43
		第11節 ミスト発生機	43
		第12節 シャワー室	43
	第13-2章 その他(案内掲示等)	第1節 第三者説明用掲示等	44
		第2節 工事関係者説明用掲示等	44
	第13-3章 その他(観測等)	第1節 坑内環境測定	45
		第2節 気象観測	45
		第3節 安全対策用機器	46
		第4節 防犯用機器	46
	第13-4章 その他(その他作業環境)	第1節 排気ダクト(換気)	47
		第2節 その他設備	47

第2編　作業意識	第1-1章	安全管理意識(掲示板等)	第1節　安全掲示板	48
			第2節　安全宣言	49
			第3節　安全表彰	49
			第4節　救急対応	49
			第5節　事故・災害事例	50
	第1-2章	安全管理意識(KY等活動)	第1節　KY等活動・リスクアセスメント	51
			第2節　ヒヤリハット	51
			第3節　作業打合せ	51
			第4節　安全ルール(作業手順書等)	52
			第5節　安全教育	52
			第6節　体調管理	52
	第2章	保護具	第1節　保護具	53
	第3章	有資格者の掲示	第1節　有資格者	54
	第4章	入坑者の掲示	第1節　入坑者	55
	第5章	服装	第1節　服装	56
第3編　仮設備	第1章	単管・枠組足場	第1節　単管・枠組足場	57
	第2章	足場基部	第1節　足場基部	58
	第3章	ブラケット足場	第1節　表示物	59
			第2節　ブラケット足場	59
	第4章	作業床	第1節　作業床設置	60
			第2節　建地間隔	60
			第3節　作業床の隙間	60
			第4節　足場板固定	61
			第5節　3枚結束	61
			第6節　足場板突出長	61
			第7節　段差	61
	第5章	つり足場	第1節　シート養生等	62
			第2節　作業床の隙間	62
			第3節　足場板設置・固定	62
			第4節　つりチェーン	63
			第5節　つり桁(おやご)、根太(ころばし)	63
			第6節　壁つなぎ	63
			第7節　照度	64
	第6章	つり足場(中段足場)	第1節　2段足場	65
			第2節　足場板設置	65
			第3節　足場板の突出し長	65
			第4節　足場板の重ね長	66
	第7-1章	昇降設備(仮設足場)	第1節　昇降設備設置	67
			第2節　手摺り・幅木・防護ネット等	67
			第3節　ステップ(踏さん)	67
			第4節　はしご突出し	68
			第5節　踊り場	68
			第6節　開口部	68
			第7節　はしご(階段)固定	69
			第8節　はしご(階段)支障物	69
	第7-2章	昇降設備(はしご、その他)	第1節　昇降設備設置	70
			第2節　手摺り	70
			第3節　ステップ(踏さん)	70
			第4節　踊り場	71
			第5節　はしご設置(突出し・固定・角度・表裏確認等)	71
			第6節　はしご変形・破損	71
			第7節　はしご材料	72
			第8節　はしご支障物	72
			第9節　安全ブロック	72
			第10節　トラック荷台への昇降設備	73
			第11節　はしご道の訓練設備	73
	第8章	落石防護ネット	第1節　落石防護ネット	74
	第9章	土留め支保工	第1節　山留材(切梁・腹起し)	75
			第2節　軽量鋼矢板	75
	第10章	型わく支保工	第1節　型枠工	76
			第2節　支保工	76
			第3節　掲示物	76
	第11章	交通規制	第1節　交通規制帯	77
			第2節　交通規制用資材	77
			第3節　第三者用看板等	77
	第12章	単管継手	第1節　クランプからの突出し長	78
			第2節　単管継手	78
			第3節　緊結方法	78
	第13章	チェーンの使い方	第1節　水平掛け	79
			第2節　チェーン設置位置	79
			第3節　チェーン弛み	79
			第4節　チェーン外れ止め	80
			第5節　点検	80
	第14-1章	墜落・転落、飛来・落下(手摺り)	第1節　手摺り構造	81
			第2節　手摺り高さ	81
	第14-2章	墜落・転落、飛来・落下(幅木)	第1節　幅木設置	82
			第2節　幅木設置高	82
			第3節　幅木隙間	82
	第14-3章	墜落・転落、飛来・落下(防護ネット)	第1節　防護ネット設置	83
			第2節　防護ネット重ね幅	83
			第3節　防護ネット隙間	83
			第4節　防護ネット弛み	84
	第14-4章	墜落・転落、飛来・落下(その他)	第1節　伸縮継手部隙間	85
			第2節　落下物養生設備	85

	第15章 墜落・転落（墜落制止用器具）	第1節 墜落制止用器具の着用	86
		第2節 墜落制止用器具の訓練設備	86
		第3節 墜落制止用器具の点検	86
	第16章 墜落・転落（親綱）	第1節 親綱設置	88
		第2節 設置高さ	88
		第3節 たわみ	88
		第4節 2方向掛け	88
		第5節 ワイヤークリップ	89
	第17-1章 開口部（仮設足場）	第1節 足場と型枠支保工の間	90
		第2節 通路	90
		第3節 作業床	90
	第17-2章 開口部（その他）	第1節 構造部	91
		第2節 擁壁	91
	第18章 鋼製ベント	第1節 ブレス材	92
		第2節 ボルト弛み	92
		第3節 その他	92
第4編 資器材	第1章 足場器材	第1節 変形、損傷	93
		第2節 さび	93
	第2章 チェーン	第1節 変形、損傷	94
		第2節 さび	94
	第3章 クランプ	第1節 劣化	95
		第2節 認定品	95
		第4節 整理整頓	95
	第4-1章 玉掛ワイヤーロープ	第1節 点検	96
		第2節 腐食、損傷	96
		第3節 ワイヤー置き場	96
	第4-2章 繊維ベルト	第1節 点検	97
		第2節 損傷、汚損	97
		第3節 保管・管理	97
	第4-3章 介錯ロープ	第1節 点検	98
	第5章 つり容器	第1節 最大積載量	99
	第6章 脚立・うま	第1節 つり足場内での脚立使用の禁止	100
		第2節 作業台の設置	100
		第3節 破損	100
		第4節 掲示物	101
	第7章 消火器	第1節 消火器設置	102
		第2節 消火器スタンド、格納庫	102
		第3節 有効期限の表示	103
		第4節 掲示物	103
	第8章 救急用具	第1節 AED	104
		第2節 救急箱	104
		第3節 担架、ベンチ兼用担架	105
		第4節 救助用浮き輪	105
		第5節 緊急用マスク	105
	第9章 資器材の用途外使用	第1節 プラチェーン	106
		第2節 万力	106
		第3節 メッシュパレット	106
第5編 建設機械・工具	第1章 建設機械（クレーン）	第1節 過巻防止装置点検	107
		第2節 つりフック点検	107
		第3節 接触防止措置	108
		第4節 立入禁止措置	108
		第5節 アウトリガーの養生	109
		第6節 アウトリガー張り出し完了明示旗	109
		第7節 合図	110
		第8節 玉掛け（注意標識）	110
		第9節 荷役作業	111
		第10節 荷役作業（3・3・3運動）	111
		第11節 離席時の措置	112
		第12節 吹き流し	112
	第2章 建設機械（高所作業車）	第1節 挟まれ防止対策	113
		第2節 墜落・転落、飛来・落下対策	113
		第3節 作業床手摺り養生	114
		第4節 掲示物	114
		第5節 離席時の措置	114
	第3章 建設機械（掘削機械）	第1節 作業区域明示	115
		第2節 接触防止対策	115
		第3節 つりフック格納	116
		第4節 バケットのフックの使用禁止措置	116
		第5節 運転席の整理整頓	117
		第6節 離席時の措置	117
	第4章 建設機械（その他）	第1節 接触防止措置	118
		第2節 ホイストクレーン	118
		第3節 離席時の措置	119
	第5章 責任者の選任・届出	第1節 取扱責任者	120
		第2節 保護具着用管理責任者	120
		第3節 電気主任技術者	120
	第6章 燃料（ガソリン・軽油・灯油）の保管	第1節 燃料（ガソリン・軽油・灯油）の保管	121
	第7章 機械類の点検	第1節 持込機械届受理証	122
		第2節 特定自主検査標章	122
		第3節 月例点検	123
		第4節 日常点検	123
		第5節 劣化・損傷	123
	第8章 工具類	第1節 つりクランプ	124
		第2節 チェーンブロック・レバーブロック	124

第6編　電気設備	第1章	分電盤	第1節　破損・損傷・汚れ	125
			第2節　設置高さ	125
			第3節　施錠	125
			第4節　湿気対策	125
			第5節　点検記録	126
			第6節　掲示物	126
			第7節　ケーブル固定	126
			第8節　行き先表示	127
			第9節　防護カバー	127
			第10節　アース	128
			第11節　作業スペース	128
			第12節　整理整頓	128
			第13節　安全通路	128
			第14節　消火器	129
	第2章	アース	第1節　アース接続	130
			第2節　接地抵抗値測定	130
	第3章	キャブタイヤケーブル	第1節　ケーブルの線種	131
			第2節　ケーブル接続	131
			第3節　ケーブル防護	131
			第4節　ケーブル損傷	132
			第5節　絶縁処理	132
			第6節　防水処理	132
			第7節　整理整頓	133
			第8節　接近限界距離	133
			第9節　立入禁止	133
			第10節　コンセントのキャップ締め	133
	第4章	電気溶接機	第1節　ケーブル接続	134
			第2節　ホルダー破損	134
			第3節　通電状態・通電解除	134
	第5章	リールコンセント	第1節　コード巻いた状態で使用	135
			第2節　ドラム固定	135
			第3節　屋内用ドラムの屋外使用	135
			第4節　行き先表示	136
			第5節　アース線切断	136
			第6節　アース接地	136
			第7節　コンセント	137
			第8節　コンセント接続	137
	第6章	照明器具	第1節　照度	138
			第2節　投光器ガード	138
			第3節　投光器設置位置	139
			第4節　照明器具の落下防止	139
			第5節　照明器具の吊り下げ	139
			第6節　充電式移動LED照明	139
			第7節　チューブライト未結束	140
			第8節　接触防護措置	140
	第7章	電動機器	第1節　安全装置	141
			第2節　アース線	141
第7編　ガス溶断器具	第1章	ボンベ類の保管	第1節　転倒防止	142
			第2節　横倒し	142
			第3節　日除け	142
			第4節　区分	143
			第5節　消火器	143
			第6節　空充表示	144
			第7節　届出	144
			第8節　掲示物	144
			第9節　密閉貯蔵禁止	145
			第10節　後片付け	145
			第11節　直置き	145
	第2章	ボンベ類の取扱い	第1節　石けん水配置	146
			第2節　近接火気使用	146
			第3節　運搬方法	146
	第3章	ガスホース	第1節　接続金具	147
			第2節　ホースの劣化	147
	第4章	ガスメータ	第1節　接続金具	148
			第2節　表示単位系	148

資料（関係法令等）　………………………………　149～233

法令名の略称

本書の「関係条文」は下表に掲げる法令等を対象にしており、略称にて記載している。

名　称	略　称
労働安全衛生法	安衛法
労働安全衛生法施行令	安衛令
労働安全衛生規則	安衛則
ボイラー及び圧力容器安全規則	ボイラー則
クレーン等安全規則	クレーン則
ゴンドラ安全規則	ゴンドラ則
有機溶剤中毒予防規則	有機則
鉛中毒予防規則	鉛則
四アルキル鉛中毒予防規則	四アルキル則
特定化学物質障害予防規則	特化則
高気圧作業安全衛生規則	高圧則
電離放射線障害防止規則	電離則
東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則	除染則
酸素欠乏症等防止規則	酸欠則
事務所衛生基準規則	事務所則
粉じん障害防止規則	粉じん則
石綿障害予防規則	石綿則
阪神高速道路株式会社　土木工事共通仕様書	共通仕様書
国土交通省　土木工事安全施工技術指針	安全指針
国土交通省　建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）	公災防
一般高圧ガス保安規則	ガス保安則
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	リサイクル法
資源の有効な利用の促進に関する法律	資源有効利用促進法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	廃棄物処理規則
道路交通法	道交法
経済産業省　電気設備に関する技術基準を定める省令	技術基準
仮設工業会　仮設機材認定基準とその解説	仮設機材認定基準
仮設工業会　墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針（安衛令に基づく技術上の指針公示）	技術上の指針
建設業労働災害防止協会　建設業労働災害防止規程	防止規程
事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針	快適職場形成指針

凡例

1. 改善措置事項等区分（安全査察要領による）

各事例に記載している改善措置事項等区分は以下の通り。

「指摘」　・・・　法令（安全関係）違反である事項がある状態

「指導」　・・・　法令（安全関係）違反ではないものの、事故につながるおそれのある事項がある状態

「要望」　・・・　安全衛生管理レベルの更なる向上を目指し、関係受注者に自発的取組みを促すべき事項がある状態

「好例」　・・・　他の工事受注者の模範となりうる取組み、優れたアイデアに基づく創意工夫等が認められる事項がある状態

2. コメント欄表記内容

各事例のコメント欄に記載してる表示記号は、下表の内容のとおり。

表示記号	内　容	該当する改善措置事項等区分	備　考
●	良い事例	「好例」	
×	悪い事例	「指摘」、「指導」、「要望」	

【第1編　作業環境】

第1章　休憩所

第1節　看板

2020/11/13	ミニ査察（好例）		● 休憩場所に注意看板等を設置した好例
2020/11/13	ミニ査察（好例）		● 休憩場所に注意看板等を設置した好例
2024/1/31	ミニ査察（要望）		× 石油ストーブによる一酸化炭素中毒のおそれに関する注意喚起が望ましい

【第1編　作業環境】
　第2章　衛生管理
　　第1節　簡易トイレ

2016/1/27	ミニ査察（好例）		● 簡易トイレの掃除も行きとどき、芳香剤等も設置されており、衛生的に管理された好例
2020/10/14	ミニ査察（好例）		● 置き基礎を使用し、強固に結束した好例

【第1編　作業環境】
　第2章　衛生管理
　　第2節　洗面所（手洗い場）

2023/7/31	ミニ査察（好例）		● 水を循環させることにより浄化し、有効的に使用している

【第1編　作業環境】
　第2章　衛生管理
　　第3節　洗眼水設備

2013/8/27	本査察（好例）		● 吊り足場から橋脚梁天端に移る位置（高架上）に、洗眼水を配置した好例

【第1編　作業環境】

第3章　有機溶剤等の保管

第1節　有機溶剤の保管

2019/6/18	ミニ査察（指摘）		× 有機溶剤区分の表示がない 【有機則　第25条　有機溶剤等の区分の表示】
2021/7/30	ミニ査察（好例）	 	● 「有機溶剤作業主任者の職務」、「有機溶剤等の区分の表示」の好例 【有機溶剤中毒予防規則　第19条の2、第25条】
			● 「有機溶剤等使用の注意事項」の掲示例（トルエンの場合） （出典：阿南労働基準監督署(R6.9)） 【有機溶剤中毒予防規則　第24条】

【第1編　作業環境】

第3章　有機溶剤等の保管

第2節　化学物質の保管

2019/4/16	ミニ査察（要望）		× セメント系材料を保管しているが、 SDSを常備していない
2023/6/15	ミニ査察（好例）	 	●化学物質関係のリスクアセスメントがきっちりされている。併せてデータシートも保管されている。

【第1編　作業環境】

第4章　喫煙場所

第1節　喫煙所の設備

2022/7/21	ミニ査察（好例）		● 排煙処理付きの喫煙所を設置した好例

【第1編　作業環境】

第4章　喫煙場所

第2節　喫煙所の分煙化

2015/5/21	ミニ査察（好例）		● 喫煙室と禁煙室の分煙化策が取られている好例
2020/2/27	ミニ査察（好例）		● 休憩所から離れた場所に喫煙所を設けて分煙化に取り組んでいる好例
2021/2/25	ミニ査察（指摘）		✕ 改正健康増進法を考慮した受動喫煙対策がとられていない 【安衛法　第68条の2 受動喫煙の防止】

【第1編　作業環境】

第5-1章　表示看板（注意喚起、禁止表示）

第1節　頭上注意

2014/5/26	ミニ査察（要望）		× 臨海線の桁に接触しないよう桁下空頭注意喚起表示を一番手前の桁に追加すべき
2019/10/15	ミニ査察（要望）		× 昇降設備の入口に頭上注意を明示する必要あり
2022/9/29	ミニ査察（好例）		● 各フロアに、頭上注意等の注意喚起の明示をしている
2024/8/7	ミニ査察（好例）		● 頭上注意の喚起や強風時の対応をわかりやすく表示している
2024/8/7	ミニ査察（好例）		● 頭上注意の喚起や強風時の対応をわかりやすく表示している

【第1編　作業環境】

第5-1章　表示看板（注意喚起、禁止表示）

第2節　足元注意

2019/6/11	ミニ査察（好例）		● 躓き及び転倒防止のため、段差明示が徹底された好例

2020/2/27	ミニ査察（要望）		× 段差が着色のみで、「段差注意」の明示がない

【第1編 作業環境】
第5-1章 表示看板（注意喚起、禁止表示）
第3節 転倒・転落注意

2024/8/7	ミニ査察（要望）		● 溝の両側に、つまづき・転倒防止措置が講じられている
2024/8/7	ミニ査察（要望）		× 溝の両側についても、つまづき・転倒防止措置を講じられたい。

【第1編 作業環境】
第5-1章 表示看板（注意喚起、禁止表示）
第4節 立入禁止

2020/2/27	ミニ査察（好例）		● 危険な箇所に立入禁止が明示された好例
2022/10/27	ミニ査察（指導）		× 立ち入り禁止の表示がなく、ロープでは不十分。 ※立入禁止措置をしているのであれば、繊維ロープ等可撓性の材料では行わないこと。

【第1編　作業環境】

第5-1章　表示看板（注意喚起、禁止表示）

第5節　車両関係

2013/6/18	ミニ査察（好例）		● 安全通路と車両通路の交差箇所での表示「左右確認」「車両注意」の好例
2015/5/15	本査察（好例）		● 安全通路の確認事項が、必要な箇所に判りやすく表示されている好例

【第1編　作業環境】

第5-1章　表示看板（注意喚起、禁止表示）

第6節　障害物注意

2016/9/8	本査察（好例）		● トラテープを貼っているだけでなく中にクッション材を入れている好例
2023/9/26	本査察（好例）		● ピンクリボンで衝突防止を表示した好例
2024/5/24	ミニ査察（好例）		● 障害物等が目立つよう、良好に明示が実施されている（つまづき防止トラテープ、足場ピンクリボン等）

【第1編　作業環境】

第5-1章　表示看板（注意喚起、禁止表示）

第7節　構造物防護

2020/12/18	本査察（好例）	 	● 橋脚への衝突対策として、合板による養生やレーザーバリアーが設置された好例

【第1編　作業環境】

第5-1章　表示看板（注意喚起、禁止表示）

第8節　架空線・埋設物

2014/10/30	ミニ査察（要望）		× つり足場内ケーブルの、注意喚起・内容表示及び切断時等の緊急連絡先を表示すべき
2014/10/31	本査察（好例）		● 水道管の埋設場所を明示している好例
2018/11/26	ミニ査察（好例）		● 吊り足場内に電源ケーブル明示がある
2023/10/30	ミニ査察（要望）		× 仮設ケーブルの埋設位置を表示し、注意喚起すること

2024/6/4	ミニ査察（好例）		● ケーブル養生について目立つ方法で注意喚起を行うとともに、各所に避難経路の明示を行っている
2024/8/7	ミニ査察（好例）		● 当該工事の事故防止対策がわかりやすく掲示されている （地下埋設物の事故防止10原則） （架空線の事故防止10原則）

【第1編　作業環境】

第5-1章　表示看板（注意喚起、禁止表示）

第9節　墜落制止用器具

2013/9/20	ミニ査察（好例）		● 「安全の見える化」に取組がなされた好例 （昇降設備出入口掲示） ・音声センサー付看板 「安全帯使用」
2022/9/29	ミニ査察（好例）		● 各フロアに、安全帯を使用する場所等の注意喚起の明示をしている

【第1編　作業環境】

第5-1章　表示看板（注意喚起、禁止表示）

第10節　多言語

2019/6/18	ミニ査察（要望）		× 外国人就労者対策として英語以外の母国語も表示する必要あり
2019/12/19	ミニ査察（好例）		● 外国人の母国語にて注意喚起（日本語、ローマ字、母国語）した好例

2023/12/20	ミニ査察（好例）		● 作業員に対する注意喚起が多国語で表示されている

【第1編　作業環境】

第5-2章　表示看板（制限表示等）

第1節　つり足場最大積載荷重

2019/1/31	ミニ査察（要望）		✕　作業通路として使っている検査路にも荷重表示をされたい
2023/12/20	ミニ査察（好例）		●　掲示物の表示がわかりやすい（足場の許容荷重表示）

【第1編　作業環境】

第5-2章　表示看板（制限表示等）

第2節　枠組足場最大積載荷重

2022/7/21	ミニ査察（要望）		✕　入口に最大荷重表示が明示されていない（入口部以外で明示されている）
2022/11/25	ミニ査察（好例）		●　場所毎に最大積載荷重の表示をしている。

【第1編　作業環境】

第5-2章　表示看板（制限表示等）

第3節　ローリングタワー最大積載荷重

2013/8/26	ミニ査察（指摘）		✕　ローリングタワーに最大積載荷重表示なし 【安衛則　第562条 最大積載荷重】

【第1編　作業環境】

第5-2章　表示看板（制限表示等）

第4節　作業構台最大積載荷重

2010/11/18	ミニ査察（指摘）		×　作業構台の最大積載荷重表示無し 【安衛則　第５７５条の４ 最大積載荷重】
2013/6/18	ミニ査察（好例）		●　クレーン作業の合図表示 作業構台 最大積載荷重表示の好例

【第1編　作業環境】

第5-2章　表示看板（制限表示等）

第5節　ダンプドラック最大積載量

2011/12/8	本査察（好例）		●　掘削機運転室内にダンプトラック過積載防止措置として積込量目安を、土質条件毎に色分け表示して、運転者に意識付けされた好例

【第1編　作業環境】

第5-2章　表示看板（制限表示等）

第6節　メッシュパレット最大積載量（数量管理）

2024/5/24	ミニ査察（要望）		×　制限荷重表示（内容物に応じた容量の限度を表示してください）
2024/6/4	ミニ査察（好例）		●　資材用のかごについて、最大積載荷重を明示するとともに、荷こぼれ防止のための注意喚起を行っている

【第1編　作業環境】

第5-2章　表示看板（制限表示等）

第7節　メッシュパレット最大積載量（制限高さ管理）

2013/10/22	本査察（要望）		✕　メッシュパレットの許容積載荷重表示「1500kg」が具体化でない （例：単管用クランプの場合、1500kg以下となる限界高さを色ラインで表示）
2022/9/12	ミニ査察（好例）		●　容量制限表示がきちんとされている好例

【第1編　作業環境】

第5-2章　表示看板（制限表示等）

第8節　自重表示

2024/6/4	ミニ査察（要望）		✕　各倉庫の主な内容物の表示と倉庫の空荷重を明示されたい
2024/11/1	ミニ査察（好例）		●　資材倉庫自体の重量を明示している

【第1編　作業環境】

第5-2章　表示看板（制限表示等）

第9節　その他

2021/11/24	ミニ査察（好例）		●　ジャッキ圧力管理において色分けにて見える化を図っている。

2022/10/27	ミニ査察（好例）		● 騒音と振動の基準を明確に表示している。

【第1編　作業環境】

第5-3章　表示看板（その他）

第1節　工区ブロック

2017/11/1	ミニ査察（好例）	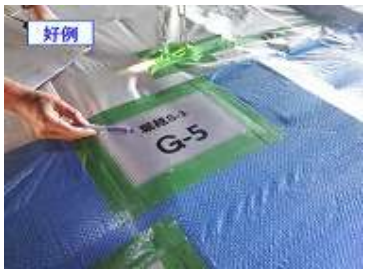	● 分かり易く表示された好例
2018/6/12	本査察（好例）		● 表示の好例

【第1編　作業環境】

第5-3章　表示看板（その他）

第2節　出入口・昇降口

2010/6/21	本査察（好例）		● 内照式非常灯で函内避難用出入り口表示した好例
2013/11/26	本査察（好例）		● 「安全の見える化」に種々の取組みがなされた好例 （はじご道安全ブロック使用 啓発表示に「D環」の表現入り）
2018/11/26	ミニ査察（好例）		● 吊り足場内に昇降口明示がある

【第1編　作業環境】

第5-3章　表示看板（その他）

第3節　つり足場（道路位置明示）

2017/12/7	ミニ査察（好例）	 	● 足場のシート上を多彩なカラーテープで表示したり、グリーンのシート箇所は下は道路を明示したり、各種見える化に取組んでいる好例
2017/12/7	ミニ査察（好例）		● 足場のシート上を多彩なカラーテープで表示したり、グリーンのシート箇所は下は道路を明示したり、各種見える化に取組んでいる好例

【第1編　作業環境】

第5-3章　表示看板（その他）

第4節　安全通路

2022/5/25	ミニ査察（好例）	 	● 安全通路の表示がわかりやすい

【第1編　作業環境】

第5-3章　表示看板（その他）

第5節　資材・緊急資材置場

2021/12/16	本査察（好例）		● 場内の表示がきちんとされている （使用済空缶置場の表示）
2021/12/16	本査察（好例）		● 場内の表示がきちんとされている （使用済空缶置場の表示）
2022/7/21	ミニ査察（要望）		× 緊急資材の一覧表を表に明示すること

【第1編　作業環境】

第5-3章　表示看板（その他）

第6節　建設業許可証

2019/7/18	ミニ査察（要望）		× 「建設業の許可票」のサイズが小さい （縦25cm以上×横35cm以上必要） 【建設業法施行規則 （昭和24年建設省令第14号） 別記様式第29号】
2019/10/29	ミニ査察（要望）		× 建設業の許可票の許可年月日（5年更新）が切れている

2020/10/14	ミニ査察（好例）		● 2か所（作業場所及び事務所付近）に許可票を提示した好例

【第1編　作業環境】

第5-3章　表示看板（その他）

第7節　看板・掲示物固定

2011/11/29	本査察（要望）		× 強風時の飛散防止措置・転倒防止措置必要

【第1編　作業環境】

第6-1章　作業通路(仮設足場)

第1節　通路整備

2020/8/27	ミニ査察(好例)		● 作業通路や看板も整理され消火器も転倒防止対策された好例
2022/10/27	ミニ査察(指導)		× 幅木が設置されていない。

【第1編　作業環境】

第6-1章　作業通路(仮設足場)

第2節　開口部

2016/3/11	ミニ査察(指導)		× 立坑内作業用通路の足場板が4枚から3枚に減少し手摺りの位置が段違いになっている箇所に開口部あり (足場板を設置するか、手摺りの位置を内側の手摺りに合わせるかの対策を行う必要あり)
2018/7/25	ミニ査察(指導)		× 通路が3枚板から2枚板になっており、開口部が出来ているため、注意喚起明示や開口部を養生
2024/11/1	ミニ査察(要望)		× 足先が入らない程度に開口部を養生すること

【第1編　作業環境】

第6-2章　作業通路（その他）

第1節　通路整備

2020/12/18	本査察（指導）		× 敷鉄板の段差があり危ない
2021/9/21	ミニ査察（好例）	 	● 3色のカラーコーンを使い分けて、危険・作業区域、資材置場、安全通路をわかりやすく区分した好例
2024/10/11	本査察（好例）		● 安全通路の明示が工夫されている（カラーコーン）
			● 多国語で安全通路の明示がされている

【第1編　作業環境】

第7章　保安柵

第1節　保安柵

2020/10/14	ミニ査察（要望）		× 一般の方が入らないようにトラロープ等で処置する必要あり
2024/8/7	ミニ査察（好例）		● 第三者の安全確保対策を充実させている（チューブライト設置、アクリル板設置）

【第1編　作業環境】

第8章　工事用出入口

第1節　出入口

<table>
<tr>
<td rowspan="3">2014/12/10</td>
<td rowspan="3">ミニ査察（好例）</td>
<td>
</td>
<td rowspan="2">● 工事現場出入口に、出入りを知らせるセンサーと連動した回転灯を、歩道側と車道側に設置した好例</td>
</tr>
<tr>
<td>
</td>
</tr>
<tr>
<td>
</td>
<td>● ヤードから出る際のルールが注意喚起表示されている</td>
</tr>
<tr>
<td>2017/9/22</td>
<td>本査察（指導）</td>
<td>
</td>
<td>× 工事ヤード内出入り口にカラーコーンが中央に1つだけ置かれている

（一般車両及び歩行者等進入の危険も有るため、出入り口にはガードマンを配置する必要あり）</td>
</tr>
</table>

【第1編　作業環境】

第9章　整理・整頓

第1節　資材置場（搬出入箇所）

2019/4/16	ミニ査察（要望）		× 資材の整理・整頓、飛散防止が不十分
2022/11/25	ミニ査察（好例）		● 資機材置き場が綺麗に整理整頓されており、又、単管が長さ別に表示してあり分かりやすく整頓されている。
2024/1/31	ミニ査察（好例）		● ヤード内の整理整頓状況が良い

【第1編　作業環境】

第9章　整理・整頓

第2節　資材置場（施工箇所）

2021/2/25	ミニ査察（要望）		× 整理整頓を積極的に行う必要あり
2021/2/25	ミニ査察（要望）		× 溶剤等は適切に保管する必要あり。 （作業員の衛生災害防止および盗難防止）

2023/9/26	本査察（好例）		● 目的別にカラーコーン色を決め、きちんと整理している

【第1編　作業環境】
　第9章　整理・整頓
　　第3節　現場事務所

2017/6/6	本査察（好例）		● 整理整頓された好例 （作業員詰所内に畳敷臥床スペースもあり、椅子はテーブルの下に収納でき整理整頓が徹底されている）

【第1編　作業環境】
　第9章　整理・整頓
　　第4節　産業廃棄物

2022/11/25	ミニ査察（好例）		● 産廃の分類（塩ビ、非塩ビ）が写真付きでわかりやすい。

2022/11/25	ミニ査察（好例）		● 産廃の分類（塩ビ、非塩ビ）が写真付きでわかりやすい。
2023/7/31	ミニ査察（要望）		× 産業廃棄物の分別表示がわかりづらい

【第1編　作業環境】
第10章　車両管理
第1節　制限速度

―	（好例）		● 場内車両走行制限速度の表示

【第1編　作業環境】
第10章　車両管理
第2節　車両重量計測装置

2021/11/24	ミニ査察（好例）		● 過積載防止の為、積載重量が確認できる計測器を設置している
2024/11/1	ミニ査察（好例）		● トラックスケール横にバックホウを配置して、過積載防止と運搬作業の効率化を図っている

【第1編　作業環境】
第10章　車両管理
第3節　車止め設置

2014/12/10	ミニ査察（好例）		● 工事現場内駐車場で、逸走防止のための駒止と、併せて車両の前輪据切りルールが徹底された好例

【第1編　作業環境】

第11章　突起物

第1節　突起物

2019/9/10	本査察（要望）		× 床版撤去箇所から鉄筋が突出しているため養生が必要。
2020/10/14	ミニ査察（要望）		× 鉄筋の結束線が外側にはみ出ていて危険
2020/12/18	本査察（好例）		● 突起物が養生された好例
2021/9/1	ミニ査察（好例）		● 街灯が養生されている好例
2024/11/1	ミニ査察（好例）		● 仮置きのH鋼への衝突に備えて、目立つ色の緩衝材で養生している

【第1編　作業環境】

第12-1章　場内周辺環境（環境対策等）

第1節　一般道汚損防止対策

―	―		● 工事用出入口に洗浄機が設置使用された好例 周辺道路の泥汚損防止措置
―	―		× 工事用出入口周辺の管理不備 場内の泥が一般道を汚損 【安全指針　第2章　第9節 工事現場のイメージアップ】 【公災防　第17章　第112 整理整頓】

【第1編　作業環境】

第12-1章　場内周辺環境（環境対策等）

第2節　粉塵対策

2011/1/18	ミニ査察（要望）		× 埋戻し材仮置場に飛散防止措置無し 転倒防止柵の奥は歩道
2014/1/23	ミニ査察（好例）		● 梁まわり吊り足場の内側から目張りが入念に施されていて沿道粉塵対策として好例
2016/8/5	ミニ査察（好例）		● 仮置残土の飛散防止の養生がしっかりされた好例

【第1編　作業環境】

第12-1章　場内周辺環境（環境対策等）

第3節　騒音・振動対策

2021/10/19	ミニ査察（好例）		● 近隣にに対して騒音、振動計を設置した好例
2021/11/24	ミニ査察（好例）		● ガラ選別機により騒音防止に努めている
2023/9/7	ミニ査察（好例）		● 工事車両の騒音、埃の影響がないような防音シートを設置している

【第1編　作業環境】

第12-1章　場内周辺環境（環境対策等）

第4節　その他

2015/11/11	ミニ査察（要望）		× シルトプロテクターが、干満の影響で下部に隙間ができないよう、対策する必要あり
2023/9/26	本査察（好例）		● トイレを第三者から目隠しし、作業員の職場環境に配慮している

2017/12/7	ミニ査察（好例）		● 工事関係者以外の人も見える場所に、掲示板と併せて、造花が綺麗に飾られてた好例
2023/7/31	ミニ査察（好例）		● 数か国語によるQRコードで、施工現場の紹介をしている
2023/9/7	ミニ査察（好例）		● デジタルサイネージを使用して地域住民への配慮ができている

【第1編　作業環境】

第13-1章　その他（熱中症対策）

第1節　熱中症予防対策看板

2023/7/31	ミニ査察（好例）		● 色を使ってわかりやすく表示することにより見える化を図っている
2023/9/26	本査察（好例）		● 熱中症予防の喚起を外国語で表記しており、分かりやすい
2024/8/7	ミニ査察（好例）		● 熱中症対策がわかりやすく掲示されている（尿の色による脱水症状チェック）

【第1編　作業環境】

第13-1章　その他（熱中症対策）

第2節　暑さ指数（WBGT）

2016/7/13	ミニ査察（指導）		× 熱中症予防のWBGT値が函体内等、作業箇所で計測されていない （写真は朝礼広場前で周知教育掲示）
2022/7/14	ミニ査察（好例）		● 作業班毎にWBGT値計測機が設置している上に、ランプでも状況を表示されており、またWBGT値ごとの対策も掲示されわかりやすい

2023/9/7	ミニ査察（好例）		● 責任者がWBGT用気温計を携帯し、作業員への注意喚起が迅速にできている

【第1編　作業環境】

第13-1章　その他（熱中症対策）

第3節　日除け

2011/8/2	ミニ査察（指導）		× 屋外休憩所に日除け必要
2011/8/23	本査察（好例）		● 地表部に加え、掘削床付け部にも熱中症予防対策が設置された好例 日除け屋根 ウォータークーラー 大型扇風機

【第1編　作業環境】

第13-1章　その他（熱中症対策）

第4節　空調服

2017/8/2	ミニ査察（好例）		● 作業員全員が空調服を着用した好例
2019/9/30	ミニ査察（好例）		● 空調服の貸し出しを実施した好例（熱中症対策）

【第1編　作業環境】

第13-1章　その他（熱中症対策）

第5節　熱中症対策備品

2017/5/17	ミニ査察（好例）		● 熱中症対策品がしっかり準備されていると共に、入り口横の分かりやすい所に設置されている好例
2024/5/24	ミニ査察（好例）		● 作業場所近くに熱中症キットを配置

第13-1章　その他（熱中症対策）

第6節　給水器

2020/8/27	ミニ査察（好例）		● 掲示物や熱中症対策が整理された好例
2021/7/30	ミニ査察（好例）		● 熱中症対策の好例
2023/7/31	ミニ査察（好例）		● 水を循環させることにより浄化し、有効的に使用している

【第1編　作業環境】
第13-1章　その他（熱中症対策）
第7節　製氷器

2012/7/31	本査察（好例）		● 熱中症予防対策の好例 （冷蔵庫　製氷器3台）
2013/9/20	ミニ査察（好例）		● 熱中症予防対策が種々講じられた好例 （現場休憩所前（屋外）に製氷機を配備）

【第1編　作業環境】
第13-1章　その他（熱中症対策）
第8節　自動販売機

2019/6/18	ミニ査察（好例）		● 熱中症対策として無料で指定飲料を入手できる自動販売機を設置した好例

【第1編　作業環境】
第13-1章　その他（熱中症対策）
第9節　スポットクーラー

2023/7/31	ミニ査察（好例）		● 大型のスポットクーラーを使用し、現場を快適な環境にしている
2024/6/4	ミニ査察（好例）		● 熱中症対策の一環として、現場にスポットクーラー、冷蔵庫及び担架兼用ベンチを設置している

【第1編　作業環境】
　第13-1章　その他（熱中症対策）
　　第10節　扇風機

2021/7/30	ミニ査察（好例）		● 熱中症対策の好例

【第1編　作業環境】
　第13-1章　その他（熱中症対策）
　　第11節　ミスト発生機

2023/6/15	ミニ査察（好例）		● ミストシャワー設備が設置されている

【第1編　作業環境】
　第13-1章　その他（熱中症対策）
　　第12節　シャワー室

2023/9/7	ミニ査察（好例）		● 暑さ対策用のシャワー設備を設置している

【第1編　作業環境】

第13-2章　その他（案内掲示等）

第1節　第三者説明用掲示等

2021/9/21	ミニ査察（好例）	 	● 第3者への案内掲示物が工夫して掲示されている好例

【第1編　作業環境】

第13-2章　その他（案内掲示等）

第2節　工事関係者説明用掲示等

2019/9/10	本査察（好例）	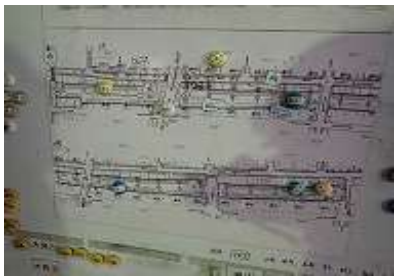	● 日毎の作業編成表に各作業がどの場所で行われているかを会社名と個人名で記載した好例
2020/12/18	本査察（要望）		× 緊急連絡表に外部の連絡先（病院、警察等）が明示されていない
2022/12/7	ミニ査察（好例）		● 注意事項を記載しており、指示事項が具体的、かつ適切となっている。

【第1編　作業環境】
第13-3章　その他（観測等）
第1節　坑内環境測定

―	（好例）		● 坑内環境測定の好例 酸素・硫化水素 ・メタンガス等の常時測定

【第1編　作業環境】
第13-3章　その他（観測等）
第2節　気象観測

2010/10/5	本査察（好例）		● 風速、雨量がデジタル表示 された好例
2012/2/8	ミニ査察（好例）	 	● デジタル式風速計、 赤色回転灯が設置された好例 強風時等のクレーン作業等 のきめ細かい管理
2022/7/21	ミニ査察（好例）		● 気象情報を見える化した好例

【第1編　作業環境】

第13-3章　その他（観測等）

第3節　安全対策用機器

2018/10/30	ミニ査察（好例）		● 監視カメラを設置し、休憩所からモニターで工事敷地内を確認出来るようにしている
2021/2/25	ミニ査察（好例）		● レーザーセンサーを用いたシステムを構築し、上部にある桁にクレーンのブームが衝突しないよう配慮された好例
2021/2/25	ミニ査察（好例）		● 現場に記録カメラを設置し、作業記録や防犯対策に活用している好例

【第1編　作業環境】

第13-3章　その他（観測等）

第4節　防犯用機器

2019/9/30	ミニ査察（好例）		● 遠隔地から管理できるよう、防犯カメラを自主設置した好例
2019/10/29	ミニ査察（好例）		● 遠隔地から管理できる様、防犯カメラを自主設置した好例

【第1編　作業環境】

第13-4章　その他（その他作業環境）

第1節　排気ダクト（換気）

―	（好例）		● 掘削内に換気ファンを設置した好例
2015/7/30	ミニ査察（要望）		× 外気が入るような空間を作り より強い風力の送風機を使用 するようにする必要あり
2016/12/12	ミニ査察（要望）		× 送風機のフィルターが詰まっている 可能性あり （原則として、作業環境管理として 作業場内の換気設備の排気口は 外部へ設置する必要があり、外部 へ出せない場合は、このような循 環式となるが、フィルターの規格・ 交換基準等を作業員に周知する 必要あり）

【第1編　作業環境】

第13-4章　その他（その他作業環境）

第2節　その他設備

2021/9/1	ミニ査察（好例）	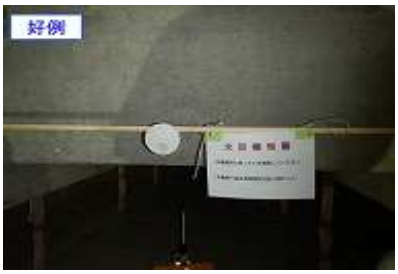	● 火災報知器が設置された好例
2021/10/19	ミニ査察（好例）		● 顔認証システムを導入し、作業 員の入退場を管理している好例

【第2編　作業意識】

第1章　安全管理意識（掲示板等）

第1節　安全掲示板

2020/11/13	ミニ査察（好例）		● 大きくわかりやすい構成、独自の安全ルールがわかりやすくキレイに整理された好例
2021/7/30	ミニ査察（好例）	 	● 大きくて見やすい朝礼ボードの好例
2022/9/12	ミニ査察（要望）		× 労働安全衛生週間の周知がなされていない

【第2編　作業意識】

第1章　安全管理意識（掲示板等）

第2節　安全宣言

2022/12/20	本査察（好例）	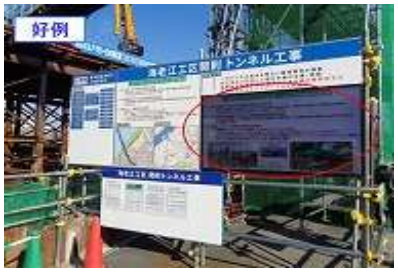 	● 職長の安全宣言をモニターを使用して閲覧できるようにし、各職長の目標を共有できるようにしている

【第2編　作業意識】

第1章　安全管理意識（掲示板等）

第3節　安全表彰

2016/7/13	ミニ査察（好例）		● 朝礼広場前掲示に、毎月の安全表彰受賞者が掲示され作業員のモチベーション向上が図られている好例

【第2編　作業意識】

第1章　安全管理意識（掲示板等）

第4節　救急対応

2018/11/26	ミニ査察（好例）		● 救急要請時に迅速かつ適格に対応出来るように工夫している（現場掲示）
2020/12/18	本査察（要望）		× 緊急連絡表に外部の連絡先（病院、警察等）が明示されていない

【第2編　作業意識】

第1章　安全管理意識（掲示板等）

第5節　事故・災害事例

2021/12/16	本査察（好例）		● 事故事例の紹介をしている
2022/10/27	ミニ査察（好例）		● 事故事例を表示し、注意喚起している。

【第2編　作業意識】

第1-2章　安全管理意識（KY等活動）

第1節　KY活動・リスクアセスメント

2021/2/25	ミニ査察（指導）		× KYシート、および、作業計画書において、統責や元方のサインがない。 作業開始前にサインし、確認を行うべきである。
2024/8/7	ミニ査察（好例）		● 元請社員によるリスクアセスメントが実施されている

【第2編　作業意識】

第1-2章　安全管理意識（KY等活動）

第2節　ヒヤリハット

2022/12/20	本査察（好例）		● ヒヤリハット事案の収集のためにスマホで情報収集し、手軽に情報共有が出来るよう工夫している
2023/11/29	ミニ査察（好例）		● 現場にヒヤリハット体験集を掲載し、注意喚起している

【第2編　作業意識】

第1-2章　安全管理意識（KY等活動）

第3節　作業打合せ

2021/10/19	ミニ査察（好例）		● 作業指示が徹底された作業指示書の好例

【第2編　作業意識】

第1-2章　安全管理意識（KY等活動）

第4節　安全ルール（作業手順書等）

2019/9/10	本査察（好例）		● 当該現場の作業要領について、図及び写真を用いて分かり易く説明している好例
2021/11/24	ミニ査察（好例）		● 作業手順書を現場に掲示、赤書き追記し、周知している
2022/12/20	本査察（好例）		● 現場の写真を使って、より分かりやすく手順書を作成し、更新した内容も追記することにより、作業指示を周知徹底している

【第2編　作業意識】

第1-2章　安全管理意識（KY等活動）

第5節　安全教育

2021/12/16	本査察（好例）		● 外国人作業員向けの教育をしている

【第2編　作業意識】

第1-2章　安全管理意識（KY等活動）

第6節　体調管理

2022/7/14	ミニ査察（好例）		● 作業前だけでなく、作業終了時も体調と体温確認をしている

【第2編　作業意識】

第2章　保護具

第1節　保護具

2022/10/27	ミニ査察（要望）		×　防塵マスクをきちんと管理をすること ※保護具着用管理責任者を選任され、防塵マスクの選択、使用等について、適正な選択、使用及び保守管理すること
2024/5/30	ミニ査察（指導）		×　防毒マスクの使用が適切でない（タオルで口を覆った上に防毒マスクを着用しているため、隙間がある）

【第2編　作業意識】

第3章　有資格者の掲示

第1節　有資格者

2023/1/31	ミニ査察（要望）	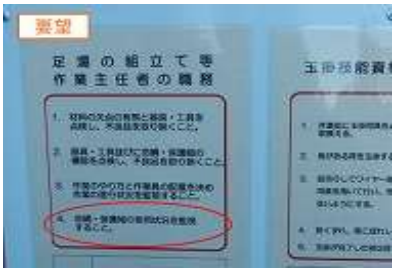	×足場の組立て等作業主任者の職務は、安衛則第566条第1項第4号の内容を正確に記載すること （誤）命綱・保護帽の使用状況を監視すること （正）要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること
2023/12/20	ミニ査察（好例）		● 掲示物の表示がわかりやすい （足場点検者）

【第2編　作業意識】

第4章　入坑者の掲示

第1節　入坑者

2010/11/26	本査察（好例）		● 入退場者、有資格者等の表示、掲示の好例
2019/6/18	ミニ査察（好例）	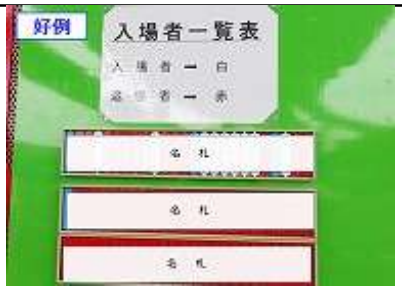	● 昇降用エレベータ前に足場内の入退場者が把握できるよう掲示した好例

【第2編　作業意識】

第5章　服装

第1節　服装

2017/5/31	ミニ査察（好例）		● 装備の確認をするミラーと一緒に、装備の写真が表示された好例
2024/6/4	ミニ査察（好例）		● 大型の鏡を設置して服装のチェックを勧奨している

【第3編　仮設備】

第1章　単管・枠組足場

第1節　単管・枠組足場

2016/11/21	ミニ査察（指摘）	 	× 単管足場の建地の間隔が1.85mを超えている 【安衛則　571条　令別表第八第一号に掲げる部材等を用いる鋼管足場】
2024/12/10	ミニ査察（好例）		● 隙間のない足場を設置している

【第3編　仮設備】

第2章　足場基部

第1節　足場基部

2016/8/5	ミニ査察（指導）		× 単管足場建地ベース金具で敷板と釘止めされていない箇所あり
2023/11/21	ミニ査察（好例）		● 足場脚部にかすがいを使用して確実に固定している

【第3編　仮設備】

第3章　ブラケット足場

第1節　表示物

2022/9/29	ミニ査察（好例）		● 各フロアに、ブラケット足場の集中荷重注意等の明示をしている

【第3編　仮設備】

第3章　ブラケット足場

第2節　ブラケット足場

2024/6/4	ミニ査察（好例）		● ブラケット足場について、躯体との間隔を抑え、かつ、ブラケット先端に保護キャップを設けている
2024/11/1	ミニ査察（好例）		● 防塵フェンスの点検用にあらかじめ足場を設置している

【第3編　仮設備】
第4章　作業床
第1節　作業床設置

2019/2/19	ミニ査察（要望）		× フェンス設置作業には作業床を設置する必要あり
2021/10/28	ミニ査察（好例）		● 作業員の安全性を考慮した通路の好例

【第3編　仮設備】
第4章　作業床
第2節　建地間隔

―	―		× 足場のけた行方向建地間隔が大きすぎる（1．85m超） 【安衛則　第571条 鋼管規格に適合する 鋼管足場】

【第3編　仮設備】
第4章　作業床
第3節　作業床の隙間

2022/2/1	ミニ査察（好例）		● 足場板の隙間を埋めた好例
2024/5/24	ミニ査察（要望）		× 巾木部分の隙間があきすぎている

【第3編　仮設備】
第4章　作業床
第4節　足場板固定

―	―		× 足場板が未固定 【安衛則　第563条　作業床】

【第3編　仮設備】
第4章　作業床
第5節　3枚結束

2013/12/12	ミニ査察(要望)		× 金属製足場板3枚を結束している （2枚結束とする必要あり）

【第3編　仮設備】
第4章　作業床
第6節　足場板突出長

2013/8/27	本査察(要望)		× 足場板端の突出長を「10cm以上L/18以下」の範囲とする必要あり

【第3編　仮設備】
第4章　作業床
第7節　段差

―	―		× 作業床面につまずき、すべり等のおそれ 【安衛則　第544条　作業場の床面】

【第3編　仮設備】

第5章　つり足場

第1節　シート養生等

―	（好例）		● 適切な作業床 シート養生 凹凸も無し
2015/1/19	ミニ査察（好例）		● 作業床が、シートとテーピングで しっかり養生された好例

【第3編　仮設備】

第5章　つり足場

第2節　作業床の隙間

―	―		× 作業床の設置方法不良 つり足場の作業床隙間不可 【安衛則　第574条 つり足場】
2016/8/5	ミニ査察（好例）		● ボルト1つ落ちないほど隙間が しっかりと埋められている

【第3編　仮設備】

第5章　つり足場

第3節　足場板設置・固定

―	―		× 足場板が未固定 【安衛則　第563条　作業床】

【第3編　仮設備】
第5章　つり足場
第4節　つりチェーン

―	―		× つり足場の設置不良 親ゴ端部つりチェーン外れ チェーンの外れ止め無し 【安衛則　第561条　構造】 【安衛則　第568条 つり足場の点検】
2023/11/21	ミニ査察（好例）		● ゆるみ防止のためにターンバックルを使っている

【第3編　仮設備】
第5章　つり足場
第5節　つり桁（おやご）、根太（ころばし）

―	―		× おやご（大引）ところばし（根太） が上下逆 上のおやごにチェーン掛け 下のころばしは、クランプでおやご からつり下げ 【安衛則　第574条　つり足場】

【第3編　仮設備】
第5章　つり足場
第6節　壁つなぎ

2014/8/29	本査察（要望）		× 壁つなぎ振れ止め単管が １箇所のみで、作業時、強風時 の揺れ防止が求められる （2箇所目の壁つなぎ振れ止め 単管を追加する必要あり）

【第3編　仮設備】

第5章　つり足場

第7節　照度

2013/10/23	ミニ査察（好例）		● 朝顔足場に採光パネルが設置された好例
2016/10/13	本査察（好例）		● 照明が多く設置され、作業場所がとても明るい好例
2019/6/18	ミニ査察（要望）		× 吊り足場内の照度不足

【第3編　仮設備】

第6章　つり足場（中段足場）

第1節　2段足場

2011/10/27	本査察（好例）		● 吊り足場内に2段足場が設置された好例

【第3編　仮設備】

第6章　つり足場（中段足場）

第2節　足場板設置

―	―		× 足場板の1枚使い 幅が40cm未満 結束も無し 【安衛則　第563条　作業床】
2012/8/28	本査察（指導）		× 中段足場 （桁方向・2枚敷き）を渡る 安全通路（横断方向）無し

【第3編　仮設備】

第6章　つり足場（中段足場）

第3節　足場板の突出し長

―	―		× 足場板の突出長が大きすぎる （43cm） 【安衛則　第563条　作業床】

【第3編　仮設備】

第6章　つり足場（中段足場）

第4節　足場板の重ね長

2013/10/23	ミニ査察（要望）	 	×　中段足場の足場板で、重ね継ぎ方法が不適切 （ころばし単管からの突出長を、L/18以下にする必要あり） （重ね継ぎ長を、ころばし単管を中心に20cm以上（両側へ各々10cm以上）確保する必要あり） （下側の足場板を、3本以上のころばし単管に支持される位置に設置する必要あり）

【第3編　仮設備】

第7-1章　昇降設備（仮設足場）

第1節　昇降設備設置

―	―		× 作業床に昇る昇降設備無し 1．5mを超える高さ 【安衛則　第526条 昇降するための 設備の設置等】
2017/12/14	ミニ査察（好例）		● ローリングタワーでの昇降は通常は直梯子であるが階段が設置されている好例

【第3編　仮設備】

第7-1章　昇降設備（仮設足場）

第2節　手摺り・幅木・防護ネット等

―	―		× 一般道路に隣接した昇降足場に幅木、防護ネット無し 【安衛則　第552条　架設通路】 【安衛則　第537条 物体の落下による危険の防止】 【安全指針　第2章　第6節 飛来落下の防止措置】 【公災防　第14章　高所作業】
2016/10/7	ミニ査察（指導）		× 手摺りが無いため、転落の危険あり

【第3編　仮設備】

第7-1章　昇降設備（仮設足場）

第3節　ステップ（踏さん）

2022/12/7	ミニ査察（好例）		● 全てのステップに滑り止めテープを貼っている。

【第3編　仮設備】
第7-1章　昇降設備（仮設足場）
第4節　はしご突出し

2013/2/26	ミニ査察（指摘）		× はしご道の突出し不足 （60cm以上の突出にする必要あり） × はしご道の脚部に作業床なし × はしご道の上部に親綱設置等の 墜落防止措置なし （安全ブロックを設置する必要あり） 【安衛則　第556条　はしご道】 【安衛則　第519条　開口部等の囲い等】

【第3編　仮設備】
第7-1章　昇降設備（仮設足場）
第5節　踊り場

―	―		× 地上設置10m以上の はしご道に踏だな 設置無し 【安衛則　第556条　はしご道】

【第3編　仮設備】
第7-1章　昇降設備（仮設足場）
第6節　開口部

2017/7/11	本査察（指導）		× ステップ間の開口部が大きく つま先・かかとが入らないよう に調整する必要あり
2021/9/1	ミニ査察（好例）		● 確実に開口部を養生している

【第3編　仮設備】

第7-1章　昇降設備（仮設足場）

第7節　はしご（階段）固定

2015/7/29	ミニ査察（指導）		× つり足場内の、昇降設備の脚端部の固定なし
2023/10/30	ミニ査察（好例）		× 階段が固定されていない。

【第3編　仮設備】

第7-1章　昇降設備（仮設足場）

第8節　はしご（階段）支障物

2014/8/29	本査察（要望）	 	× はしごの手前に中段足場・親ご単管があり、昇降の支障となる恐れがある （はしごを親ご単管の前に設置する必要あり）

【第3編　仮設備】

第7-2章　昇降設備（はしご・その他）

第1節　昇降設備設置

2023/11/29	ミニ査察（要望）		✕　昇降の段差をなくすこと（仮設通路の目安が25cm以内）
2024/11/1	ミニ査察（好例）		●　腹起し用の昇降設備を独自に設けていること

【第3編　仮設備】

第7-2章　昇降設備（はしご・その他）

第2節　手摺り

2023/10/30	ミニ査察（好例）		●　低い場所でも昇降階段を設置している

【第3編　仮設備】

第7-2章　昇降設備（はしご・その他）

第3節　ステップ（踏さん）

2022/2/1	ミニ査察（要望）		×　タラップを２本ほど追加する必要あり
2023/12/20	ミニ査察（好例）		●　垂直はしごのすべり止め対策をしている

【第3編　仮設備】

第7-2章　昇降設備（はしご・その他）

第4節　踊り場

2022/9/12	ミニ査察（要望）		× 梯子が5m以上ある場合、踊り場を設置すること

【第3編　仮設備】

第7-2章　昇降設備（はしご・その他）

第5節　はしご設置（突出し・固定・角度・表裏確認等）

―	―		× はしごの固定無し 及び突出長不足 60cm以上必要 【安衛則　第556条　はしご道】
―	―		× 移動はしご設置角度が 緩すぎる（約60°） 【安衛則　第527条 移動はしご】 【各メーカーの取扱説明書】
2010/12/9	ミニ査察（指導）		× アルミ製はしごの誤使用 表裏逆使用 →踏みさん面傾斜 地質調査ボーリング やぐら脚部の固定不備

【第3編　仮設備】

第7-2章　昇降設備（はしご・その他）

第6節　はしご変形・破損

―	―		× 変形したはしごを使用 壁との間隔も無し 15cm以上必要 【安衛則　第556条　はしご道】

2015/11/11	ミニ査察（要望）		× 資材置き場に、破損した不適格なはしごあり （廃棄する必要あり）

【第3編　仮設備】
第7-2章　昇降設備（はしご・その他）
第7節　はしご材料

2020/2/27	ミニ査察（要望）		× 不安全な架設通路 （勾配30度を超える場合は、階段を設ける、勾配30度以下であっても手すりは必要）

【第3編　仮設備】
第7-2章　昇降設備（はしご・その他）
第8節　はしご支障物

2024/5/30	ミニ査察（要望）		× 昇降設備にシートがかかっている

【第3編　仮設備】
第7-2章　昇降設備（はしご・その他）
第9節　安全ブロック

―	―		● 良好なはしご道 安全ブロックを設置
2020/8/27	ミニ査察（要望）		× ロリップ（安全ブロック）設置による安全対策の強化が望まれる

【第3編　仮設備】

第7-2章　昇降設備（はしご・その他）

第10節　トラック荷台への昇降設備

2019/2/19	ミニ査察（要望）		× 資材荷下ろし時には昇降設備を設置する必要あり
2022/12/20	本査察（好例）		● ダンプの荷台上の作業用に、安全に昇降できる設備を設置している
2024/1/31	ミニ査察（好例）		● ダンプトラックの荷台上の作業用に、安全帯の親綱と昇降設備が適切に設置されている

【第3編　仮設備】

第7-2章　昇降設備（はしご・その他）

第11節　はしご道の訓練設備

2012/7/18	ミニ査察（好例）		● はしご道等の演練設備
2012/10/30	本査察（好例）		● はしご道と安全ブロックの演練台

【第3編　仮設備】

第8章　落石防護ネット

第1節　落石防護ネット

―	―		× 落石防護ネット無し 【安衛則　第361条 地山の崩壊等による 危険の防止】 【安全指針　第7章　第1節 一般事項】
―	（好例）		● 落石防護ネット施工の好例

【第3編　仮設備】

第9章　土留め支保工

第1節　山留材（切梁・腹起し）

―	―		× 土止め支保工のボルト 締付けず 【安衛則　第371条 部材の取付け等】 【安衛則　第373条　点検】
2022/12/20	本査察（要望）		× 切梁上の大きな砕石ガラを取り除くこと

【第3編　仮設備】

第9章　土留め支保工

第2節　軽量鋼矢板

―	―		× 土止め支保工の不良 軽量鋼矢板の不整列な設置 腹起しとの隙間大 【安衛則　第369条　構造】 【安全指針　第5章　第2節 土留め・支保工】

【第3編　仮設備】
第10章　型枠支保工
第1節　型枠工

2020/12/18	本査察（要望）		× 止めピンの抜け防止対策を行う必要あり

【第3編　仮設備】
第10章　型枠支保工
第2節　支保工

2010/11/18	ミニ査察（指摘）		× 型枠支保工の脚部に滑動防止措置無し 【安衛則　第242条 型枠支保工についての措置等】

【第3編　仮設備】
第10章　型枠支保工
第3節　掲示物

2010/11/18	ミニ査察（指導）		× 型枠支保工の組立て等作業主任者掲示無し

【第3編　仮設備】
第11章　交通規制
第1節　交通規制帯

―	（好例）		● 適切な交通規制の好例 維持・点検工事の交通規制
―	―		× カラーコーン（2個）のみ で一般道を規制して作業 【道交法　第77条 道路の使用の許可】

【第3編　仮設備】
第11章　交通規制
第2節　交通規制用資材

2013/11/26	本査察（好例）		● デルタクッション（車両衝突時 衝撃緩和規制資材）を採用した 好例

【第3編　仮設備】
第11章　交通規制
第3節　第三者用看板等

2021/2/25	ミニ査察（要望）		× 自動車の運転者から視認しやす いよう電光掲示板を配置する必 要あり
2021/2/25	ミニ査察（要望）		× 歩行者に向けた看板がない。 （公衆災害防止の観点）

【第3編　仮設備】

第12章　単管継手

第1節　クランプからの突出し長

2021/9/1	ミニ査察（要望）		× 角パイプのクランプからの突出長が不十分
2022/12/7	ミニ査察（要望）		× 手すり単管の突き出しが不十分

【第3編　仮設備】

第12章　単管継手

第2節　単管継手

―	（好例）		● 良好な手摺り単管の継手 ラップ50cm以上 クランプも2個使用

【第3編　仮設備】

第12章　単管継手

第3節　緊結方法

―	―		× 鋼管の緊結に番線を使用 【安衛則　第561条　構造】 【安衛則　第570条 鋼管足場】 【安衛則　第571条 鋼管規格に適合する 鋼管足場】

【第3編　仮設備】

第13章　チェーンの使い方

第1節　水平掛け

―	（好例）		● 適切なチェーンのかけ方 八の字掛け
2023/7/31	ミニ査察（指導）		✕ チェーンが水平掛けになっている。

【第3編　仮設備】

第13章　チェーンの使い方

第2節　チェーン設置位置

2013/12/12	ミニ査察（指導）		✕ 吊り足場で、吊りチェーンがおやご単管から外れる恐れがあり （外れる恐れのない位置で吊る必要あり）

【第3編　仮設備】

第13章　チェーンの使い方

第3節　チェーン弛み

2013/12/12	ミニ査察（指導）		✕ 張力が入っているべき吊りチェーンに弛みあり（多数箇所） （均等に張力が入るよう是正する必要あり）
2023/11/21	ミニ査察（好例）		● ゆるみ防止のためにターンバックルを使っている

【第3編　仮設備】

第13章　チェーンの使い方

第4節　チェーン外れ止め

ー	（好例）		● 適切なチェーンの使い方 チェーンフックの外れ止め
2013/2/26	ミニ査察（要望）		× 床版鉄筋につりチェーンを懸架 脱落防止措置無し
2015/11/5	ミニ査察（好例）		● つりチェーンに外れ止めを設置 している好例

【第3編　仮設備】

第13章　チェーンの使い方

第5節　点検

2015/5/21	ミニ査察（好例）		● つり足場内の各種表示・明示 の好例 （つりチェーンの点検が確実に なされ、かつ明示されている）

【第3編　仮設備】

第14-1章　墜落・転落、飛来・落下（手摺り）

第1節　手摺り構造

2011/8/23	本査察（指導）		× 中さん設置無し
2012/7/31	本査察（好例）		● 手摺り先行枠組足場を採用した好例 端足場板・幅木・手摺り支柱一体型で、従来タイプの端足場板－幅木間の隙間が無い
2022/5/25	ミニ査察（要望）		× 手すりのロープを強度のあるようなタイプに変更してほしい

【第3編　仮設備】

第14-1章　墜落・転落、飛来・落下（手摺り）

第2節　手摺り高さ

2010/8/27	本査察（指導）		× 手すりの高さが85cm以上でない

【第3編　仮設備】
第14-2章　墜落・転落、飛来・落下（幅木）
第1節　幅木設置

ー	（好例）		● 良好な作業通路 手摺のクランプカバー 傾斜路の踏み桟 幅木等設置有り
2022/10/27	ミニ査察（指導）		× 渡り通路上に幅木の設置をすること

【第3編　仮設備】
第14-2章　墜落・転落、飛来・落下（幅木）
第2節　幅木設置高

2014/9/3	ミニ査察（要望）		× 倉庫棟わく組足場の一部、コーナー部（金属製足場板重ね継ぎ部）において、上側の金属製足場板に対し、幅木の高さが約7cmとなっている わく組足場においては、交さ筋かい及び高さ15cm以上の幅木を設置する必要あり

【第3編　仮設備】
第14-2章　墜落・転落、飛来・落下（幅木）
第3節　幅木隙間

2022/9/29	ミニ査察（要望）		× 幅木の隙間を点検し、必要に応じて処置を講ずること

【第3編　仮設備】

第14-3章　墜落・転落、飛来・落下（防護ネット）

第1節　防護ネット設置

2020/12/18	本査察（要望）		× 物体の落下防止として板が設置されているが、ネット等を設ける必要あり
2023/1/31	ミニ査察（好例）		● 隣接工事及び河川への物体の落下を防止するため、落下防止用ネットを足場側面全面に設置している。

【第3編　仮設備】

第14-3章　墜落・転落、飛来・落下（防護ネット）

第2節　防護ネット重ね幅

ー	（好例）		● 適切な防護ネット 継ぎ目は重ね合わせて設置
2013/11/26	本査察（指導）		× 吊り足場・中段足場下の防護ネット重ね幅が、6～7cmしか取られていない、落下物防止措置徹底のため、重ね幅に余裕をもたせる必要あり

【第3編　仮設備】

第14-3章　墜落・転落、飛来・落下（防護ネット）

第3節　防護ネット隙間

2022/9/12	ミニ査察（指導）		× 安全通路の上のネットを隙間のないように設置すること

2023/11/29	ミニ査察（要望）		× できる限り、ネットの隙間を防ぐこと

【第3編　仮設備】

第14-3章　墜落・転落、飛来・落下（防護ネット）

第4節　防護ネット弛み

2019/1/28	ミニ査察（指導）		× 作業床に隙間と落下防止ネットの緩みがあり、落下防止措置が不十分

【第3編　仮設備】

第14-4章　墜落・転落、飛来・落下（その他）

第1節　伸縮継手部隙間

2014/7/31	ミニ査察（要望）		× 伸縮継手部床版遊間（隙間） 一部あり （養生を設置する必要あり）

【第3編　仮設備】

第14-4章　墜落・転落、飛来・落下（その他）

第2節　落下物養生設備

2022/12/7	ミニ査察（好例）		● 第三者が通行する箇所について、より確実な落下物養生が出来ている。

【第3編　仮設備】

第15章　墜落・転落（墜落制止用器具）

第1節　墜落制止用器具の着用

2015/5/15	本査察（好例）		● フルハーネス（2丁掛け）型安全帯を使用している好例
2024/1/31	ミニ査察（好例）		● ダンプトラックの荷台上の作業用に、安全帯の親綱と昇降設備が適切に設置されている

【第3編　仮設備】

第15章　墜落・転落（墜落制止用器具）

第2節　墜落制止用器具の訓練設備

2022/9/12	ミニ査察（好例）		● 体調チェック用の平均台と安全帯2丁掛けの練習設備が設置されている
2022/12/7	ミニ査察（好例）		● 安全帯の試行ゲートを設置している

【第3編　仮設備】

第15章　墜落・転落（墜落制止用器具）

第3節　墜落制止用器具の点検

2020/2/27	ミニ査察（指導）		× 損傷のある安全帯が放置されている

2022/11/25	ミニ査察（指摘）		×　旧規格の墜落制止用器具を使用している。速やかに交換すること 　また、現在現場にて使用している墜落制止用器具の再度点検すること 【墜落制止用器具の規格（平成31年1月25日）厚生労働省告示第11号】
2024/7/31	ミニ査察（要望）		×　交換時期がきていると思われる。（ベルト部他が塗料等の付着により変色硬化等が見られるので、点検し不具合部分を交換すること、若しくは、新しい墜落制止用器具に交換すること）

【第3編　仮設備】
第16章　墜落・転落（親綱）
第1節　親綱設置

2022/12/26	本査察（指摘）		× 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備として、親綱用支柱を使用していないこと 【労働安全衛生規則第５２１条（要求性能墜落制止用器具等の取付設備等）】

【第3編　仮設備】
第16章　墜落・転落（親綱）
第2節　設置高さ

2024/9/20	ミニ査察（要望）		× 墜落制止用器具（胴ﾍﾞﾙﾄ型）の適切なショックアブソーバーの選定（第1種、巻取リール式）による親綱の高さと親綱に適切な緊張を行うこと また、無胴綱状態をなくす為に2丁掛けが望ましい

【第3編　仮設備】
第16章　墜落・転落（親綱）
第3節　たわみ

2021/1/28	ミニ査察（指導）		× 親綱がゆるく、作業スペースが狭い

【第3編　仮設備】
第16章　墜落・転落（親綱）
第4節　2方向掛け

2021/9/21	ミニ査察（指導）		× コーナー部では、各方向別に親綱支柱を設置する必要あり

―	―		× ワイヤクリップの設置間隔 大きすぎ（@165㎜） ワイヤ被覆の上からクリップ止め 【安衛則　第518条 作業床の設置等】 【安衛則　第521条 安全帯等の取付設備等】
2019/10/29	ミニ査察（指導）		× ユニットハウス固定アンカーの ワイヤークリップが1点止めと なっている
2022/12/26	本査察（好例）		● ワイヤの被覆をはがして適正にクリップを取り付けている

ワイヤロープの直径とクリップの取付個数

ワイヤロープの直径	クリップの種類	取付個数（単位　個）		
		6×24又は6×37ワイヤロープの場合	6×19ワイヤロープの場合	6×7ワイヤロープの場合
6.3～8	F8又はMR8	4	5	6
9～10	F10又はMR10	4	5	6
11.2～12.5	F12又はMR12	4	5	6
14	F14又はMR14	4	5	6
16	F16又はMR16	4	5	6
18	F18又はMR18	5	7	8
20	F20－F22	5	7	8
24～25	F24－F25	5	7	8
26～28	F26－F28	5	7	8
30～31.5	F30－F32	6	8	9
33.5～37.5	F33－F38	7	9	11
40～45	F40－F45	7	9	11
47.5～50	F47－F50	8	10	12

（注）Fは鍛造、MRは鋳造

【クリップの取付間隔】
クリップの取付間隔はワイヤロープの一よりの長さ（おおむねワイヤロープの直径の6.5倍）とする

【末端のクリップとワイヤーロープの端末との間隔】
末端のクリップとワイヤロープの端末との間隔はワイヤロープの直径の6倍以上とする

（出典）
林業・木材製造業労働災害防止規程　第213条（クリップの使用）
（特別民間法人　林業・木材製造業労働災害防止協会）

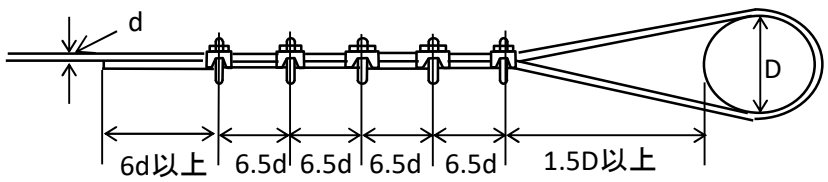

【第3編　仮設備】
第17-1章　開口部(仮設足場)
第1節　足場と型枠支保工間

2020/11/13	ミニ査察(要望)		× 円形躯体と足場板の隙間が大きいため、足場の使用時のルールを 厳格に管理徹底する必要あり(墜落制止用器具の使用等)

【第3編　仮設備】
第17-1章　開口部(仮設足場)
第2節　通路

2022/2/1	ミニ査察(要望)		× 足場の開口部の隙間を塞ぐ必要あり

【第3編　仮設備】
第17-1章　開口部(仮設足場)
第3節　作業床

2019/1/31	ミニ査察(指導)		× 作業床付近の開口部養生が不十分
2020/11/13	ミニ査察(指導)		× 開口部をテープで養生しているが、強固なものに変更し、墜落防止措置をする必要あり

【第3編　仮設備】

第17-2章　開口部（その他）

第1節　構造部

2022/9/12	ミニ査察（指導）		× 開口部の養生がされていない

【第3編　仮設備】

第17-2章　開口部（その他）

第2節　擁壁

2019/12/19	ミニ査察（指導）		× 転落防止対策が必要

【第3編　仮設備】

第18章　鋼製ベント

第1節　ブレス材

2011/7/19	本査察(指導)		× ベント(支保工)の一部に ブレス材無し
2011/7/19	本査察(要望)		× ベント(支保工)の ブレス材に弛み

【第3編　仮設備】

第18章　鋼製ベント

第2節　ボルト弛み

2011/7/19	本査察(要望)		× ベント(支保工)のボルト に弛み

【第3編　仮設備】

第18章　鋼製ベント

第3節　その他

2016/7/27	ミニ査察(要望)	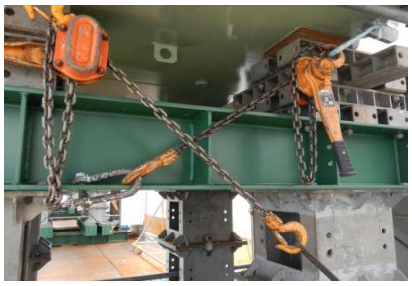	× レバーブロックの取付位置が 各ピースでバラバラである (作業計画を確認する必要あり)

【第4編　資器材】
　第1章　足場器材
　　第1節　変形、損傷

2018/12/4	ミニ査察（指導）		× 足場（消音装置据付用）の足場板が変形している
2022/2/1	ミニ査察（要望）		× 足場板が古いため、全体的に点検する必要あり

【第4編　資器材】
　第1章　足場器材
　　第2節　さび

2014/8/29	本査察（指導）		× わく組昇降階段の建地ベース金具に錆の著しいものが混入している

【第4編　資器材】
　第2章　チェーン
　　第1節　変形、損傷

―	―	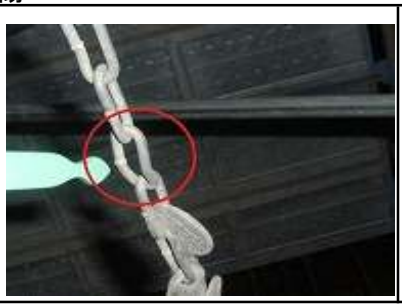	× つりチェーンリンクの曲損 【安衛則　第574条　つり足場】

【第4編　資器材】
　第2章　チェーン
　　第2節　さび

2013/8/26	ミニ査察（指導）		× 発錆の著しいチェーンや チェーンリンクが溶接部等で 曲損している物は誤って使用 しないよう現場から排除する 必要あり

【第4編　資器材】
　第3章　クランプ
　　第1節　劣化

2015/11/5	ミニ査察（要望）		× 劣化したクランプを設置している箇所あり （使用にあたり問題がないか、点検等確認する必要あり）

【第4編　資器材】
　第3章　クランプ
　　第2節　認定品

2014/8/29	本査察（良好）		● （メーカー名・マルカマーク・製造年月日の表示のあるクランプ）

【第4編　資器材】
　第3章　クランプ
　　第3節　整理整頓

―	―		● 良好なクランプの整理型毎分類

【第4編　資器材】
第4-1章　玉掛けワイヤーロープ
第1節　点検

2018/7/25	ミニ査察（指導）		× 玉掛け用具については適切に保管すると共に随時点検を行う 台付けワイヤーと玉掛けワイヤーとでは強度が違うので、誤った使用をしないよう区別
2024/5/24	ミニ査察（要望）		× 点検色（黄色）が残っている　５月は緑色

【第4編　資器材】
第4-1章　玉掛けワイヤーロープ
第2節　腐食、損傷

2013/10/21	ミニ査察（指導）		× 写真手前の細い方のワイヤロープでアイ部の型くずれ中央部（屈曲部）の腐食が見てとれる
2020/11/13	ミニ査察（要望）		× ワイヤーの素線が見えている、健全なものを使用する必要あり

【第4編　資器材】
第4-1章　玉掛けワイヤーロープ
第3節　ワイヤー置き場

2016/3/11	ミニ査察（好例）		● ワイヤロープ置き場において使用禁止のワイヤロープに関する表示看板を設置し、袋に制限荷重が表示された好例

【第4編　資器材】
　第4-2章　繊維ベルト
　　第1節　点検

2024/12/10	ミニ査察（好例）		● ベルトスリングの交換を3か月ごとにルール化している

【第4編　資器材】
　第4-2章　繊維ベルト
　　第2節　損傷、汚損

2024/5/30	ミニ査察（指導）		× 損傷している資材等は廃棄基準により処分すること

【第4編　資器材】
　第4-2章　繊維ベルト
　　第3節　保管・管理

2018/7/25	ミニ査察（指導）		× ナイロンスリングは劣化しやすいので、地面に放置しないで、保管すること。
2018/12/4	ミニ査察（好例）		● ナイロンスリングに使用開始月を記載している
2021/10/28	ミニ査察（好例）		● ベルトスリングに通し番号が付けられ、きっちり管理されている好例

2014/10/31	本査察（要望）			× 介錯ロープが劣化している （交換する必要あり）
2015/1/21	ミニ査察（要望）			× 控えロープが劣化している

【第4編　資器材】
　第5章　つり容器
　　第1節　最大積載量

2024/5/24	ミニ査察（要望）		✕　制限荷重表示（内容物に応じた容量の限度を表示してください）
2024/6/4	ミニ査察（好例）		●　資材用のかごについて、最大積載荷重を明示するとともに、荷こぼれ防止のための注意喚起を行っている

【第4編　資器材】
第6章　脚立・うま
第1節　つり足場内での脚立使用の禁止

2012/7/18	ミニ査察（指摘）		× つり足場内に脚立を設置 【安衛則　第575条 つり足場：作業禁止】

【第4編　資器材】
第6章　脚立・うま
第2節　作業台の設置

2015/5/15	本査察（好例）		● 可搬式作業台に感知バーを付け、作業台上作業における墜落防止を図っている好例
2019/7/18	ミニ査察（好例）		● 安全通路と土嚢の段差部に昇降設備を設けて安全に通行ができるようにした好例

【第4編　資器材】
第6章　脚立・うま
第3節　破損

―	―		× 脚立の角度保持用金具が破損 【安衛則　第528条　脚立】
―	―		× 脚立の脚端具が破損 【安衛則　第528条　脚立】

2019/6/11	ミニ査察（好例）		● 脚立の安全な使い方を明示した好例
2019/6/11	ミニ査察（好例）		● 脚立の安全な使い方を明示した好例
2020/10/14	ミニ査察（好例）		● 可搬式作業台の使用上の注意事項等が掲示された好例
2024/8/7	ミニ査察（好例）	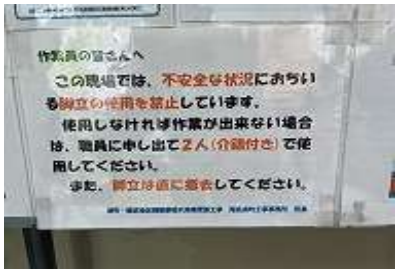	● 脚立からの墜落・転落防止対策に積極的に取り組んでいる。

【第4編　資器材】
　第7章　消火器
　　第1節　消火器設置

2019/1/31	ミニ査察（好例）		● 常設の消火器に付け加え現場移動用の消火器も配備している
2023/11/14	ミニ査察（指導）		× すぐに消火器を取り出せるようにしておくこと。
2024/8/7	ミニ査察（要望）		× 消火器周囲の整理整頓をすること。

【第4編　資器材】
　第7章　消火器
　　第2節　消火器スタンド、格納庫

2019/6/18	ミニ査察（要望）		× 消火器の直射日光対策がされていない。
2020/8/27	ミニ査察（好例）		● 作業通路や看板も整理され消火器も転倒防止対策された好例
2021/2/25	ミニ査察（要望）		× 消火器（底部が金属のタイプ）を直置している、また、消火器にすぐアクセスできるようにする必要あり

【第4編　資器材】
　第7章　消火器
　　第3節　有効期限の表示

2015/5/21	ミニ査察（好例）		● 消火器に、交換時期も大きく明示された好例
2022/10/27	ミニ査察（指摘）		× 消火器の耐用期限が切れている。 ※2022年1月1日以降は、旧規格（製造年が2010年以前）の消火器の設置は認められておらず、速やかに交換・リサイクルを行うこと 【消防法第17条の3の3（定期点検）】 【消火器の技術上の規格を定める省令 第38条（表示）】

【第4編　資器材】
　第7章　消火器
　　第4節　掲示物

2021/12/16	本査察（好例）		● 蛍光反射板付きの消火器を使用している
2023/9/7	ミニ査察（要望）		× 遠くからでもわかりやすいように消火器設置場所の明示がほしい

【第4編　資器材】
第8章　緊急用具
第1節　AED

2021/10/19	ミニ査察（要望）		× 事務所にAEDを配置してあるが、現場からの移動に時間がかかるので増設する必要あり
2022/5/25	ミニ査察（好例）		● 施工ヤード毎にAEDが設置されている
2024/7/31	ミニ査察（好例）		● AED表示が分かりやすい

【第4編　資器材】
第8章　緊急用具
第2節　救急箱

2019/6/18	ミニ査察（好例）		● 作業エリア内に中身が見える救急ボックスを設置した好例
2022/9/29	ミニ査察（好例）		● 作業場所毎に避難、救出器具が備えられている
2023/2/27	ミニ査察（要望）		×現在地がわかる現場のレイアウト図に、消火器、救急箱の設置位置も明示した方がより良い

【第4編　資器材】
第8章　緊急用具
第3節　担架、ベンチ兼用担架

2019/12/19	ミニ査察（好例）		● ベンチ兼用担架の使用方法をわかりやすく表示した好例

【第4編　資器材】
第8章　緊急用具
第4節　救助用浮き輪

2021/10/19	ミニ査察（好例）		● 救助用浮き輪を設置した好例

【第4編　資器材】
第8章　緊急用具
第5節　緊急用マスク

2021/12/16	本査察（好例）		● 緊急用のマスクを配置している

【第4編　資器材】
　第9章　資器材の用途外使用
　　第1節　プラチェーン

2012/5/17	本査察(指摘)		× 墜落防止措置無し プラチェーンは手摺りと 見なせない 【安衛則　第519条 開口部等の囲い等】

【第4編　資器材】
　第9章　資器材の用途外使用
　　第2節　万力

―	―		× 万力をシャックル代わりに使用 【クレーン則　第217条 不適格なフック、シャックル 等の使用禁止】 【安全指針　第4章　第5節 移動式クレーン作業】

【第4編　資器材】
　第9章　資器材の用途外使用
　　第3節　メッシュパレット

2012/6/13	本査察(要望)		× フォークリフト用 メッシュパレットに吊り跡 変形有り (資材容器の移動運搬 方法錯誤)

【第5編　建設機械・工具】
　第1章　建設機械（クレーン）
　　第1節　過巻防止装置点検

―	（好例）		● 有効な巻過防止装置 定められた間隔を確保 有効に機能
―	―		× 巻過防止装置無し 【安衛則　第28条 安全装置等の有効保持】 【クレーン則　第64条 移動式クレーンの使用の制限】 【移動式クレーン構造規格 第24条　巻過防止装置等】

【第5編　建設機械・工具】
　第1章　建設機械（クレーン）
　　第2節　つりフック点検

―	（好例）		● 有効なつりフックの外れ止め
―	―		× つりフックの外れ止めが損傷 【クレーン則　第66条の3 移動式クレーン 外れ止め装置の使用】

【第5編　建設機械・工具】
第1章　建設機械（クレーン）
第3節　接触防止措置

2018/3/14	ミニ査察（好例）	 	● モニター付きのクレーンブーム接触防止装置を装着し構造物への接触防止をしている好例
2022/5/25	ミニ査察（好例）		● 構造物への飛散、接触防止対策が出来ている

【第5編　建設機械・工具】
第1章　建設機械（クレーン）
第4節　立入禁止措置

－	（好例）		● 適切なクレーン旋回範囲内の立入禁止措置カラーコーンにより旋回範囲を広めに表示
2024/1/31	ミニ査察（要望）		× 立ち入り禁止措置の表示がない

【第5編　建設機械・工具】
第1章　建設機械（クレーン）
第5節　アウトリガーの養生

2012/1/24	ミニ査察（要望）		× クレーン車アウトリガー4本中2本を敷鉄板境目に設置 敷鉄板どうしの不陸が生じるおそれ
2014/7/29	本査察（好例）		● クレーン本体のアウトリガーを適切に張り出して使用している好例
2021/9/21	ミニ査察（好例）		● アウトリガー設置禁止箇所をわかりやすく表示した好例

【第5編　建設機械・工具】
第1章　建設機械（クレーン）
第6節　アウトリガー張り出し完了明示旗

2011/12/8	本査察（好例）		● ユニック車にアウトリガー張り出し完了明示旗が掲揚された好例
2013/7/23	本査察（好例）		● アウトリガー（全長）張出しを点検し、旗で明示した好例

【第5編　建設機械・工具】
第1章　建設機械（クレーン）
第7節　合図

2013/9/20	ミニ査察（好例）	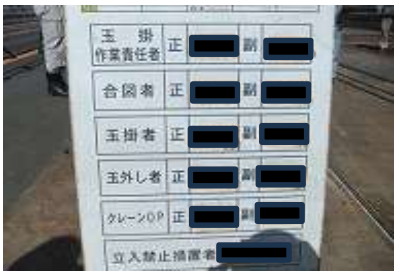	● 「安全の見える化」に種々の取組みがなされた好例 （施工箇所掲示（立看板）） ・人員配置 （玉掛作業責任者） （立入禁止措置者）他
2019/2/14	本査察（要望）		× 無線機を使用しているため無線合図法を含むクレーン合図法掲示が必要

【第5編　建設機械・工具】
第1章　建設機械（クレーン）
第8節　玉掛け（注意標識）

2013/8/21	ミニ査察（好例）		● クローラクレーン後部に「玉掛け作業の基本」「ナイロンスリング使用荷重表」を掲示した好例
2013/8/21	ミニ査察（好例）		● クローラクレーン後部に「玉掛け作業の基本」を掲示した好例
2019/2/19	ミニ査察（好例）		● 現場内の安全管理に関する明示が行き届いている好例 （ユニック車使用時の注意事項）

【第5編　建設機械・工具】
第1章　建設機械（クレーン）
第9節　荷役作業

ー	ー		× つり荷に介錯ロープのセット無し 【玉掛け作業の安全に係るガイドライン H12．2．24　厚労省　第3 3（1）ハ　4（2）ニ　5（1）ホ】
ー	（好例）		● 良好な玉掛け 目通し2本つり、 長さの統一、 介錯ロープも良好

【第5編　建設機械・工具】
第1章　建設機械（クレーン）
第10節　荷役作業（3・3・3運動）

2019/2/19	ミニ査察（好例）		● 介錯ロープの使用にあたり、3・3・3運動が容易にできるよう色分けされたものを使用した好例
2019/2/19	ミニ査察（好例）		● 介錯ロープの使用にあたり、3・3・3運動が容易にできるよう色分けされたものを使用した好例
2020/12/18	本査察（好例）		● 吊り荷から3m以上離れるように介錯ロープに長さをカラーで表示した好例
2020/12/18	本査察（好例）		● 吊り荷から3m以上離れるように介錯ロープに長さをカラーで表示した好例

【第5編　建設機械・工具】
　第1章　建設機械（クレーン）
　　第11節　離席時の措置

2012/6/7	ミニ査察（好例）		● クレーン車離席時措置の徹底方法の好例 エンジンキー抜取防止の防犯ブザーを付けて、作業ズボンに結束して管理
2012/6/7	ミニ査察（好例）		● クレーン車離席時措置の徹底方法の好例 エンジンキー抜取防止の防犯ブザーを付けて、作業ズボンに結束して管理

【第5編　建設機械・工具】
　第1章　建設機械（クレーン）
　　第12節　吹き流し

2021/7/30	ミニ査察（好例）		● 掲示物の好例
2023/1/31	ミニ査察（要望）		× 吹き流しは、作業内容、作業位置を勘案し、最も強い風が予想される最適な位置に設置すること また、作業中止の判断のため、吹き流しの角度と風速の目安が一目でわかる掲示板を見やすい場所に設置すること

【第5編　建設機械・工具】
第2章　建設機械（高所作業車）
第1節　挟まれ防止対策

2017/10/27	ミニ査察（要望）		× 挟まれ防止対策として2箇所に備えられている支柱について、四隅4箇所に備える必要あり
2019/1/28	ミニ査察（好例）	 	● 高所作業車に挟まれ防止装置が設置されている

【第5編　建設機械・工具】
第2章　建設機械（高所作業車）
第2節　墜落・転落、飛来・落下対策

2015/7/29	ミニ査察（要望）		× 高所作業車上の落下防止ネットを、出入り口にも設置する必要あり
2015/11/5	ミニ査察（好例）		● 墜落・転落防止策として高所作業車に親綱を設置した好例
2024/6/4	ミニ査察（好例）		● 高所作業車の作業台の周囲に手すりの高さまでネットで囲うことにより、落下防止を図っている

【第5編　建設機械・工具】
第2章　建設機械（高所作業車）
第3節　作業床手摺り養生

2017/9/22	ミニ査察（好例）		● ゴンドラの周りに全てクッションが着けられていて作業員のケガ等を防ぎ、構造物を傷つけないように養生された好例

【第5編　建設機械・工具】
第2章　建設機械（高所作業車）
第4節　掲示物

2016/5/20	ミニ査察（好例）	 	● 高所作業車に充電中であることを明示した好例

【第5編　建設機械・工具】
第2章　建設機械（高所作業車）
第5節　離席時の措置

2017/9/22	本査察（好例）	 	● 動いていない機械の目印が工夫された好例 （マグネットにより、機械から落ちにくくされ、また伸縮するので機械の使用時は低くして使用する）

【第5編　建設機械・工具】

第3章　建設機械（掘削機械）

第1節　作業区域明示

2022/12/20	本査察（好例）		● 重機と作業員との間をバリケードで分離措置した好例

【第5編　建設機械・工具】

第3章　建設機械（掘削機械）

第2節　接触防止対策

2011/8/2	ミニ査察（好例）		● バックホウに架空線接触防止装置（センサー及びブザー）が装備され、見張り員との二重対策がなされた好例
2012/9/28	本査察（好例）		● クラムシェルのブームに視界補助カメラが設置されている好例
2015/7/15	ミニ査察（好例）	 	● バックセンサーを設置して運転席から確認できるようにされた好例

2018/3/14	ミニ査察（好例）		● 運転手から見えにくい場所に接触防止の工夫がされた好例

【第5編　建設機械・工具】
　第3章　建設機械（掘削機械）
　　第3節　つりフック格納

2018/5/15	ミニ査察（要望）		× 吊りフックは作業終了時に収納すること
2018/7/25	ミニ査察（要望）		× 掘削時はクレーンフックの収納する必要あり

【第5編　建設機械・工具】
　第3章　建設機械（掘削機械）
　　第4節　バケットのフックの使用禁止措置

2010/9/10	ミニ査察（要望）		× フックに使用できないような措置を講じる必要あり
2018/7/25	ミニ査察（好例）		● ミニバックホウのフックの使用禁止明示がテープを用いて実施している好例

【第5編　建設機械・工具】
　第3章　建設機械（掘削機械）
　　第5節　運転席の整理整頓

2016/1/27	ミニ査察（指導）		× バックホウの運転席足元に鉄の棒やスパナ等が残置されている （動いてペダルに挟まると操作に支障があり、片付ける必要あり）

【第5編　建設機械・工具】
　第3章　建設機械（掘削機械）
　　第6節　離席時の措置

―	―		● 離席時の適切な処置 エンジン停止、 バケットを最低降下位置へ
―	―		× 運転者の離席時措置不履行 【安衛則　第160条 車両系建設機械の 運転者が運転位置から 離れる場合の措置】 （バックホウのブレード バケットを最低降下位置に 置かずに離席）
2016/1/27	ミニ査察（指導）		× ショベルカーの排土板が 上がった状態で、停止している （足元のペダルに接触して 動くと危険であり、地上に降ろ して停止する必要あり）
2018/7/25	ミニ査察（指導）		× 当日のバックホウ使用者のみ 使用出来るよう、鍵は抜くだけで なく、他人が使用できないよう 管理する必要あり
2021/10/19	ミニ査察（好例）		● 停止時にカラーコーン表示を 行っている好例

【第5編　建設機械・工具】
第4章　建設機械（その他）
第1節　接触防止措置

2019/12/19	ミニ査察（好例）	 	● 赤外線センサーを設置した好例
2019/12/19	ミニ査察（好例）		● 常時点灯のLED照明にて注意喚起を行っている好例
2020/12/18	本査察（好例）	 	● 橋脚への衝突対策として、合板による養生やレーザーバリアーが設置された好例

【第5編　建設機械・工具】
第4章　建設機械（その他）
第2節　ホイストクレーン

―	―		× ホイストのつり下げにトラロープを使用 強度不足

2013/8/27	本査察（指導）	 	× フックのバネが損傷している （ガムテープで仮固定した側） 「使用禁止」措置を強度のある材料で取り直す必要あり （バネが損傷し機能していない側） 補修が終わるまで使用禁止にする必要あり

【第5編　建設機械・工具】
第4章　建設機械（その他）
第3節　離席時の措置

2011/2/3	ミニ査察（指摘）		× 運転者の離席時措置不履行 【安衛則　第160条 車両系建設機械の運転者が運転位置から離れる場合の措置】 （ショベルカーのフォークショベルを最低降下位置に置かずに離席）
2013/8/26	ミニ査察（指導）		× フォークリフトのエンジンキーがハンドル部に残され無資格者が運転可能な状態である （運転席を離れる場合は、基本的に有資格者がエンジンキーを携帯管理する必要あり）
2023/9/26	本査察（好例）		● きっちり輪止めしている

【第5編　建設機械・工具】
第5章　責任者の選任・届出
第1節　取扱責任者

2014/8/29	本査察（要望）		× ベビーホイスト（縦移動のみ）ではなく、ウインチ（巻き上げ機）等と見なされる恐れがあるためウインチ（巻き上げ機）等の特別教育修了者の配置と、その者による操作が必要 ● ベビーホイスト下面に、正・副取扱責任者氏名を表示した好例
2023/11/14	ミニ査察（指導）		× 持ち込み許可書、責任者届、点検報告等を添付しておく必要がある

【第5編　建設機械・工具】
第5章　責任者の選任・届出
第2節　保護具着用管理責任者

2024/7/31	ミニ査察（指摘）		× 保護具着用管理責任者を選任し、氏名を事業場の見やすい箇所に掲示、関係労働者に周知すること。【安衛則第12条の6（保護具着用管理責任者の選任等）】
2024/8/7	ミニ査察（好例）	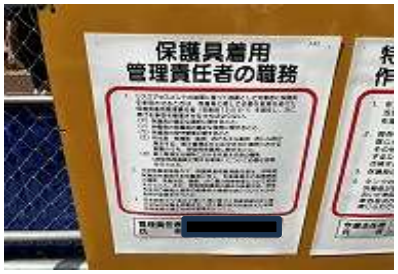	● 保護具着用管理責任者について、現場ごとに選任し、掲示している

【第5編　建設機械・工具】
第5章　責任者の選任・届出
第3節　電気主任技術者

2023/11/29	ミニ査察（指摘）		× 発電機設置の主任技術者の届けが必要（出力10kW以上） 【電気事業法　（主任技術者） 第43条　第3項】

【第5編　建設機械・工具】
第6章　燃料（ガソリン・軽油・灯油）の保管
第1節　燃料（ガソリン・軽油・灯油）の保管

2019/10/29	ミニ査察（指導）		× ガードマンボックスにガソリンが仮置きされている
2024/12/10	ミニ査察（指摘）		× 消防法による少量危険物（軽油）貯蔵の届出をしていない 【神戸市火災予防条例（少量危険物等の貯蔵又は取扱いの届出）第５５条　第１項】

【第5編　建設機械・工具】
第7章　機械類の点検
第1節　持込機械届受理証

2014/10/31	本査察（好例）		● 持込機械届受理証に、正副運転者氏名を明確に表示した好例
2016/5/20	ミニ査察（好例）		● 持込機械検査システム（デンケン君）を設置 （点検済みシールも自動で作成され、誰でも容易に使用できるようになっている）
2022/7/21	ミニ査察（好例）		● 未点検物に使用禁止の明示をした好例
2024/5/24	ミニ査察（要望）		× 発電機の持込許可証は貼られていない

【第5編　建設機械・工具】
第7章　機械類の点検
第2節　特定自主検査標章

―	―		× バックホウ 特定自主検査標章の貼付不備 検査月、検査員氏名不明 【安衛則　第169条の2 特定自主検査】

【第5編　建設機械・工具】
第7章　機械類の点検
第3節　月例点検

2013/7/23	本査察（良好）		● 移動式クレーンの車体に一月以内ごとの定期自主点検実施報告ステッカーが表示された好例
2015/7/15	ミニ査察（好例）		● ドラグショベルに、月例点検実施報告ステッカーを用いて点検状況を判りやすく表示した好例

【第5編　建設機械・工具】
第7章　機械類の点検
第4節　日常点検

2023/2/17	ミニ査察（好例）		●使用前点検の実施を見える化している
2024/8/7	ミニ査察（好例）		● 日常点検の結果がわかるよう現場に掲示されている

【第5編　建設機械・工具】
第7章　機械類の点検
第5節　劣化・損傷

2018/5/15	ミニ査察（指摘）		× バックホウのサイドミラー破損 【安衛則　第27条】 規格に適合した機械等の使用

【第5編　建設機械・工具】
第8章　工具類
第1節　つりクランプ

2017/5/17	ミニ査察（指導）		×　つりクランプの定期点検を行うこと （定期点検の実施状況が確認できない）

【第5編　建設機械・工具】
第8章　工具類
第2節　チェーンブロック・レバーブロック

―	―		×　チェーンブロック 下フックの外れ止め脱落 上フックの外れ止めの バネ破損
2016/7/27	ミニ査察（要望）	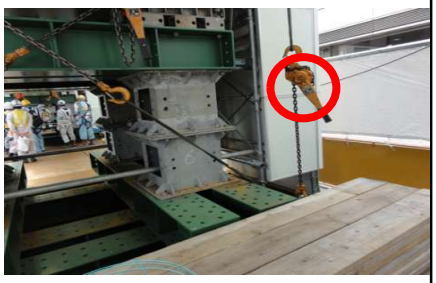	×　レバーブロックに点検済証の無いものあり （すべてのレバーブロックについて、工事機械等持ち込み使用届の確認を行い、持込み点検済みか確認すべき）
2019/2/14	本査察（指導）		×　ベルトコンベヤー固定用 チェーンブロックが横掛けになっている

【第6編　電気設備】
第1章　分電盤
第1節　破損・損傷・汚れ

2015/5/15	本査察（指導）		× 分電盤扉の蝶番部が損傷（ゆがみ）しているため、完全に閉まらない

【第6編　電気設備】
第1章　分電盤
第2節　設置高さ

―	―		× 分電盤前の設置高さ低すぎる 盤下端～路面　36cm ブレーカー操作姿勢に無理 立った状態で操作出来る高さに設置

【第6編　電気設備】
第1章　分電盤
第3節　施錠

2012/7/25	ミニ査察（指導）	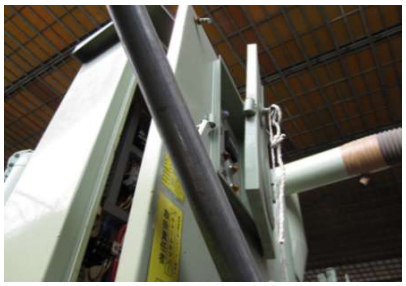	× 操作盤の扉の鍵が破損 扉が閉まらず、防水が不完全 鍵取替えが必要

【第6編　電気設備】
第1章　分電盤
第4節　湿気対策

2016/9/8	本査察（要望）		× 降雨後、水たまりになる箇所に分電盤が設置されている
2018/9/27	ミニ査察（好例）		● 分電盤からの配線の浸水防止措置として、別途ステージを設けると共に、防火対策として消火器を直近に設置している

【第6編　電気設備】
第1章　分電盤
第5節　点検記録

2015/9/8	本査察（好例）		● 点検記録表を作成している好例
2017/6/6	本査察（要望）		× 検査表に検査日時を見えるところにもれなく表示する必要あり

【第6編　電気設備】
第1章　分電盤
第6節　掲示物

2020/2/27	ミニ査察（好例）		● すべての小規模な分電盤において取り扱い責任者が明示された好例
2021/1/28	ミニ査察（好例）		● 「分電盤使用のルール」を写真に記入して表示した好例

【第6編　電気設備】
第1章　分電盤
第7節　ケーブル固定

2015/10/8	本査察（好例）		● 分電盤にバーを設置し、キャブタイヤケーブルを結束バンドでしっかり固定し、下に垂らさず横に這わしている好例

2017/8/2	ミニ査察（要望）		× 配線を結束し、電気の行き先表示もする必要あり

【第6編　電気設備】
第1章　分電盤
第8節　行き先表示

2015/5/15	本査察（好例）		● 分電盤のキャブタイヤケーブルに行き先表示がなされた好例
2023/2/17	ミニ査察（要望）		×配線の行先を表示すること

【第6編　電気設備】
第1章　分電盤
第9節　防護カバー

―	（好例）		● 適切な分電盤の防護カバーによる接触防護
2020/8/27	ミニ査察（指導）		× 分電盤内のブレーカ端子にカバーが無い

【第6編　電気設備】
第1章　分電盤
第10節　アース

2021/9/1	ミニ査察（指導）		× 3芯用プラグが使用できる3芯用コンセントが設置されていない

【第6編　電気設備】
第1章　分電盤
第11節　作業スペース

2010/10/5	本査察（好例）		● 作業構台の通路幅に支障がなく、分電盤の設置スペースが確保された好例
2013/8/26	ミニ査察（指導）		× 左奥分電盤・扉正面の作業スペースが確保されていない

【第6編　電気設備】
第1章　分電盤
第12節　整理整頓

2021/2/25	ミニ査察（要望）		× 電線を整理する必要あり

【第6編　電気設備】
第1章　分電盤
第13節　安全通路

2021/2/25	ミニ査察（要望）		× 分電盤へのアクセスルートを確保する必要あり

【第6編　電気設備】
第1章　分電盤
第14節　消火器

2018/9/27	ミニ査察（好例）		● 分電盤からの配線の浸水防止措置として、別途ステージを設けると共に、防火対策として消火器を直近に設置している
2022/7/14	ミニ査察（要望）		× 消火器の設置位置がわかるように、表示看板を設置されたい

【第6編　電気設備】
　第2章　アース
　　第1節　アース接続

2024/1/31	ミニ査察（好例）	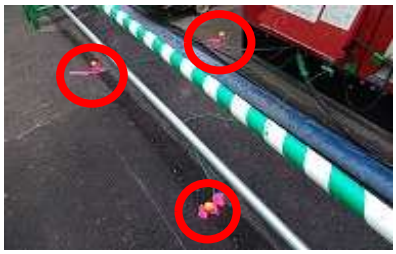	● 発電機のアースを確実に設置し、見える化している
2024/5/30	ミニ査察（要望）	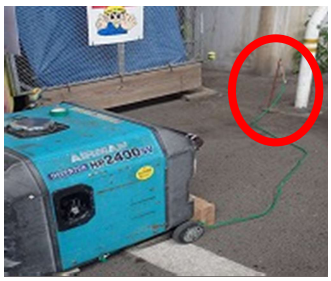	× アース棒の打ち込みは十分に行うこと

【第6編　電気設備】
　第2章　アース
　　第2節　接地抵抗値測定

―	―		● 適切な感電防止対策 アースを取付 接地抵抗値も測定

【第6編　電気設備】
第3章　キャブタイヤケーブル
第1節　ケーブルの線種

―	―		× VVF（2．0－3c）を架空配線 ワイヤーにケーブルを添架させ配線 VVFは屋外では使用しない 屋外ではVVR又はCVケーブルを 使用する 【技術基準　第21条 架空電線及び地中電線の感電の防止】
2018/6/12	本査察（要望）		× IV線は室内用のため、長期間の工事の場合は、キャブタイヤ用に変更必要

【第6編　電気設備】
第3章　キャブタイヤケーブル
第2節　ケーブル接続

2012/9/28	本査察（指導）		× キャブタイヤケーブルの接続方法が不完全 直線接続材を使用し、電線の強度と絶縁機能を確保

【第6編　電気設備】
第3章　キャブタイヤケーブル
第3節　ケーブル防護

2020/10/14	ミニ査察（要望）		× FEP管が通路上に露出配管されている、養生もしくは、1．7m以上の位置に移設する必要あり
2024/1/31	ミニ査察（好例）		● 安全通路を確保するため、頭上に配線し、注意喚起をしている

2024/10/11	本査察（好例）		● 横断配線の養生と突起物の明示が分かりやすい

【第6編　電気設備】
第3章　キャブタイヤケーブル
第4節　ケーブル損傷

2015/9/8	本査察（指摘）		× 発電機からのキャブタイヤケーブルのジョイント部の被覆が剥がれていて、感電・漏電の恐れあり 【安衛則　第336条 配線等の絶縁被覆】

【第6編　電気設備】
第3章　キャブタイヤケーブル
第5節　絶縁処理

2012/6/7	ミニ査察（要望）		× 分電盤設置箇所の近傍でキャプタイヤケーブルが仮置されているが、行先表示がなく通電しているかも不明で、先端部の芯線が露出したままである （行先表示・通電有無表示を行い先端部芯線の絶縁処置を講じる必要あり）

【第6編　電気設備】
第3章　キャブタイヤケーブル
第6節　防水処理

2013/8/26	ミニ査察（要望）		× キャブタイヤケーブルが床版上に直に配線されている （降雨時等に水没しないよう配線位置、配線方法を見直す必要あり）
2013/10/22	本査察（指導）		× キャブタイヤケーブル（白）が保護管（波付ポリエチレン管）内で浸水していて漏電の恐れあり （水抜きを行い、波付ポリエチレン管のケーブル入口を下向きにするなど、雨が入らないように処置をする必要あり）

【第6編　電気設備】
第3章　キャブタイヤケーブル
第7節　整理整頓

2016/9/8	本査察（要望）		× 計測ケーブルが階段の上部を侵害している （階段の昇り口を立入禁止とするか、通路のケーブルを整理する必要あり）
2021/11/24	ミニ査察（要望）		× 不要なケーブルの整理が必要

【第6編　電気設備】
第3章　キャブタイヤケーブル
第8節　接近限界距離

2012/11/13	本査察（要望）		× 高圧ケーブルが通路横まで垂れ下がっていて危険 通行作業員が触れるおそれ 厚労省および電力会社が定める接近限界距離を確保 写真6600Vの例では 『高圧6600V以下の場合、1.2m以上』

【第6編　電気設備】
第3章　キャブタイヤケーブル
第9節　立入禁止

2016/5/25	ミニ査察（要望）		× 電柱からの引き込み線付近は保護をしていても大変危険なので、立入禁止表示だけではなく柵や扉などを設置する必要あり

【第6編　電気設備】
第3章　キャブタイヤケーブル
第10節　コンセントのキャップ締め

2012/9/28	本査察（要望）		× 使用しないコンセントのキャップは閉める

【第6編　電気設備】
　第4章　電気溶接機
　　第1節　ケーブル接続

2012/9/28	本査察（指摘）		× 溶接機ターミナル部の絶縁処置不良 【安衛則　第329条 電気機械器具の囲い等】 【安衛則　第336条 配線等の絶縁被覆】
2012/11/16	ミニ査察（指摘）		× 溶接機のターミナル部接続部で導体が露出 感電のおそれ 接続部の絶縁処理が必要 【安衛則　第329条 電気機械器具の囲い等】 【安衛則　第336条 配線等の絶縁被覆】

【第6編　電気設備】
　第4章　電気溶接機
　　第2節　ホルダー破損

2022/10/27	ミニ査察（指導）		× 電気器具の取り扱いや材料の点検が不十分。 ※溶接用ホルダーが破損しているので速やかに修理願います。

【第6編　電気設備】
　第4章　電気溶接機
　　第3節　通電状態・通電解除

2010/11/26	本査察（好例）		● アーク溶接送給ローラの通電解除がなされ、感電、火傷等の防止対策がなされた好例
2022/10/27	ミニ査察（指導）		× 使用しない溶接機のホルダーは直接コンクリート面に置かない。 又、通電状態で放置しない。

【第6編　電気設備】
第5章　リールコンセント
第1節　コード巻いた状態で使用

2013/12/5	本査察（指導）		× コードリールの電線が巻き取られた状態で使用されている （電線が熱をもって溶解する恐れがあるため、電線を全部引き出した状態で使用する必要あり）
2023/9/26	本査察（要望）		● 電工ドラムからすべての配線を引き出し、コンセント口を下向けにして使用している

【第6編　電気設備】
第5章　リールコンセント
第2節　ドラム固定

2023/2/27	ミニ査察（要望）		×ケーブルドラムをしっかり固定すること
2023/10/30	ミニ査察（要望）		× 電工ドラムをしっかり固定すること

【第6編　電気設備】
第5章　リールコンセント
第3節　屋内用ドラムの屋外使用

2010/11/26	本査察（指導）		× 屋外作業に屋内用コードリールを使用 屋内型は、屋外・湿気の多い所・水のかかる所では漏電のおそれ

【第6編　電気設備】
第5章　リールコンセント
第4節　行き先表示

2014/7/29	本査察（良好）		● コードリール（電光ドラム）の行先表示がされている

【第6編　電気設備】
第5章　リールコンセント
第5節　アース線切断

2012/9/12	ミニ査察（要望）		× プラグ横から出ているアース線を切断して使用 アース設置不可能 機器の使用禁止
2018/12/4	ミニ査察（要望）		× 屋外用電源ドラムのアースクリップが破損している 屋外で使用する可能性もあり、その場合漏電の危険も有るため、アースの接続を安全にすること

【第6編　電気設備】
第5章　リールコンセント
第6節　アース接地

2015/8/19	本査察（好例）		● 防滴型の屋外用コードリールを使用し、プラグは接地付を用いた好例
2016/12/12	ミニ査察（指導）		× コードリールから足場内への配線に二芯の延長ケーブルを使用しているので、漏電等のリスクがあるので三芯のケーブルを使用する必要あり

【第6編　電気設備】
　第5章　リールコンセント
　　第7節　コンセント

2018/12/4	ミニ査察（要望）		× 屋外用電源ドラムのキャップが破損している
2019/1/28	ミニ査察（要望）		× 屋外式電工ドラムのキャップが外れている

【第6編　電気設備】
　第5章　リールコンセント
　　第8節　コンセント接続

2020/2/27	ミニ査察（指導）		× 未使用の機材がコンセントに接続されたままになっている
2022/10/27	ミニ査察（指導）		× 電気器具の取り扱いが不十分。 使用しない電動工具等はコンセントから抜く様にお願いします。

【第6編　電気設備】
第6章　照明器具
第1節　照度

2017/12/14	ミニ査察（要望）		× 作業内容に合わせて、照度を確保すべく提灯の配置を検討の上、設置する必要あり
2020/12/18	本査察（好例）		● 通路に照明が設置された好例
2023/2/27	ミニ査察（好例）		●テープ型照明を採用し、現場をより明るくしている
2024/11/1	ミニ査察（好例）		● 照度を確保している

【第6編　電気設備】
第6章　照明器具
第2節　投光器ガード

―	―		● 適切な投光器のガード ガードの外れ、破損の無いものを使用
―	―		× 投光器のガード不良 ランプ破損に伴うケガ及び照度不足のおそれ 【安衛則　第330条 手持型電燈等のガード】

【第6編　電気設備】
　第6章　照明器具
　　第3節　投光器設置位置

2011/10/31	ミニ査察（要望）		× 足場内投光器の設置位置及び投光方向が不適切 安全通路正面から投光、眩惑のおそれ

【第6編　電気設備】
　第6章　照明器具
　　第4節　照明器具の落下防止

2012/11/13	本査察（良好）		● 投光器に落下防止対策が講じられた好例 落防ワイヤーの設置

【第6編　電気設備】
　第6章　照明器具
　　第5節　照明器具の吊り下げ

2013/8/21	ミニ査察（指導）		× 工事用照明器具の吊り下げロープが切れ、キャブタイヤケーブルで吊り下げられている状況となっている （強度のあるワイヤーロープ等にて工事用照明器具を吊下げる必要あり）

【第6編　電気設備】
　第6章　照明器具
　　第6節　充電式移動LED照明

2019/1/31	ミニ査察（好例）		● 充電式の移動LED照明を使用し、作業環境に配慮している

【第6編　電気設備】
　第6章　照明器具
　　第7節　チューブライト未結束

2020/10/14	ミニ査察（要望）		× チューブライトが未結束のため結束する必要あり

【第6編　電気設備】
　第6章　照明器具
　　第8節　接触防護措置

2022/10/27	ミニ査察（指導）		× 電気器具の取り扱いが不十分 屋内に設ける安全通路上の1.8m以内に障害物等はないようにすること ※接地端子及びプラグ

【第6編　電気設備】
　第7章　電動機器
　　第1節　安全装置

2012/9/12	ミニ査察（指摘）		× 可搬式丸のこ盤の安全装置の欠損 【安衛則　第28条 安全装置等の有効保持】 【安衛則　第123条 丸のこ盤の歯の 接触予防装置】
2014/5/26	ミニ査察（良好）		● 丸のこ盤の接触防止箱を設置した好例

【第6編　電気設備】
　第7章　電動機器
　　第2節　アース線

―	―		× ディスクグラインダー アース線が断線 アース接地で感電事故防止可能 【安衛則　第333条 漏電による感電の防止】 【安衛則　第352条 電気機械器具等の使用前点検等】
―	―		× 攪拌機（ハンドミキサー） アース線（アースクリップ）が断線 アース接地で感電事故防止可能 【安衛則　第333条 漏電による感電防止】 【安衛則　第352条 電気機械器具等の使用前点検等】

【第7編　ガス溶断器具】
　第1章　ボンベ類の保管
　　第1節　転倒防止

2010/9/28	本査察（好例）		● 覆工板上でのボンベの固定が良く、消火器も設置されている好例
2019/1/28	ミニ査察（指導）		× アセチレン及び酸素ボンベが親綱で固定されている また、消火用のバケツの中に水ではなく、切断された吊りピースが入っている （用途外使用）
2020/2/20	ミニ査察（要望）		× 地盤が軟弱になっており、平坦にする必要あり

【第7編　ガス溶断器具】
　第1章　ボンベ類の保管
　　第2節　横倒し

―	―		× ボンベ類の取扱い不良 アセチレンボンベの横倒し厳禁 【安衛則　第263条 ガス等の容器の取扱い】

【第7編　ガス溶断器具】
　第1章　ボンベ類の保管
　　第3節　日除け

―	―		● 適切なボンベの日除け対策 布カバーによる断熱対策 取扱責任者の明示　等

2021/10/19	ミニ査察（指導）		× 日よけが不備なので改善する必要あり
2022/11/25	ミニ査察（要望）		× 遮熱シートをきちんと下まで掛けること。高圧容器サイズに合った遮熱シートをかけて下さい。

【第7編　ガス溶断器具】
　第1章　ボンベ類の保管
　　第4節　区分

2011/11/29	本査察（良好）		● 3室の保管庫で、アセチレンボンベと酸素ボンベが両端に中央は空きボンベと整頓しやすい配置である好例 （保管庫の色も識別しやすい黄色が選択されている）
2018/3/14	本査察（指導）		× ガスボンベの間に仕切板の付いた台車で管理するべき

【第7編　ガス溶断器具】
　第1章　ボンベ類の保管
　　第5節　消火器

2023/9/26	本査察（要望）		× ボンベ置場に消火器を設置すること

【第7編　ガス溶断器具】
　第1章　ボンベ類の保管
　　第6節　空充表示

2013/10/22	ミニ査察（指摘）		× ガスボンベの空・充表示管理を徹底すべき 【安衛則　第263条 ガス等の容器の取扱い】
2022/12/20	本査察（好例）		● 内容物の有無を、シールではなく、文字が消えないプレートを使用し、確認できるようにしていること

【第7編　ガス溶断器具】
　第1章　ボンベ類の保管
　　第7節　届出

―	―		× ボンベ類の保管不良 アセチレンボンベを 保管場所に6本保管 しつつ届出せず 【消防法　第9条の3 （貯蔵し、又は取り扱う者 は、あらかじめ、届け出）】

【第7編　ガス溶断器具】
　第1章　ボンベ類の保管
　　第8節　掲示物

2012/5/17	本査察（良好）		● ボンベ置場の統一掲示物に写真入りで注意事項が明示されている好例
2014/11/26	ミニ査察（指導）		× ボンベ置き場であることを明示し、可能であれば張り囲いを設置すべき 「火気厳禁」等を表示し、地面に直置きをしないようにすべき

【第7編　ガス溶断器具】
　第1章　ボンベ類の保管
　　第9節　密閉貯蔵禁止

―	―		× ボンベ類の保管不良 アセチレンボンベを密閉型貯蔵庫に保管 【安衛則　第263条 ガス等の容器の取扱い】 【ガス保安則　第60条 その他消費に係る技術上の基準】

【第7編　ガス溶断器具】
　第1章　ボンベ類の保管
　　第10節　後片付け

―	―		× ボンベ類の保管不良 アセチレンボンベに安定器等をセットしたまま保管 【ガス保安則　第60条 その他消費に係る技術上の基準】

【第7編　ガス溶断器具】
　第1章　ボンベ類の保管
　　第11節　直置き

2013/5/28	本査察（要望）		× 液化炭酸ガスボンベが地面に直置きされ、腐食が進みつつある

【第7編　ガス溶断器具】
　第2章　ボンベ類の取扱い
　　第1節　石けん水配置

2015/9/8	本査察（指導）		× ガスを使用する場合は、その近辺に消火器・石けん水を配備すべき
2023/11/29	ミニ査察（要望）		× ペットボトルの中身を表示すること（せっけん水であることを表示すること）

【第7編　ガス溶断器具】
　第2章　ボンベ類の取扱い
　　第2節　近接火気使用

―	―		× ボンベ類の取扱い不良 アセチレンボンベから5m以内で火気等を使用 【安衛則　第312条 アセチレン溶接装置の管理等】 【安衛則　第263条 ガス等の容器の取扱い】 【ガス保安則第60条第1項第10号 その他消費に係る技術上の基準】

【第7編　ガス溶断器具】
　第2章　ボンベ類の取扱い
　　第3節　運搬方法

―	―		× ボンベ類の運搬不良 プロパンガスをトレーラー荷台で固定せず運搬 【ガス保安則　第60条 その他消費に係る技術上の基準】

【第7編　ガス溶断器具】
第3章　ガスホース
第1節　接続金具

―	―		● ガスホースの適切な接続 専用ホースクリップを使用

【第7編　ガス溶断器具】
第3章　ガスホース
第2節　ホースの劣化

2012/6/13	本査察（指導）		× ガスホースの劣化 （屈曲部）
2021/9/21	ミニ査察（要望）		× ガスホースが古いため、使用前に点検する必要あり
2021/11/24	ミニ査察（要望）		× 濁水処理用の古いホースを取り替える必要あり

【第7編　ガス溶断器具】
　第4章　ガスメータ
　　第1節　接続金具

―	―		● 適切なガス圧力計 割れ、破損、くすみ等無し
―	―		× 破損したガス圧力計 カバーの破損 ガラス面の著しいくすみ 【安衛則　第305条 アセチレン溶接装置の 構造規格】

【第7編　ガス溶断器具】
　第4章　ガスメータ
　　第2節　表示単位系

2021/11/24	ミニ査察（要望）		× メーター表示が旧単位系のため、新しいものに取り替える必要あり

目次（資料（関係法令等））

1. 資格を必要とする業務一覧 ・・・・・ P - 150
2. 作業指揮者の選任が必要な作業一覧 ・・・・・ P - 161
3. 監視人の配置が必要な作業一覧 ・・・・・ P - 163
4. 誘導者の配置が必要な作業一覧 ・・・・・ P - 164
5. 立入禁止措置が必要な場所一覧 ・・・・・ P - 165
6. 表示・周知の設定を必要とする箇所の一覧 ・・・・・ P - 170
7. 作業環境測定を実施すべき作業場一覧 ・・・・・ P - 181
8. 受動喫煙の防止 ・・・・・ P - 183
9. 有機溶剤等使用の注意事項 ・・・・・ P - 188
10. 特定化学物質の管理 ・・・・・ P - 189
11. アーク溶接等作業の管理 ・・・・・ P - 190
12. 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について（施行日：令和6年4月1日） ・・・・・ P - 191
13. 危険物の取扱いについて ・・・・・ P - 193
14. 酸素欠乏症と一般的防止事項 ・・・・・ P - 196
15. 仮設備（足場） ・・・・・ P - 198
16. 仮設備（つり足場） ・・・・・ P - 203
17. 仮設備（昇降設備） ・・・・・ P - 204
18. 仮設備（通路・架設通路） ・・・・・ P - 205
19. 仮設備（土留め支保工） ・・・・・ P - 206
20. 墜落・転落、飛来・落下 ・・・・・ P - 207
21. 型わく支保工 ・・・・・ P - 208
22. 明り掘削作業 ・・・・・ P - 210
23. 安全装置等 ・・・・・ P - 212
24. 車両系荷役運搬機械等の作業 ・・・・・ P - 213
25. 車両系建設機械等の作業 ・・・・・ P - 215
26. 高所作業車の作業 ・・・・・ P - 220
27. 移動式クレーンの作業 ・・・・・ P - 222
28. 玉掛け作業 ・・・・・ P - 225
29. 電気設備の設置・取扱い ・・・・・ P - 227
30. ガス溶接等の作業 ・・・・・ P - 231

1. 資格を必要とする業務一覧

■資格を必要とする業務

業務内容	作業主任者名	作業に必要な資格等	免許	技能講習	特別教育	準拠条項	改正年月日
発破作業の業務							
発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務		①発破技士免許 ②火薬類取締法第三十一条の火薬類取扱保安責任者免状を有する者 ③甲・乙・丁種上級保安技術職員試験、甲・乙種発破係員試験、甲・丁種坑外保安係員試験、甲・乙・丁種坑内保安係員試験に合格した者	○			安衛令20条1号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						安衛則別表第三	R3.3.22 厚労省令53号 一部改正
クレーン等の運転の業務							
つり上げ荷重5t以上のクレーン(跨線テルハを除く)又はデリックの運転の業務		クレーン・デリック運転士免許	○			安衛令20条6号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						安衛令20条8号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						クレーン則22条,108条	H18.1.5 厚労省令1号 一部改正
つり上げ荷重5t以上のクレーン(跨線テルハを除く)の運転の業務		①クレーン・デリック運転士免許 ②クレーン・デリック運転士免許(クレーン限定)	○			安衛令20条6号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						クレーン則22条	H18.1.5 厚労省令1号 一部改正
						クレーン則224条の4	H18.1.5 厚労省令1号 全改
つり上げ荷重5t以上の床上運転式クレーンの運転の業務		①クレーン・デリック運転士免許 ②クレーン・デリック運転士免許(クレーン限定) ③クレーン・デリック運転士免許(床上運転式クレーン限定)	○			安衛令20条6号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						クレーン則22条	H18.1.5 厚労省令1号 一部改正
						クレーン則224条の4	H18.1.5 厚労省令1号 全改
つり上げ荷重5t以上の床上操作式クレーンの運転の業務		①クレーン・デリック運転士免許 ②クレーン・デリック運転士免許(クレーン限定) ③クレーン・デリック運転士免許(床上運転式クレーン限定) ④床上操作式クレーン運転技能講習修了者	○	○		安衛令20条6号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						クレーン則22条	H18.1.5 厚労省令1号 一部改正
つり上げ荷重5t未満のクレーン又はつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ(移動式クレーンを除く)の運転の業務		クレーンの運転の業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条15号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
						クレーン則21条	H26.11.28 厚労省令131号 一部改正
つり上げ荷重5t未満のデリックの運転の業務		デリックの運転の業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条17号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
						クレーン則107条	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
つり上げ荷重5t以上の移動式クレーンの運転の業務(道路上を走行させる運転を除く)		移動式クレーン運転士免許	○			安衛令20条7号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						クレーン則68条	H2.9.13 労働省令21号 一部改正

1. 資格を必要とする業務一覧

■資格を必要とする業務

業務内容		作業主任者名	作業に必要な資格等	免許	技能講習	特別教育	準拠条項	改正年月日
	つり上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーンの運転の業務（道路上を走行させる運転を除く）		①移動式クレーン運転免許 ②小型移動式クレーン運転技能講習修了者	○	○		安衛令20条7号	H18.1.5 政令2号 一部改正
							クレーン則68条	H2.9.13 労働省令21号 一部改正
	つり上げ荷重1t未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務		移動式クレーンの運転の業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条16号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
							クレーン則67条	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
玉掛の業務								
	制限荷重1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務		玉掛け技能講習修了者		○		安衛令20条16号	H18.1.5 政令2号 一部改正
							クレーン則221条	H15.12.19 厚労省令175号 一部改正
	つり上げ荷重1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務		玉掛けの業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条19号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
							クレーン則222条	H12.10.31 労働省令41号 一部改正

1. 資格を必要とする業務一覧

■クレーン等の就業制限早見表

（出典）一般社団法人　日本クレーン協会

URL：https://cranenet.or.jp/sikaku/hayami.html

		クレーン					移動式クレーン			デリック		玉掛け		建設用リフト
クレーンの種別（業務）	つり上げ荷重	クレーン・デリック運転士免許	同左 クレーン限定免許	同左 床上運転式クレーン限定免許	床上操作式クレーン運転技能講習※1	クレーン運転の業務の特別教育	移動式クレーン運転士免許	小型移動式クレーン運転技能講習※2	移動式クレーン運転の業務の特別教育	クレーン・デリック運転士免許※4	デリック運転の業務の特別教育	玉掛け技能講習※3	玉掛けの業務の特別教育	建設用リフト運転の業務の特別教育
クレーン（無線操作式含む）	5t以上	◎	◎	×	×	×	×	×	×	◎	×	×	×	×
床上運転式クレーン	5t以上	●	●	◎	×	×	×	×	×	●	×	×	×	×
床上操作式クレーン	5t以上	●	●	●	◎	×	×	×	×	●	×	×	×	×
跨（こ）線テルハ	5t以上	●	●	●	●	◎	×	×	×	●	×	×	×	×
クレーン	5t未満	○	○	○	○	◎	×	×	×	○	×	×	×	×
移動式クレーン	5t以上	×	×	×	×	×	◎	×	×	×	×	×	×	×
移動式クレーン	1t以上5t未満	×	×	×	×	×	●	◎	×	×	×	×	×	×
移動式クレーン	1t未満	×	×	×	×	×	○	○	◎	×	×	×	×	×
デリック	5t以上	◎	×	×	×	×	×	×	×	◎	×	×	×	×
デリック	5t未満	○	×	×	×	×	×	×	×	○	◎	×	×	×
玉掛けの業務	1t以上	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	×	×
玉掛けの業務	1t未満	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	◎	×
建設用リフト	ー	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	×	×	◎
◎ 関係法令 クレーン等安全規則	第　条	22	22 224の4		22	21	68	68	67	108	107	221	222	183

◎　主たる資格
●　運転することが出来ます。（安全衛生規則　第41条）
○　運転する（業務に就く）ことが出来ます。　（基発第145号　昭和48年3月19日）（基発第180号　平成9年3月21日）
×　運転する（業務に就く）ことが出来ません。

床上運転式クレーン	床上で運転し、運転者がクレーンの走行とともに移動するクレーンです。
床上操作式クレーン	床上操作式クレーンとは床上で運転し、かつ、運転者がつり荷の移動とともに移動するクレーンです。
技能講習※1	床上操作式クレーン運転技能講習　（クレーン等運転関係技能講習規程）
技能講習※2	小型移動式クレーン運転技能講習　（クレーン等運転関係技能講習規程）
技能講習※3	玉掛け技能講習　（玉掛け技能講習規程）
建設用リフト	積載荷重250kg以上で昇降路高さ10m以上の建設用リフトの運転 建設用リフトの運転特別教育（クレーン等安全規則第183条）

1. 資格を必要とする業務一覧

■資格を必要とする業務

業務内容	作業主任者名	作業に必要な資格等	免許	技能講習	特別教育	準拠条項	改正年月日
潜水業務							
潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務		潜水士免許	○			安衛令20条9号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						高圧則12条	S47.9.30 労働省令40号 制定
金属の溶接・溶断等の業務							
アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	ガス溶接作業主任者	ガス溶接作業主任者免許	○			安衛令6条2号	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛則314条,315条,316条	S47.9.30 労働省令32号 制定
可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務		①ガス溶接作業主任者免許 ②ガス溶接技能講習修了者 ③その他厚生労働大臣が定める者	○	○		安衛令20条10号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						安衛則別表第3	R3.3.22 厚労省令53号 一部改正
アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務		アーク溶接等の業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条3号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
フォークリフトの運転の業務							
最大荷重(フオークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう)が1t以上のフオークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務		フォークリフト運転技能講習修了者		○		安衛令20条11号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						安衛則別表第3	R3.3.22 厚労省令53号 一部改正
最大荷重1t未満のフオークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務		フォークリフトの運転の業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条5号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
車両系建設機械の運転等の業務							
機体重量3t以上の整地・運搬・積込み用機械、掘削用建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務		車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者		○		安衛令20条12号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						安衛則別表第3	R3.3.22 厚労省令53号 一部改正
機体重量3t未満の整地・運搬・積込み用機械、掘削用建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業		小型車両系建設機械(整地等)の運転業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条9号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
機体重量3t以上の基礎工事用建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務		車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者		○		安衛令20条12号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						安衛則別表第3	R3.3.22 厚労省令53号 一部改正
機体重量3t未満の基礎工事用建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務		小型車両系建設機械(基礎工事用)の運転業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条9号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
基礎工事用建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務		小型車両系建設機械(基礎工事用)の運転業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条9号の2	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
基礎工事用建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作(車体上の運転者席における操作を除く)の業務		車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作の業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条9号の3	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
機体重量3t以上の解体用建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務		①車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者 ②建設機械施工技術検定合格者 ③その他厚生労働大臣が定める者		○		安衛令20条12号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						安衛則別表第3	R3.3.22 厚労省令53号 一部改正

1. 資格を必要とする業務一覧

■資格を必要とする業務

業務内容	作業主任者名	作業に必要な資格等	免許	技能講習	特別教育	準拠条項	改正年月日
機体重量3t未満の解体用建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務		小型車両系建設機械(解体用)の運転業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条9号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
締固め用建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務		ローラーの運転業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条10号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
コンクリートポンプ車の運転の業務							
コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務		コンクリートポンプ車の作業装置の操作の業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条10号の2	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
ショベルローダ等の運転の業務							
最大荷重(ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう)が1t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務		①ショベルローダー等運転技能講習修了者 ②職業能力開発促進法に基づくショベルローダー等の訓練受講者 ③その他厚生労働大臣が定める者		○		安衛令20条13号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						安衛則別表第3	R3.3.22 厚労省令53号 一部改正
最大荷重1t未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務		ショベルローダー等の運転業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条5号の2	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
不整地運搬車の運転の業務							
最大荷重1t以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務		①不整地運搬車運転技能講習修了者 ②建設機械施工技術検定合格者 ③その他厚生労働大臣が定める者		○		安衛令20条14号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						安衛則別表第3	R3.3.22 厚労省令53号 一部改正
最大荷重1t未満の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務		不整地運搬車の運転業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条5号の3	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
高所作業車の運転の業務							
作業床の高さ10m以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務		①高所作業車運転技能講習 ②その他厚生労働大臣が定める者		○		安衛令20条15号	H18.1.5 政令2号 一部改正
						安衛則別表第3	R3.3.22 厚労省令53号 一部改正
作業床の高さ10m未満の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務		高所作業車の運転業務に係る特別教育修了者			○	安衛則36条10号の5	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
型枠支保工の組立て又は解体作業							
型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備)の組立て又は解体の作業	型枠支保工の組立て等作業主任者	型枠支保工の組立て等作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条14号	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛則246条	H15.12.19 厚労省令175号 一部改正
						安衛則247条	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
コンクリート破砕の作業							
コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業	コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条8号の2	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛則321条の3,4	S50.3.22 労働省令5号 追加
地山掘削の作業							
掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の作業	地山の掘削作業主任者	地山の掘削及び土止め支保工 作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条9号	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛則359条	H18.1.5 厚労省令1号 一部改正
						安衛則360条	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正

1. 資格を必要とする業務一覧

■資格を必要とする業務

業務内容	作業主任者名	作業に必要な資格等	免許	技能講習	特別教育	準拠条項	改正年月日
土止め支保工取付け、取り外しの作業							
土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業	土止め支保工作業主任者	地山の掘削及び土止め支保工 作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条10号	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛則374条	H18.1.5 厚労省令1号 一部改正
						安衛則375条	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
ずい道掘削、支保工組立て等の作業							
ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業	ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削等 作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条10号の2	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛則383条の2	S55.12.15 労働省令33号 追加
						安衛則383条の3	R2.6.15 厚労省令128号 一部改正
ずい道の覆工の作業							
ずい道等の覆工の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設の作業	ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の覆工 作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条10号の3	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛則383条の4	S55.12.15 労働省令33号 追加
						安衛則383条の5	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
はい付け又ははい崩しの作業							
高さが2m以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く)の集団)のはい付け又ははい崩しの作業	はい作業主任者	はい作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条12号	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛則428条,429条	S47.9.30 労働省令32号 制定
船内荷役作業							
船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業(揚貨装置を用いないで行うものを除く)	船内荷役作業主任者	船内荷役 作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条13号	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛則450条,451条	S47.9.30 労働省令32号 制定
足場の組立て等の作業							
つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	足場の組立て等作業主任者	足場の組立て等 作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条15号	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛則565条	S47.9.30 労働省令32号 制定
						安衛則566条	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
鉄骨の組立て等の作業							
建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5メートル以上であるものに限る)の組立て、解体又は変更の作業	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物等の鉄骨の組立て等 作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条15号の2	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛則517条の4	H4.8.24 労働省令24号 一部改正
						安衛則517条の5	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正

1. 資格を必要とする業務一覧

■資格を必要とする業務

業務内容	作業主任者名	作業に必要な資格等	免許	技能講習	特別教育	準拠条項	改正年月日
橋梁の上部構造の金属部材の架設、解体又は変更の作業							
橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業	鋼橋架設等作業主任者	鋼橋架設等作業主任者技能講習修了者		○		安衛令6条15号の3	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛則517条の8	H4.8.24 労働省令24号 追加
						安衛則517条の9	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
木造建築物の構造部材の組立、屋根・外壁下地等の取付けの作業							
建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	木造建築物の組立て等作業主任者	木造建築物の組立て等作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条15号の4	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛則517条の12	H4.8.24 労働省令24号 条数繰下・一部改正
						安衛則517条の13	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
コンクリート造の工作物解体等の作業							
コンクリート造の工作物(その高さが5メートル以上であるものに限る)の解体又は破壊の作業	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	コンクリート造の工作物の解体等 作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条15号の5	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛則517条の17	H4.8.24 労働省令24号 条数繰下・一部改正
						安衛則517条の18	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
橋梁の上部構造のコンクリート造のものの架設又は変更の作業							
橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る)の架設又は変更の作業	コンクリート橋架設等作業主任者	コンクリート橋架設等 作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条16号	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛則517条の22	H18.1.5 厚労省令1号 一部改正
						安衛則517条の23	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
屋内等での有機溶剤製造,取扱い作業							
屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所等で有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定める作業	有機溶剤作業主任者	有機溶剤 作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条22号	R2.4.22 政令148号 一部改正
						有機則19条	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
						有機則19条の2	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
鉛業務に係る作業							
鉛業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く)に係る作業	鉛作業主任者	鉛作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条19号	R2.4.22 政令148号 一部改正
						鉛則33条	S47.9.30 労働省令37号 制定
						鉛則34条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正

1. 資格を必要とする業務一覧

■資格を必要とする業務

業務内容	作業主任者名	作業に必要な資格等	免許	技能講習	特別教育	準拠条項	改正年月日
四アルキル鉛等業務に係る作業							
四アルキル鉛等業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く)に係る作業	四アルキル鉛等作業主任者	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条20号	R2.4.22 政令148号 一部改正
						四アルキル則14条	R5.4.6 厚労省令66号 一部改正
						四アルキル則15条	S47.9.30 労働省令38号 制定
特化物等を製造し又は取り扱う作業							
特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く)	特定化学物質作業主任者	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条18号	R2.4.22 政令148号 一部改正
金属アーク溶接作業	①特定化学物質作業主任者 または ②金属アーク溶接等作業主任者	①特定化学物質及び四アルキル鉛等技能講習修了者 または ②金属アーク溶接等限定技能講習修了者		○		特化則27条，38条の21，51条	R5.4.21 厚労省令69号 一部改正
						特化則28条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
特別有機溶剤業務に係る作業	特定化学物質作業主任者(特別有機溶剤業務)	有機溶剤作業主任者 技能講習修了者		○		特化則27条	R5.4.21 厚労省令69号 一部改正
						特化則28条	R4.4.15 労働省令82号 一部改正
石綿取扱作業							
石綿若しくは石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を取り扱う作業、又は石綿等を試験研究のため製造する等の作業	石綿作業主任者	石綿作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条23号	R2.4.22 政令148号 一部改正
						石綿則19条	H18.1.5 厚労省令1号 一部改正
						石綿則20条	H18.8.2 厚労省令147号 一部改正
高圧室内作業							
高圧室内作業(潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシヤフトの内部において行う作業に限る)	高圧室内作業主任者	高圧室内作業主任者免許	○			安衛令6条1号	R2.4.22 政令148号 一部改正
						高圧則10条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
第1種酸素欠乏危険作業							
酸素欠乏危険場所のうち、第2種酸素欠乏危険作業以外の酸素欠乏危険場所における作業	酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条21号	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛令別表第6	H12.6.7 政令309号 一部改正
						酸欠則2条 7号	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
						酸欠則11条	H15.12.19 厚労省令175号 一部改正

1. 資格を必要とする業務一覧

■資格を必要とする業務

業務内容	作業主任者名	作業に必要な資格等	免許	技能講習	特別教育	準拠条項	改正年月日
第2種酸素欠乏危険作業							
酸素欠乏危険場所のうち、下記に定める酸素欠乏危険場所における作業 1.海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きょ、マンホール、溝若しくはピット又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器の内部 2.し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きょ、マンホール、溝又はピットの内部 3.酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所	酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習修了者		○		安衛令6条21号	R2.4.22 政令148号 一部改正
						安衛令別表第6第3号の3,第9号,第12号	H12.6.7 政令309号 一部改正
						酸欠則2条 8号	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
						酸欠則11条	H15.12.19 厚労省令175号 一部改正

1. 資格を必要とする業務一覧

■資格を必要とする業務

作業者	業務内容	特別教育	準拠条項	改正年月日
研削といし取替試運転作業者	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	○	安衛則36条1号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
電気取扱者	高圧若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務	○	安衛則36条4号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
	低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務	○	安衛則36条4号	
チェーンソー作業者	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務	○	安衛則 36条8号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
ボーリングマシン運転者	ボーリングマシンの運転の業務	○	安衛則 36条10号の3	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
ジャッキ式つり上げ機械運転	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務	○	安衛則 36条10号の4	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
巻上げ機運転者	動力により駆動される巻上げ機の運転の業務	○	安衛則36条11号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
軌道動力車運転者	動力車で軌条により人又は荷を運搬する用に供されるものの運転の業務	○	安衛則36条13号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
建設用リフト運転者	建設用リフトの運転の業務	○	安衛則36条18号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
			クレーン則183条	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
ゴンドラ操作者	ゴンドラの操作の業務	○	安衛則36条20号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
			ゴンドラ則12条	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
圧縮機操作係員	作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	○	安衛則36条20号の2	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
			高圧則11条	H26.12.1 厚労省令132号 一部改正
送気調節係員	高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	○	安衛則36条21号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
			高圧則11条	H26.12.1 厚労省令132号 一部改正
	潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	○	安衛則36条23号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
			高圧則11条	H26.12.1 厚労省令132号 一部改正
加減圧係員	気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	○	安衛則36条22号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
			高圧則11条	H26.12.1 厚労省令132号 一部改正
再圧室操作係員	再圧室を操作する業務	○	安衛則36条24号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
			高圧則11条	H26.12.1 厚労省令132号 一部改正
高圧室内作業者	高圧室内作業に係る業務	○	安衛則36条24号の2	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
			高圧則11条	H26.12.1 厚労省令132号 一部改正

1. 資格を必要とする業務一覧

■資格を必要とする業務

作業者	業務内容	特別教育	準拠条項	改正年月日
四アルキル鉛作業	四アルキル鉛等業務	○	安衛則36条25号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
			四アルキル則21条	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
酸素欠乏危険作業者	酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	○	安衛則36条26号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
			酸欠則12条	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
特定粉じん作業者	特定粉じん作業に係る業務	○	安衛則36条29号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
			粉じん則22条	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
ずい道内作業者	ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の作業に係る業務	○	安衛則36条30号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
産業用ロボットへの教示等作業者	マニプレータ及び記憶装置を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械の可動範囲内において当該産業用ロボツトについて行うマニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作の業務	○	安衛則36条31号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
産業用ロボットの検査等の作業者	産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行う検査等又は検査等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務	○	安衛則36条32号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
石綿等の取扱い作業者	石綿使用建築物等解体等作業に係る業務	○	安衛則36条37号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
			石綿則27条	R2.7.1 厚労省令134号 一部改正
足場の組立て等の作業者	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務	○	安衛則36条39号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
ロープ高所作業者	ロープ高所作業に係る業務	○	安衛則36条40号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正
墜落制止用器具を用いる作業者	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務	○	安衛則36条41号	R6.6.3 厚労省令95号 一部改正

2. 作業指揮者の選任が必要な作業一覧

■作業指揮者の選任が必要な作業

業務の名称	業務内容	準拠条項	改正年月日
車両系荷役運搬機械作業指揮者	車両系荷役運搬機械を用いて行う作業	安衛則151条の4	S52.12.27 労働省令32号 追加
車両系荷役運搬機械修理等作業指揮者	車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着若しくは取り外しの作業	安衛則 151条の15	
不整地運搬車の荷の積卸し作業指揮者	1つの荷でその重量が100kg以上のものを不整地運搬車に積む作業又は卸す作業	安衛則 151条の48	H2.9.13 労働省令19号 追加
構内運搬車の荷の積卸し作業指揮者	1つの荷でその重量が100kg以上のものを構内運搬車に積む作業又は卸す作業	安衛則 151条の62	H2.9.13 労働省令19号 条数繰下
貨物自動車の荷の積卸し作業指揮者	1つの荷でその重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業又は卸す作業	安衛則 151条の70	
車両系建設機械修理等作業指揮者	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着若しくは取り外しの作業	安衛則165条	H25.11.29 厚労省令125号 一部改正
コンクリートポンプ車の輸送管等の組立て等作業指揮者	コンクリートポンプ車の輸送管等の組立て又は解体の作業	安衛則171条の3	H2.9.13 労働省令19号 追加
くい打機、くい抜機又はボーリングマシーンの組立て等作業指揮者	くい打機、くい抜機又はボーリングマシーンの組立て、解体、変更又は移動の作業	安衛則190条	H2.9.13 労働省令19号 一部改正
高所作業車作業指揮者	高所作業車を用いて行う作業	安衛則 194条の10	H11.8.13 労働省令35号 条数繰下
高所作業車修理等作業指揮者	高所作業車の修理又は作業床の装着若しくは取り外しの作業	安衛則 194条の18	
危険物取扱い等作業指揮者	危険物を製造し、又は取り扱う作業	安衛則257条	S47.9.30 労働省令32号 制定
化学設備等改造等作業指揮者	化学設備又はその附属設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、これらの設備を分解する作業又はこれらの設備の内部での作業	安衛則275条	H18.1.5 厚労省令1号 一部改正
導火線発破作業指揮者	導火線発破の作業	安衛則319条	S47.9.30 労働省令32号 制定
電気発破作業指揮者	電気発破の作業	安衛則320条	
停電、活線又は活線近接作業指揮者	停電作業又は高圧、特別高圧の電路の活線若しくは活線近接作業	安衛則350条	S47.9.30 労働省令32号 制定
ガス導管防護等作業指揮者	明り掘削作業により露出したガス導管のつり防護、受け防護等の防護又は移設等の作業	安衛則362条	
ずい道等内ガス溶接等作業指揮者	ずい道等の内部で可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	安衛則389条の3	S55.8.26 労働省令23号 追加
建築物等の組立て、解体等作業指揮者	建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業で墜落の危険のある作業（作業主任者を選任しなければならない作業を除く）	安衛則529条	S47.9.30 労働省令32号 制定
ロープ高所作業指揮者	高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（40度未満の斜面における作業を除く）	安衛則539条の6	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
クレーンの過負荷作業指揮者	クレーンに定格荷重をこえる荷重をかけて使用する作業	クレーン則23条	S47.9.30 労働省令34号 制定
天井クレーン等の点検等作業指揮者	天井クレーン等の点検等の作業（ただし、点検する天井クレーン等の運転を禁止し、その旨天井クレーン等の操作部分に表示している場合は除く）	クレーン則30条の2	H4.8.24 労働省令24号 追加
クレーンの組立て等作業指揮者	クレーンの組立て、解体の作業	クレーン則33条	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
移動式クレーンのジブの組立て等作業指揮者	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業	クレーン則75条の2	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正

2. 作業指揮者の選任が必要な作業一覧

■作業指揮者の選任が必要な作業

業務の名称	業務内容	準拠条項	改正年月日
デリックの過負荷作業指揮者	デリックに定格荷重をこえる荷重をかけて使用する作業	クレーン則109条	S47.9.30 労働省令34号 制定
デリックの組立て等作業指揮者	デリックの組立て又は解体の作業	クレーン則118条	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
エレベーターの昇降路塔等の組立て等作業指揮者	屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業	クレーン則153条	
建設用リフトの組立て等作業指揮者	建設用リフトの組立て又は解体の作業	クレーン則191条	
特定化学物質製造等設備の改造等作業指揮者	特定化学物質を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備又は特定化学物質を発生させる物を入れたタンクで、当該特定化学物質が滞留するおそれのあるものの改造、修理、清掃等でこれらの設備を分解する作業又はこれらの内部に立ち入る作業	特化則22条 2号	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
特定化学物質製造等設備の溶断、研磨等作業指揮者	特定化学物質を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備等の設備（前項の設備は除く）の改造、修理、清掃等でこれらの設備を分解する作業又はこれらの内部に立ち入る作業を行う場合において、当該設備の溶断、研磨等により、特定化学物質を発生させるおそれのある作業	特化則22条の2 2号	
酸素欠乏危険作業指揮者	し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、若しくは分解しやすい物質を入れてあり、若しくは入れたことのあるポンプ若しくは配管等又はこれらに附属する設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、これらの設備を分解する作業	酸欠則25条の2 2号	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正

3. 監視人の配置が必要な作業一覧

■監視人の配置が必要な作業

作業内容	監視人の配置が必要な作業	準拠条項	改正年月日
ずい道等の内部に軌道装置を設けたときの作業	建設中のずい道等の内部に軌道装置を設けたとき、当該車両と側壁又は障害物との間隔を0.6m以上とすることが困難な場合での作業	安衛則205条	S47.9.30 労働省令32号 制定
化学設備等の改造等及びこれらの設備の内部での作業	化学設備又はその附属設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、これらの設備を分解する作業、又はこれらの設備の内部での作業	安衛則275条 4号	H18.1.5 厚労省令1号 一部改正
停電作業	電路を開路して、当該電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業の監視 当該電路に近接する電路若しくはその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業又は当該電路に近接する工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業	安衛則339条 1号	S47.9.30 労働省令32号 制定
特別高圧活線近接作業	電路又はその支持物の点検、修理、塗装、清掃等の電気工事の作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者が特別高圧の充電電路に接近することにより感電の危険が生ずるおそれがあるときの作業	安衛則345条 2号	
充電電路に近接する場所での工作物の建設等作業	架空電線又は電気機械器具の充電電路に接近する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業	安衛則349条 4号	
高所からの物体の投下作業	3m以上の高所から物体を投下する作業	安衛則536条	
通路と交わる軌道での作業	通路と交わる軌道で車両を使用する作業	安衛則550条	
軌道内等の作業	軌道上又は軌道に接近した場所での作業	安衛則554条	
土石流危険河川の作業	土石流危険河川での建設工事の作業	安衛則575条の12	H10.2.16 労働省令1号 追加
並置クレーンの修理等の作業	同一のランウェイに並置されている走行クレーンの修理、調整、点検等の作業、又はランウェイの上その他走行クレーンが労働者に接触することにより労働者に危険が生じるおそれのある箇所においての作業	クレーン則30条	S47.9.30 労働省令34号 制定
特定化学物質設備等の改造等作業	特定化学物質を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備又は特定化学物質を発生させる物を入れたタンク等で、当該特定化学物質が滞留するおそれのあるものの改造、修理、清掃等で、これらの設備を分解する作業又はこれらの設備の内部に立ち入る作業	特化則22条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険作業（安衛令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業）	酸欠則13条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
		安衛令別表第6	H12.6.7 政令309号 一部改正
第2種酸素欠乏危険場所の作業	し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、若しくは分解しやすい物質を入れてあり、若しくは入れられたことのあるポンプ若しくは配管等又はこれらに附属する設備の改造、修理、清掃等を行う場合で、これらの設備を分解する作業	酸欠則25条の2	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正

4. 誘導者の配置が必要な作業一覧

■誘導者の配置が必要な作業

作業内容	誘導者の配置が必要な作業	準拠条項	改正年月日
車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落のおそれのある作業	車両系荷役運搬機械等の誘導	安衛則 151条の6	S52.12.27 労働省令32号 追加
車両系荷役運搬機械等との接触のおそれのある作業	当該作業場所は原則立入禁止であるが、誘導員を配置した場合のみ立入禁止としなくてもよい	安衛則 151条の7	
車両系建設機械の転倒又は転落のおそれのある作業	車両系建設機械の誘導	安衛則157条	H25.4.12 厚労省令58号 一部改正
車両系建設機械との接触のおそれのある作業	当該作業場所は原則立入禁止であるが、誘導員を配置した場合のみ立入禁止としなくてもよい	安衛則158条	S47.9.30 労働省令32号 制定
作業床に労働者を乗せて高所作業車を走行させる作業	当該作業場所は原則搭乗禁止であるが、誘導員を配置し高所作業車を誘導させることにより搭乗禁止でなくなる	安衛則 194条の20	H11.8.13 労働省令35号 条数繰下
建設中のずい道等の内部において動力車による後押し運転作業	動力車の誘導	安衛則224条,225条	S47.9.30 労働省令32号 制定
運搬機械等が後進して労働者に接近する等の明り掘削作業	運搬機械等の誘導	安衛則365条	
運搬機械等が後進して労働者に接近する等のずい道建設作業	運搬機械等の誘導	安衛則388条	S55.8.26 労働省令23号 条数繰上

5. 立入禁止措置が必要な場所一覧

■立入禁止措置が必要な場所

作　業　別	立入禁止場所	立入禁止対象者	関連法規	改正年月日
車両系荷役運搬機械等	運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所（ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させる場合は除く）	運転者以外の労働者	安衛則151条の7	S52.12.27 労働省令32号 追加
	車両系荷役運搬機械等のフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下	全労働者	安衛則151条の9	
不整地運搬車	1つの荷でその重量が100キログラム以上のものを不整地運搬車に積む作業又は不整地運搬車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む）を行う箇所	関係労働者以外の労働者	安衛則151条の483号	H2.9.13 労働省令19号 追加
構内運搬車	1つの荷でその重量が100キログラム以上のものを構内運搬車に積む作業又はこれらのものから卸す作業（シートの掛け・外し、ロープの掛け・解き作業を含む）を行う箇所	関係労働者以外の労働者	安衛則151条の623号	H2.9.13 労働省令19号 条数繰下
貨物自動車	1つの荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業又はこれらのものから卸す作業（シートの掛け・外し、ロープの掛け・解き作業を含む）を行う箇所	関係労働者以外の労働者	安衛則151条の703号	H2.9.13 労働省令19号 条数繰下・一部改正
はい作業	はい付け又ははいくずし作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下による危険のおそれのあるところ	関係労働者以外の労働者	安衛則433条	S47.9.30 労働省令32号 制定
車両系建設機械	運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所（ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械等を誘導させる場合は除く）	運転者以外の労働者	安衛則158条	S47.9.30 労働省令32号 制定
	車両系建設機械の用途外使用の条件を満たす荷のつり上げ作業において、つり上げた荷との接触又はつり上げた荷の落下により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所	全労働者	安衛則164条 3項3号	H10.6.24 労働省令26号 一部改正
コンクリートポンプ車	コンクリートポンプ車を用いて作業を行う場合で、コンクリート等の吹出しにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所	全労働者	安衛則171条の23号	H2.9.13 労働省令19号 追加
車両系建設機械（解体用）	解体用機械を用いて行う作業において、物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所	運転者以外の労働者	安衛則171条の61号	H25.4.12 厚労省令58号 一部改正
ずい道等内のボーリング作業	ずい道等の著しく狭あいな場所でボーリングマシンを使用して作業を行う場合で、巻上げ用ワイヤーロープの切断による危険が生ずるおそれのある区域	全労働者	安衛則180条	H2.9.13 労働省令19号 一部改正
くい打機・くい抜機、ボーリングマシン	運転中のくい打機、くい抜機若しくはボーリングマシンの巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側	全労働者	安衛則187条	H2.9.13 労働省令19号 一部改正
ジャッキ式つり上げ機械	建設工事でジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ、つり下げ等の作業を行なう区域内	関係労働者以外の労働者	安衛則第194条の61号	H11.8.13 労働省令35号 追加
ずい道等内部の軌道装置	建設中のずい道等の内部に設けた軌道装置の運行中の車両の進行方向上	全労働者	安衛則205条 2号	S47.9.30 労働省令32号 制定
ずい道等内部の車両の後押し運転	建設中のずい道等の内部における動力車による後押し運転区間	全労働者	安衛則224条	S47.9.30 労働省令32号 制定
型枠支保工	型わく支保工の組立て又は解体の作業を行う区域	関係労働者以外の労働者	安衛則245条 1号	S47.9.30 労働省令32号 制定
明かり掘削作業	明かり掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所	全労働者	安衛則361条	S47.9.30 労働省令32号 制定
土止め支保工	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取外しの作業を行う箇所	関係労働者以外の労働者	安衛則372条 1号	S47.9.30 労働省令32号 制定
ずい道等の建設作業	ずい道等の建設作業で、浮石落しが行われている箇所又は当該箇所の下方で、浮石が落下することにより危険のおそれのある箇所	関係労働者以外の労働者	安衛則386条	S47.9.30 労働省令32号 制定
	ずい道等の建設作業で、ずい道支保工の補強作業又は補修作業が行われている箇所で、落盤又は肌落ちによる危険のおそれのある箇所			
ずい道等の建設作業	ずい道等の建設の作業を行う場所で、内部における可燃性ガスの濃度が爆発下限界の値の30パーセント以上であることを認めたとき、通風、換気等により30パーセント未満であることを確認するまでの間の当該ずい道等の内部	関係労働者以外の労働者	安衛則389条の8	S55.8.26 労働省令23号 追加
鉄骨の組立て等	建築物等の鉄骨（高さが5m以上）の組立て、解体又は変更の作業を行う区域内	関係労働者以外の労働者	安衛則517条の31号	H4.8.24 労働省令24号 一部改正

5. 立入禁止措置が必要な場所一覧

■立入禁止措置が必要な場所

作　業　別	立入禁止場所	立入禁止対象者	関連法規	改正年月日
鋼橋の架設等	鋼橋（高さが5メートル以上又は上部構造の橋梁の支間の距離が30メートル以上である部分に係るもの）の架設、解体、変更の作業を行う区域内	関係労働者以外の労働者	安衛則517条の7 1号	H4.8.24 労働省令24号 追加
コンクリート造の工作物の解体等	コンクリート造の工作物の解体等の作業を行う区域内	関係労働者以外の労働者	安衛則517条の15 1号	H4.8.24 労働省令24号 一部改正
コンクリート橋の架設等	コンクリート橋（高さが5メートル以上又は上部構造の橋梁の支間の距離が30メートル以上である部分に係るもの)の架設又は変更の作業を行う区域内	関係労働者以外の労働者	安衛則517条の21 1号	H18.1.5 厚労省令1号 一部改正
墜落の危険のある箇所	墜落による危険のおそれのある箇所	関係労働者以外の労働者	安衛則530条	S47.9.30 労働省令32号 制定
物体落下による危険箇所	作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのある区域	全労働者	安衛則537条	
足場の組立て等	つり足場（ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う区域内	関係労働者以外の労働者	安衛則564条 1項2号	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
作業構台の組立て、解体作業	作業構台の組立て、解体又は変更の作業を行う区域内	関係労働者以外の労働者	安衛則575条の7 2号	S55.12.15 労働省令33号 追加
化学設備等	化学設備から危険物等が大量に流出した場合等、爆発・火災等による労働災害発生の急迫した危険のある場合で、そのおそれがないことを確認するまでの間の当該作業場	関係者以外の労働者	安衛則274条の2 2項	S50.3.22 労働省令5号 一部改正
火災・爆発の危険のある箇所	火災又は爆発の危険がある場所のうち特に危険な場所	必要でない者	安衛則288条	S47.9.30 労働省令32号 制定
アセチレン溶接装置を用いる作業	アセチレン溶接装置の発生器室	係員以外の者	安衛則312条 2号	
ガス集合溶接装置を用いる作業	ガス集合溶接装置のガス装置室	係員以外の者	安衛則313条 3号	
電気取扱い作業	配電盤室、変電室等区画された場所で、電気取扱者（安衛則第36条第4号の業務に就いている者）以外の者の立入を禁止したところ	電気取扱者以外の者	安衛則329条	S49.5.21 労働省令19号 一部改正
温度に関係する場所	多量の高熱物体を取り扱う場所又は著しく暑熱な場所	関係者以外の者	安衛則585条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
	多量の低温物体を取り扱う場所又は著しく寒冷な場所			
光、音に関係する場所	有害な光線又は超音波にさらされる場所			
有害物に関係する場所	炭酸ガス濃度が1.5%を超える場所、酸素濃度が18%に満たない場所又は硫化水素濃度が100万分の10を超える場所			
	ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所			
	有害物を取り扱う場所			
	病原体による汚染のおそれの著しい場所			
クレーン	ケーブルクレーンの巻上げ用ワイヤーロープ若しくは横行用ワイヤロープの内角側で、シーブ若しくはその取付具が飛来することによる危険のおそれのある箇所	全労働者	クレーン則28条	S47.9.30 労働省令34号 制定
	クレーンに係る作業で次のいずれかに該当する場合のつり荷（⑥にあってはつり具を含む）の下の区域 ①ハッカーを用いて玉掛けをした荷がつり上げられている場合 ②つりクランプ1個を用いて玉掛けをした荷がつり上げられている場合 ③ワイヤロープ、つりチェーン、繊維ロープ又は繊維ベルトを用いて1点づりにより玉掛けをする場合（当該荷に設けられた穴又はアイボルトにワイヤロープ等を通して玉掛けをしている場合を除く） ④複数の荷を一度につり上げる場合で、当該複数の荷が結束され、箱に入れられる等により固定されていないとき ⑤マグネット、バキューム等磁力又は陰圧により吸着させるつり具又は玉掛け用具を用いて玉掛けをした荷がつり上げられている場合 ⑥動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させる場合	全労働者	クレーン則29条	H4.8.24 労働省令24号 全改
	クレーンの組立て又は解体の作業を行う区域	関係労働者以外の労働者	クレーン則33条 1項2号	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正

5. 立入禁止措置が必要な場所一覧

■立入禁止措置が必要な場所

作　業　別	立入禁止場所	立入禁止対象者	関連法規	改正年月日
移動式クレーン	移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所	全労働者	クレーン則74条	H4.8.24 労働省令24号 全改
	移動式クレーンに係る作業で次のいずれかに該当する場合のつり荷（⑥にあってはつり具を含む）の下の区域 ①ハッカーを用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき ②つりクランプ1個を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき ③ワイヤロープ等を用いて1箇所に玉掛けをした荷がつり上げられているとき（当該荷に設けられた穴又はアイボルトにワイヤロープ等を通して玉掛けをしている場合を除く） ④複数の荷が一度につり上げられている場合であって、当該複数の荷が結束され、箱に入れられる等により固定されていないとき ⑤磁力又は陰圧により吸着させるつり具又は玉掛け用具を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき ⑥動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき	全労働者	クレーン則74条の2	H4.8.24 労働省令24号 追加
	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業を行う区域	関係労働者以外の労働者	クレーン則75条の2 1項2号	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
エレベーター	屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業を行う区域	関係労働者以外の労働者	クレーン則153条 1項2号	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
建設用リフト	建設用リフトの搬器の昇降による危険のおそれのある箇所	全労働者	クレーン則187条 1号	S47.9.30 労働省令34号 制定
	建設用リフトの巻上げ用ワイヤーロープの内角側で、ワイヤーロープ又はシープ等が飛来することによる危険のおそれのある箇所	全労働者	クレーン則187条 2号	
	建設用リフトの組立又は解体の作業を行う区域	関係労働者以外の労働者	クレーン則191条 1項2号	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
デリック	デリックの巻上げ用ワイヤロープ若しくは起伏用ワイヤロープの内角側で、ワイヤロープ又はシープ等が飛来することによる危険のある箇所	全労働者	クレーン則114条	S47.9.30 労働省令34号 制定
	デリックに係る作業で次のいずれかに該当する場合のつり荷（⑥にあってはつり具を含む）の下の区域 ①ハッカーを用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき ②つりクランプ1個を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき ③ワイヤロープ等を用いて1箇所に玉掛けをした荷がつり上げられているとき（当該荷に設けられた穴又はアイボルトにワイヤロープ等を通して玉掛けをしている場合を除く） ④複数の荷が一度につり上げられている場合であって、当該複数の荷が結束され、箱に入れられる等により固定されていないとき ⑤磁力又は陰圧により吸着させるつり具又は玉掛け用具を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき ⑥動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき	全労働者	クレーン則115条	H4.8.24 労働省令24号 全改
	デリックの組立て又は解体の作業を行う区域	関係労働者以外の労働者	クレーン則118条 1項2号	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
ゴンドラ	ゴンドラを使用して作業を行っている箇所の下方	関係労働者以外の者	ゴンドラ則18条	S47.9.30 労働省令35号 制定
有機溶剤	タンク等の内部で有機溶剤の換気装置が故障する事故、あるいは有機溶剤等による汚染のため作業を中止した場合、有機溶剤等による汚染が除去されるまでの当該事故現場	作業に従事する者	有機則27条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
	有機溶剤等の屋内貯蔵場所	当該屋内での作業に従事する者のうち貯槽に関係する者以外の者	有機則35条 1号	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
四アルキル鉛	四アルキル鉛等業務を行う作業場所又は四アルキル鉛を入れたタンク、ドラム缶等がある場所	関係者以外の者	四アルキル則第19条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
	四アルキル鉛等の製造装置若しくは換気装置の故障、四アルキル鉛等が漏れ、又はこぼれた場合、あるいは作業場所等が四アルキル鉛又はその蒸気により著しく汚染される事態が生じた場合、労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないことを確認するまでの当該作業場所	関係労働者以外の作業に従事する者	四アルキル則第20条	

5. 立入禁止措置が必要な場所一覧

■立入禁止措置が必要な場所

作　業　別	立入禁止場所	立入禁止対象者	関連法規	改正年月日
特定化学物質	第三類物質等が漏えいし、作業に従事する者を作業場等から退避させた場合、労働者が第三類物質等により健康障害を受けるおそれのないことを確認するまでの当該作業場所	関係者以外の者	特化則23条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
	第一類物質又は第二類物質(クロロホルム等及びクロロホルム等以外のものであつて別表第1第37号に掲げる物を除く)を製造し、又は取り扱う作業場(臭化メチル等を用いて 燻(くん)蒸作業を行う作業場を除く)	関係者以外の者	特化則24条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
	特定化学設備を設置する作業場又は特定化学設備を設置する作業場以外の作業場で第三類物質等を合計100リットル以上取扱うもの			
	特定化学物質の屋内貯蔵場所	特別有機溶剤を貯蔵している屋内で作業に従事する者のうち貯蔵に関係する者以外の者	特化則25条 5項1号	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
	臭化メチル等を用いて倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸中の場所(燻蒸の効果を確認する場合で、監視人を置き、労働者に空気呼吸器等を着用させた場合を除く)が送気マスク、空気呼吸器等の使用していることを確認したときは、当該労働者及び確認を行う者を立ち入らせることができる)	作業に従事する者	特化則38条の14 1項5号	R5.3.27 厚労省令29号 一部改正
酸素欠乏危険場所	酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所	酸素欠乏危険作業に従事する者以外の者	酸欠則9条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
	酸素欠乏危険作業で、酸素欠乏等のおそれが生じ退避させた場合で、酸素欠乏等のおそれがないことを確認するまでの間の当該場所	特に指名した者以外の者	酸欠則14条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
	酸素欠乏危険場所として指定されている地層が存在する箇所又はこれに隣接する箇所で圧気工法による作業を行うときで、酸欠空気が漏出している場所	全労働者	酸欠則24条	S55.12.2 労働省令31号 一部改正
特定化学物質	臭化メチル等を用いて倉庫、コンテナー、船倉等の 燻蒸中の場所(燻蒸の効果を確認する場合で、監視人を置き、労働者に空気呼吸器等を着用させ、当該確認を行う者(労働者を除く)が送気マスク、空気呼吸器等の使用していることを確認したときは、当該労働者及び確認を行う者を立ち入らせることができる)	倉庫内で作業に従事する者のうち、燻蒸に関係する者以外の者	特化則38条の14 1項5号 1項9号ハ 1項7号ニ 1項11号ハ	R5.3.27 厚労省令29号 一部改正
	臭化メチル等を用いて行うサイロ燻蒸作業で、燻蒸したサイロで労働者が臭化メチル等により汚染されるおそれのないことが確認されるまでの間の当該場所	作業に従事する者		
	臭化メチル等を用いて行う倉庫燻蒸作業で、燻蒸した場所に扉等を開放した後初めて作業に従事する者を立ち入らせる場合又は一部を燻蒸中の倉庫内に燻蒸が行われていない場所に作業に従事する者を立ち入らせる場合において、規定による測定を行った結果、シアン化水素、臭化メチルの空気中の濃度が法定の値を超えるときの当該場所	作業に従事する者		
	臭化メチル等を用いて行う本船燻蒸作業で、燻蒸した船倉に又は当該燻蒸した船倉に隣接する居住室等にビニルシート等を外した後初めて作業に従事する者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の船倉に隣接する居住室等に作業に従事する者を立ち入らせる場合において、規定による測定を行った結果、シアン化水素、臭化メチルの空気中の濃度が法定の値を超えるときの当該場所	作業に従事する者		
	製造等禁止物質を製造する設備を設置する場所	関係者以外の者	特化則47条 7号	H18.8.2 厚労省令147号 一部改正
石綿除去作業	次に掲げる作業の作業場所 1. 解体等対象建築物等に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業(石綿等の切断等の作業を伴うものを除き、囲い込みの作業に限る) 2. 解体等対象建築物等に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る) (石綿含有保温材等の切断等の作業を伴うものを除き、除去又は囲い込みの作業に限る。)	作業に従事する労働者以外の者（労働者に呼吸用保護具及び作業衣（保護衣）を使用させる等の措置が講じられた者を除く)	石綿則7条	R2.7.1 厚労省令134号 一部改正

5. 立入禁止措置が必要な場所一覧

■立入禁止措置が必要な場所

作　業　別	立入禁止場所	立入禁止対象者	関連法規	**改正年月日**
高気圧作業	気こう室及び作業室	必要のある者以外の者	高圧則13条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
	送気設備の故障、出水その他の事故により高圧室内作業者に危険又は健康障害が生ずるおそれのないことを確認するまでの間の潜函、潜鐘、圧気シールドの内部	特に指名した者以外の者	高圧則23条 2項	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
	作業室内を排気して潜函を沈下させるとき、高圧室内作業者に危険又は健康障害が生ずるおそれのないことを確認するまでの間の潜函の内部	特に指名した者以外の者	高圧則24条 2項	
	作業室内で発破を行ったとき、作業室内の空気が発破前の状態に復するまでの間の当該作業室	高圧室内業務従事者	高圧則25条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
	再圧室を設置した場所及び当該再圧室を操作する場所	必要のある者以外の者	高圧則43条	
事業場に附属する炊事場	炊事場	炊事従業員以外の者	安衛則630条 14号	S47.9.30 労働省令32号 制定

6. 表示・周知を必要とする箇所の一覧

■表示・周知を必要とする箇所

表　　示	該　当　箇　所	準拠条項	改正年月日
貨物の重量	一つの貨物で重量1トン以上のもの(包装されていない貨物で、一見してその重量が明らかなものはこの限りでない)の発送の際は、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示する。	安衛法35条	S47.6.8 法律57号 制定
名称等を通知すべき危険物及び有害物	安衛法57条の2第1項又は第2項の規定により通知された事項を当該物を取り扱う労働者に周知する。 1.名称 2.成分及びその含有量 3.物理的及び化学的性質 4.人体に及ぼす作用 5.貯蔵又は取扱い上の注意 6.流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置 7.前各号に掲げるもののほか、次の事項 ①安衛法57条の2第1項の規定による通知を行う者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号 ②危険性の又は有害性の要約 ③安定性及び反応性 ④想定される用途及び当該用途における使用上の注意 ⑤適用される法令 ⑥その他参考となる事項	安衛法101条4項	H30.7.6 法律71号 一部改正
		安衛令18条の2	H27.6.10 政令250号 一部改正
		安衛令　別表第9	R4.2.24政令51号 (R5.8.30政令265号)一部改正
		安衛則 98条の2	R5.12.27 厚労省令165号 一部改正
		安衛則 34条の2の4	R4.5.31 厚労省令91号 一部改正
作業主任者の氏名等	作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知する。	安衛則18条	S47.9.30 労働省令32号 制定
安全衛生推進者等の氏名	安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知する。	安衛則 12条の4	S63.9.1 労働省令24号 追加
化学物質管理者の氏名	化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知する。	安衛則 12条の5 第5項	R4.5.31 厚労省令91号 追加
保護具着用管理責任者の氏名	保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知する。	安衛則 12条の6 第4項	R4.5.31 厚労省令91号 追加
機械の運転停止	機械の掃除、給油、検査、修理等の作業を行うため運転を停止しているとき当該機械の起動装置に表示板を取り付ける。	安衛則 107条	H25.4.12 厚労省令58号 一部改正
	機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うため運転を停止したときは、当該機械の起動装置に鍵をかけ、表示板を取り付ける。	安衛則 108条	R3.12.1 厚労省令188号 一部改正
産業用ロボットの作業	産業用ロボットに教示等の作業を行っている間、起動スイッチ等に作業中である旨を表示する。	安衛則 150条の3 3号	S58.6.20 労働省令18号 追加
	産業用ロボットの検査、修理、調整、掃除若しくは給油等の作業を行っている間、運転状態を切り替えるためのスイッチ等に作業中である旨を表示する。	安衛則 150条の5	S58.6.20 労働省令18号 追加
特定自主検査の検査標章	フォークリフトの特定自主検査を行つたときは、当該フォークリフトの見やすい箇所に、検査標章をはり付ける。	安衛則 151条の24 5項	R5.12.18 厚労省令157号 一部改正
	不整地運搬車の特定自主検査を行つたときは、当該不整地運搬車の見やすい箇所に、検査標章をはり付ける。	安衛則 151条の56 5項	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
	車両系建設機械の特定自主検査を行つたときは、当該車両系建設機械の見やすい箇所に、検査標章をはり付ける。	安衛則 169条の2 8項	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
	高所作業車の特定自主検査を行つたときは、当該高所作業車の見やすい箇所に、検査標章をはり付ける。	安衛則 194条の26 5項	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
車両とう乗者の接触予防	ずい道の内部で側壁、天盤、障害物等に接触する危険を防止するため、車両とう乗者が容易に識別できる措置を講じる。	安衛則206条	S47.9.30 労働省令32号 制定

6. 表示・周知を必要とする箇所の一覧

■表示・周知を必要とする箇所

表　　示	該　当　箇　所	準拠条項	改正年月日
信号装置の表示方法	軌道装置の信号装置を設けたときは、あらかじめ当該信号装置の表示方法を定め、関係労働者に周知する。	安衛則219条	S47.9.30 労働省令32号 制定
ガス溶接等の作業で使用する者の名札	通風等が不十分な場所におけるガス溶接等の作業を行うとき、ガス等の供給についての誤操作を防ぐため、使用中のガス等のホースの供給口又はコックに使用する者の名札を取り付ける。	安衛則262条 4号	S47.9.30 労働省令32号 制定
ガス等の容器の使用前又は使用中、使用後の区別	ガス溶接等の業務に使用するガス等の容器は、使用前又は使用中、使用後の区別を明らかにする。	安衛則263条 9号	S47.9.30 労働省令32号 制定
化学設備のバルブ等の開閉方向等	化学設備のバルブ、コック、スイッチ、押しボタン等に下記の措置を講じる。 1. 開閉の方向を表示する 2. 色分け、形状の区分等を行う （色分けのみの措置では不可）	安衛則271条	H18.1.5 厚労省令1号 一部改正
化学設備に送給する原材料の種類等	化学設備に送給する原材料の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を見やすい位置に表示する。	安衛則273条	H18.1.5 厚労省令1号 一部改正
特殊化学設備等の動力源のバルブ等の施錠、色分け、形状の区分等	特殊化学設備等に使用する動力源のバルブ、コック、スイッチ等については、誤操作を防止するため、施錠、色分け、形状の区分等を行う。（色分けのみの措置では不可）	安衛則273条の5	H13.7.16 厚労省令172号 一部改正
化学設備の事故等箇所への立入禁止	化学設備から危険物等が大量に流出した場合等、爆発、火災等による急迫した危険があるとき、当該作業場等に立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する。	安衛則274条の2	S50.3.22 労働省令5号 一部改正
化学設備のバルブ、コック等の開放禁止	化学設備等の改造、修理、清掃等を行う場合において、危険物が漏えい等しないように、バルブ若しくはコックを閉止するとともに、閉止板等を施し、施錠したうえで、これらを開放してはならない旨を表示する。	安衛則275条	H18.1.5 厚労省令1号 一部改正
火気使用禁止	火災又は爆発の危険箇所に、火気の使用を禁止する旨の表示をする。	安衛則288条	S47.9.30 労働省令32号 制定
アセチレン溶接装置の発生器の種類等	アセチレン溶接装置の発生器の種類、型式、製作所名、毎時平均ガス発生算定量及び一回のカーバイドの送給量を発生器室内の見やすい箇所に掲示する。	安衛則312条 1，2，3号	S47.9.30 労働省令32号 制定
アセチレン溶接装置の発生器室への立入禁止	アセチレン溶接装置の発生器室には、係員のほかみだりに立ち入ることを禁止し、その旨を適当に表示する。		
アセチレン溶接装置近傍での火気厳禁	アセチレン溶接装置の発生器から5m以内又は発生器室から3m以内の場所での喫煙、火気の使用又は火花を発する行為を禁止する旨を表示する。		
ガス集合溶接装置の使用するガスの名称等	ガス集合溶接装置を用いて作業を行うときは、使用するガスの名称及び最大ガス貯蔵量を、ガス装置室の見やすい箇所に掲示する。	安衛則313条 1，3，4，5号	S47.9.30 労働省令32号 制定
ガス装置室への立入禁止	ガス集合溶接装置を用いて作業を行うときは、ガス装置室には、係員のほかみだりに立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に掲示する。		
ガス集合装置近傍の火気厳禁	ガス集合装置から5m以内の場所での喫煙、火気の使用又は火花を発する行為を禁止する旨を掲示する。		
ガス集合溶接装置の操作要領及び点検要領	ガス集合溶接装置を用いて作業を行うときは、バルブ、コック等の操作要領及び点検要領をガス装置室の見やすい箇所に掲示する。		
窒素又は炭酸ガスが存在	腐食性液体を圧送する作業で窒素又は炭酸ガスの圧力を動力として用いる場合、窒素又は炭酸ガスが存在することを表示する。	安衛則328条	S47.9.30 労働省令32号 制定
液化酸素を製造する設備のバルブ、コック等の開放禁止	液化酸素を製造する設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、酸素が漏えいしないように、バルブ若しくはコックを閉止するとともに、閉止板等を施し、施錠したうえで、これらを開放してはならない旨を表示する。	安衛則328条の4	H7.1.26 労働省令3号 追加

6. 表示・周知を必要とする箇所の一覧

■表示・周知を必要とする箇所

表　　示	該　当　箇　所	準拠条項	改正年月日
通電禁止に関する所要事項	電路を開路して停電作業の電気工事を行うときは、開閉器に通電禁止に関する所要事項を表示する。	安衛則339条1項1号	S47.9.30 労働省令32号 制定
特別高圧活線の接近限界距離	特別高圧活線近接作業の際、当該充電電路に対する接近限界距離を保つ見やすい箇所に標識等を設ける。	安衛則345条1項2号	S47.9.30 労働省令32号 制定
ずい道等作業での持込禁止	ずい道等の建設の作業で可燃性ガスが存在するとき、火気又はマッチ、ライターその他発火のおそれのある物をずい道等の内部に持ち込むことを禁止し、その旨をずい道等の出入口付近の見やすい場所に掲示する。	安衛則389条	S55.8.26 労働省令23号 追加
ずい道等の消火設備の設置場所及び使用方法	ずい道等の建設作業で、可燃性ガス及び酸素を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業を行う場合、消火設備の設置場所及びその使用方法を周知する。	安衛則389条の32号イ	S55.8.26 労働省令23号 追加
	ずい道内部の火気若しくはアークを使用する場所又は配電盤、変圧器若しくはしゃ断器を設置する場所に、消火設備の設置場所及びその使用方法を周知する。	安衛則389条の5	S55.8.26 労働省令23号 追加
可燃性ガス濃度が高い箇所への立入禁止	ずい道等の建設作業で、可燃性のガス濃度が爆発下限界の値の30%以上あるときは、当該ずい道等の内部に関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する。	安衛則389条の82項	S55.8.26 労働省令23号 追加
ずい道等の警報設備の設置場所	ずい道等の建設作業で、出入口から切羽までの距離が100mに達したとき、警報設備の設置場所を周知する。	安衛則389条の91項1，2号	S55.8.26 労働省令23号 追加
ずい道等の通話装置の設置場所	ずい道等の建設作業で、出入口から切羽までの距離が500mに達したとき、警報設備及び通話装置の設置場所を周知する。		
ずい道等の避難用器具の備付け場所及び使用方法	可燃性ガスによる爆発又は火災が生ずるおそれのないずい道等にあっては、切羽までの距離が100mに達したとき、懐中電灯等の携帯用照明器具、その他避難に必要な器具の備付け場所及び使用方法を周知する。	安衛則389条の101項1，2，3号	S55.8.26 労働省令23号 追加
	可燃性ガスによる爆発又は火災が生ずるおそれのあるずい道等にあっては、切羽までの距離が100mに達したとき、一酸化炭素用自己救命器等の呼吸用保護具、携帯用照明器具、その他避難に必要な器具の備付け場所及び使用方法を周知する。		
	切羽までの距離が500mに達したとき、呼吸用保護具、携帯用照明器具、その他避難に必要な器具の備付け場所及び使用方法を周知する。		
通路	作業場に通ずる場所及び作業場内の主要な通路は、これを保持するため、通路であることを示す表示をする。	安衛則540条2項	S47.9.30 労働省令32号 制定
避難用出入口等	常時使用しない避難用の出入口、通路又は避難用器具は、避難用である旨の表示を行う。	安衛則549条1項	S47.9.30 労働省令32号 制定
鋼管の強度の識別	鋼管に色又は記号を付する等の方法により、鋼管の強度を識別できる措置を講じる。	安衛則573条	H13.7.16 厚労省令172号 一部改正
最大積載荷重	足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、これを足場の見やすい場所に表示し、労働者に周知する。	安衛則655条1項1号	R5.3.14 厚労省令22号 一部改正
		安衛則562条	H27.3.5 厚労省令30号 一部改正
	作業構台の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、これを作業構台の見やすい場所に表示し、労働者に周知する。	安衛則655条の21項1号	H27.3.5 厚労省令30号 一部改正
		安衛則575条の4	S55.12.15 労働省令33号 追加
強烈な騒音を発する場所	強烈な騒音（等価騒音レベルが90dB以上）を発する屋内作業場における業務に労働者を従事させるときは、見やすい箇所に標識によって明示する。	安衛則583条の2	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正

6. 表示・周知を必要とする箇所の一覧

■表示・周知を必要とする箇所

表　　示	該　当　箇　所	準拠条項	改正年月日
強烈な騒音を発する場所での保護具の使用	強烈な騒音を発する場所における業務に従事する労働者に耳栓その他の保護具を使用を命じたときは、使用しなければならない旨を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示する。	安衛則595条第3項	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
	強烈な騒音を発する業務の請負人に耳栓その他の保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、保護具を使用する必要がある旨を、見やすい場所に掲示する。	安衛則595条第4項	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
有害な作業環境	多量の高熱物体を取り扱う場所又は著しく暑熱な場所には、関係者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示する。	安衛則585条 1，2，3，4，5，6，7号	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
	多量の低温物体を取り扱う場所又は著しく寒冷な場所には、関係者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示する。		
	有害な光線又は超音波にさらされる場所には、関係者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示する。		
	炭酸ガス濃度が1.5％を超える場所、酸素濃度が18％に満たない場所又は硫化水素濃度が100万分の10を超える場所には、関係者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示する。		
	ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所には、関係者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示する。		
	有害物を取り扱う場所には、関係者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示する。		
	病原体による汚染のおそれの著しい場所には、関係者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示する。		
	有害物若しくは病原体又はこれらによって汚染された物の集積場所である旨を見やすい箇所に表示する。	安衛則586条	S47.9.30 労働省令32号 制定
有機溶剤等の容器の集積箇所の統一	労働者の作業が同一の場所で当該場所に容器が集積されるときは、当該容器を集積する箇所を統一的に定め、これを関係請負人に周知させる。 1．有機溶剤等又は特別有機溶剤等を入れてある容器 2．有機溶剤等又は特別有機溶剤等を入れてあつた空容器で蒸気が発散するおそれのあるもの（屋外に集積されるときのみ）	安衛則641条	H26.8.25 厚労省令101号 一部改正
事故現場等の標識の統一等（特定元方事業者）	特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合、事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを関係請負人に周知する。 1．有機則第27条第2項本文(特化則第38条の8において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により労働者を立ち入らせてはならない事故現場 2．高圧則第1条の2第4号の作業室又は同条第5号の気こう室 3．電離則第3条第1項の区域、電離則第15条第1項の室、電離則第18条第1項本文の規定により労働者を立ち入らせてはならない場所又は電離則第42条第1項の区域 4．酸欠則第9条第1項の酸素欠乏危険場所又は酸欠則第14条第1項の規定により労働者を退避させなければならない場所	安衛則640条 1項	H26.12.1 厚労省令132号 一部改正
	特定元方事業者及び関係請負人は、当該場所で自ら行なう作業に係る前項各号に掲げる事故現場等を統一的に定められた標識と同一のものによつて明示する。	安衛則640条 2項	

6. 表示・周知を必要とする箇所の一覧

■表示・周知を必要とする箇所

表　　示	該　当　箇　所	準拠条項	改正年月日
事故現場等の標識の統一等（元方事業者）	元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合、事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを関係請負人に周知する。 1. 有機則第27条第2項本文の規定により労働者を立ち入らせてはならない事故現場 2. 電離則第3条第1項の区域、電離則第15条第1項の室、電離則第18条第1項本文の規定により労働者を立ち入らせてはならない場所又は電離則第42条第1項の区域 3. 酸欠則第9条第1項の酸素欠乏危険場所又は酸欠則第14条第1項の規定により労働者を退避させなければならない場所	安衛則 643条の4 1項	H18.1.5 厚労省令1号 追加
	元方事業者及び関係請負人は、当該場所で、自ら行なう作業に係る前項各号に掲げる事故現場等を規定により統一的に定められた標識と同一のものによつて明示する。	安衛則 643条の4 2項	
共用の避難用出入口等	建築物の避難用の出入り口、通路、すべり台、避難用はしご等の避難用の器具で、二以上事業者が共用するものについては、避難用である旨を表示する。	安衛則670条 1項	S47.9.30 労働省令32号 制定
クレーンの巻過ぎの防止	巻過防止装置を具備しないクレーンについては、巻上げ用ワイヤロープに標識を付する。	クレーン則19条	S47.9.30 労働省令34号 制定
クレーンの定格荷重	クレーンの運転者及び玉掛けをする者が当該クレーンの定格荷重を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じる。	クレーン則 24条の2	S51.12.15 労働省令43号 追加
天井クレーンの運転禁止	天井クレーン等の点検等の作業を行うときは、操作部分に運転を禁止する旨の表示をする。	クレーン則 30条の2	H4.8.24 労働省令24号 追加
クレーンの組立て、解体時の立入禁止	クレーンの組立て又は解体の作業を行なうときは、作業を行なう区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する。	クレーン則33条 1項2号	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
移動式クレーンの定格荷重	移動式クレーンの運転者及び玉掛けをする者が当該移動式クレーンの定格荷重を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じる。	クレーン則 70条の2	S51.12.15 労働省令43号 追加
移動式クレーンのジブの組立て、解体時の立入禁止	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業を行なうときは、作業を行なう区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する。	クレーン則 75条の2 1項2号	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
デリックの巻過ぎの防止	巻過防止装置を具備しないデリックについては、巻上げ用ワイヤロープに標識を付する。	クレーン則106条	S47.9.30 労働省令34号 制定
デリックの組立て、解体時の立入禁止	デリックの組立て又は解体の作業を行なうときは、作業を行なう区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する。	クレーン則118条 1項2号	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
エレベーターの昇降路塔等の組立て、解体時の立入禁止	屋外に設置するエレベーターの昇降路塔等の組立て又は解体の作業を行なうときは、作業を行なう区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する。	クレーン則153条 1項2号	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
建設用リフトの巻過ぎの防止	建設用リフトの巻上げ用ワイヤロープに標識を付する。	クレーン則182条	S47.9.30 労働省令34号 制定
建設用リフトの組立て、解体時の立入禁止	建設用リフトの組立て又は解体の作業を行なうときは、作業を行なう区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する。	クレーン則191条 1項2号	H30.6.19 厚労省令75号 一部改正
ゴンドラ作業箇所への立入禁止	ゴンドラを使用して作業を行なっている箇所の下方には関係労働者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する。	ゴンドラ則18条	S47.9.30 労働省令35号 制定
有機溶剤の取扱注意事項等	屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい場所に掲示する。 1. 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 2. 有機溶剤等の取扱い上の注意事項 3. 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置 4. 一定の場所にあたっては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具	有機則24条	R5.4.21 厚労省令69号 一部改正

6. 表示・周知を必要とする箇所の一覧

■表示・周知を必要とする箇所

表　　示	該　当　箇　所	準拠条項	改正年月日
有機溶剤等の区分表示	有機溶剤等の区分を、色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示する。色分けによる表示は、次による。 1. 第一種有機溶剤等　赤 2. 第二種有機溶剤等　黄 3. 第三種有機溶剤等　青	有機則25条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
定期の有機溶剤の作業環境測定結果の評価が第3管理区分に区分された場所が生じ、当該場所を第1管理区分又は第2管理区分となるよう措置を講じた場合の周知事項等	周　知　事　項 次の事項を労働者に周知 1. 第3管理区分に区分された場所の定期の作業環境測定結果の評価の記録 2. 第3管理区分に区分された場所の作業環境を改善するために講ずる措置 3. 上記2の作業環境改善措置後の作業環境測定結果の評価の結果 次の事項を有機則28条の3第1項の場所において作業に従事する者(労働者を除く)に周知 4. 同項の場所について、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨 周　知　方　法 次に掲げるいずれかの方法によること。 1. 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。 2. 書面を労働者に交付すること。 3. 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	有機則28条の3	R5.12.27 厚労省令165号 一部改正
定期の有機溶剤の作業環境測定結果の評価が第2管理区分に区分された場所が生じた場合の周知事項等	周　知　事　項 次の事項を労働者に周知 1. 第2管理区分に区分された場所の定期の作業環境測定の評価の記録 2. 第2管理区分に区分された場所の作業環境を改善するために構ずる措置 周　知　方　法 次に掲げるいずれかの方法によること。 1. 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。 2. 書面を労働者に交付すること。 3. 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	有機則28条の4	R5.12.27 厚労省令165号 一部改正
鉛業務を行なう屋内の作業場所での喫煙又は飲食の禁止	鉛業務を行なう屋内の作業場所における作業に従事する者の又は飲食について禁止する旨を見やすい箇所に表示すること。その他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場所において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場所の見やすい箇所に表示する。	鉛則51条 1項	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
鉛業務に労働者を従事させるとき	鉛業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示すること。 1. 鉛業務を行う作業場である旨 2. 鉛により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 3. 鉛等の取扱い上の注意事項 4. 一定の場所にあっては、有効な保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等	鉛則51条の2	R4.5.31 厚労省令91号 一部改正

6. 表示・周知を必要とする箇所の一覧

■表示・周知を必要とする箇所

表　　示	該　当　箇　所	準拠条項	改正年月日
定期の鉛の作業環境測定結果の評価が第3管理区分に区分された場所が生じ、当該場所を第1管理区分又は第2管理区分となるよう措置を講じた場合の周知事項等	周　知　事　項 次の事項を労働者に周知 1. 第3管理区分に区分された場所の定期の作業環境測定の評価の記録 2. 第3管理区分に区分された場所の作業環境を改善するために構ずる措置 3. 上記2の作業環境改善措置後の作業環境測定結果の評価の結果 次の事項を鉛則52条の3第1項の場所において作業に従事する者(労働者を除く)に周知 4. 同項の場所について、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨 周　知　方　法 次に掲げるいずれかの方法によること。 1. 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。 2. 書面を労働者に交付すること。 3. 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	鉛則52条の3	R5.12.27 厚労省令165号 一部改正
定期の鉛の作業環境測定結果の評価が第2管理区分に区分された場所が生じた場合の周知事項等	周　知　事　項 次の事項を労働者に周知 1. 第2管理区分に区分された場所の定期の作業環境測定の評価の記録 2. 第2管理区分に区分された場所の作業環境を改善するために構ずる措置 周　知　方　法 次に掲げるいずれかの方法によること。 1. 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。 2. 書面を労働者に交付すること。 3. 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	鉛則52条の4	R5.12.27 厚労省令165号 一部改正
四アルキル鉛用の容器	四アルキル鉛を入れるドラムかん等の容器に、四アルキル鉛用の容器である旨の表示をする。	四アルキル則2条 1項8号 3項	R5.3.27 厚労省令29号 一部改正
四アルキル鉛等業務を行なう作業場所等の立入禁止	四アルキル鉛等業務を行なう作業場所又は四アルキル鉛を入れたタンク、ドラムかん等がある場所に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、これらの場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示する。	四アルキル則 19条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
四アルキル鉛中毒にかかるおそれのある箇所の立入禁止	事故等により、四アルキル鉛中毒にかかるおそれのあるときは、作業場所等において四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないことを確認するまでの間、当該作業場所等に関係者以外の作業に従事する者の立ち入りをする旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場所等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示する。	四アルキル則 20条2項	
特定化学設備のバルブ等の開閉方向等	特定化学設備のバルブ、コック、スイッチ、押しボタン等に下記の措置を講じる。 1. 開閉の方向を表示する 2. 色分け、形状の区分等を行う （色分けのみの措置では不可）	特化則15条	H13.7.16 厚労省令172号 一部改正
特定化学設備に送給する原材料等の種類等	特定化学設備に送給する原材料等の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を送給する者が見やすい位置に表示する。	特化則17条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
特定化学物質設備のバルブ等の開放禁止	特定化学物質の製造等作業を行う設備の改造等作業時に、閉止したバルブ、コック等又は施した閉止板等には、施錠をし、開放してはならない旨を見やすい箇所に表示する。	特化則22条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正

6. 表示・周知を必要とする箇所の一覧

■表示・周知を必要とする箇所

表　　示	該　当　箇　所	準拠条項	改正年月日
特定化学物質を製造、取り扱い、若しくは貯蔵する設備又は特定化学物質を発生させる物を入れたタンク等で、当該特定化学物質が停滞するおそれのあるものの改造、修理、清掃等でこれらの設備を分解する作業又は内部に立ち入る作業	次の事項を作業を従事する者に周知 1. 作業の方法及び順序 2. 測定その他の方法により、作業を行う設備の内部について、特定化学物質により労働者が健康被害を受けるおそれのないことの確認が行われていない場合、当該設備の内部に頭を入れてはならない旨を周知する。 次の事項を請負人に周知 【作業の一部を請負人に請け負わせる場合】 第1項第7号及び第8号の措置を講ずる必要がある旨並びに同項第10号の保護具を使用する必要がある旨を周知する。	特化則22条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
第三類物質等が漏えいした箇所への立入禁止	第三類物質等の漏えいによる健康被害を受けるおそれのあるときは作業に従事する者を作業所等から退避させ、健康障害を受けるおそれのないことを確認するまでの間、関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示する。	特化則23条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場への立入禁止 及び 特定化学設備を設置する作業場又は特定化学設備を設置する作業場以外の作業場で第3類物質等を合計100リットル以上取り扱う作業場への立入禁止	次の作業場に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。 1.第1類物質又は第2類物質を製造し、又は取り扱う作業場 2.特定化学設備を設置する作業場又は特定化学設備を設置する作業場以外の作業場で第3類物質等を合計100リットル以上取り扱うもの	特化則24条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
特定化学物質の容器等	特定化学物質を運搬し、又は貯蔵する容器又は包装の見やすい箇所に当該物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示する。	特化則25条 2項	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
定期の特定化学物質の作業環境測定結果の評価が第3管理区分に区分された場所が生じ、当該場所を第1管理区分又は第2管理区分となるよう措置を講じた場合の周知事項等	周　知　事　項 次の事項を労働者に周知 1. 第3管理区分に区分された場所の定期の作業環境測定の評価の記録 2. 第3管理区分に区分された場所の作業環境を改善するために構ずる措置 3. 上記2の作業環境改善措置後の作業環境測定結果の評価の結果 次の事項を特化則36条の3第1項の場所において作業に従事する者(労働者を除く)に周知 4. 同項の場所について、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨 周　知　方　法 次に掲げるいずれかの方法によること。 1. 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。 2. 書面を労働者に交付すること。 3. 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	特化則36条の3	R5.12.27 厚労省令165号 一部改正

6. 表示・周知を必要とする箇所の一覧

■表示・周知を必要とする箇所

表　　示	該　当　箇　所	準拠条項	改正年月日
定期の特定化学物質の作業環境測定結果の評価が第2管理区分に区分された場所が生じた場合の周知事項等	周 知 事 項 次に事項を労働者に周知 1. 第2管理区分に区分された場所の定期の作業環境測定の評価の記録 2. 第2管理区分に区分された場所の作業環境を改善するために講ずる措置 周 知 方 法 次に掲げるいずれかの方法によること。 1. 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。 2. 書面を労働者に交付すること。 3. 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	特化則36条の4	R5.12.27 厚労省令165号 一部改正
第一類物質又は第二類物質を取り扱う作業場での喫煙又は飲食の禁止	第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場で作業に従事する者が喫煙し、又は飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示する。	特化則 38条の2 1項	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場	特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、労働者が見やすい箇所に掲示する。 1. 特別管理物質の名称 2. 特別管理物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 3. 特別管理物質の取扱い上の注意事項 4. 一定の場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具	特化則 38条の3	R4.5.31 厚労省令91号 (R5.4.24厚労省令70号) 一部改正
塩素化ビフエニル等が付着している容器	塩素化ビフエニル等の運搬、貯蔵等のために使用した容器で、塩素化ビフエニル等が付着しているものについては、当該容器の見やすい箇所にその旨を表示する。	特化則 38条の6	S50.9.30 労働省令26号 追加
特別有機溶剤等の取扱注意事項等	有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい場所に掲示する。 1. 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 2. 有機溶剤等の取扱い上の注意事項 3. 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置 4. 一定の場所にあたっては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具	特化則38条の8 (準用 有機則24条)	R5.3.27 厚労省令29号 一部改正
特別有機溶剤等の区分表示	有機溶剤等の区分を、色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示する。色分けによる表示は、次による。 1. 第一種有機溶剤等　赤 2. 第二種有機溶剤等　黄 3. 第三種有機溶剤等　青	特化則38条の8 (準用 有機則25条)	R5.3.27 厚労省令29号 一部改正
高圧室内への立入禁止	必要のある者以外の者が気こう室及び作業室に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい場所に掲示することその他の方法により禁止するとともに、掲示以外の方法により禁止したときは、気こう室及び作業室が立入禁止である旨を潜函(かん)、潜鐘、圧気シールド等の外部の見やすい場所に掲示する。	高圧則13条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
高圧室内業務における連絡方法	高圧室内作業者及び空気圧縮機の運転を行う者と連絡員とが通話することができる通話装置が故障した場合においても連絡することができる方法を定め、当該方法を見やすい場所に掲示する。	高圧則21条 3項	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
高圧室内への発火物等の持込禁止	高圧室内業務を行うときは、火気又はマツチ、ライターその他発火のおそれのある物を潜函(かん)、潜鐘、圧気シールド等の内部に持ち込むことについて、禁止する旨を気こう室の外部の見やすい場所に掲示することその他の方法により禁止するとともに、掲示以外の方法により禁止したときは、潜函、潜鐘、圧気シールド等の内部への火気等の持込みが禁止されている旨を気こう室の外部の見やすい場所に掲示する。	高圧則25条の2 4項	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正

6. 表示・周知を必要とする箇所の一覧

■表示・周知を必要とする箇所

表　　示	該　当　箇　所	準拠条項	改正年月日
潜水業務の水深	潜水業務を行なうときは、潜水業務従事者が潜降し、及び浮上するためのさがり綱を備え、さがり綱には、3mごとに水深を表示する木札又は布等を取り付ける。	高圧則33条 2項	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
再圧室等への立入禁止	必要のある者以外の者が再圧室を設置した場所及び当該再圧室を操作する場所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示する。	高圧則43条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
再圧室への危険物等の持込禁止	再圧室の内部に危険物その他発火若しくは爆発のおそれのある物又は高温となつて可燃物の点火源となるおそれのある物を持ち込むことについて、禁止する旨を再圧室の入口に掲示することその他の方法により禁止するとともに、掲示以外の方法により禁止したときは、再圧室の内部への危険物等の持込みが禁止されている旨を再圧室の入口に掲示する。	高圧則46条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
酸素欠乏危険場所等への立入禁止	酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所で作業を行うときは、酸素欠乏危険作業に従事する者以外の者が当該酸素欠乏危険場所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示する。	酸欠則9条 1項	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
		安衛則640条 4項	H26.12.1 厚労省令132号 一部改正
	酸素欠乏危険作業場所で酸素欠乏のおそれが生じた時は、その場所に特に指名した者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示する。	酸欠則14条 2項	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
		安衛則640条 4項	H26.12.1 厚労省令132号 一部改正
消火設備等	地下室、機関室、船倉その他通風が不十分な場所に備える消火器又は消火設備で炭酸ガスを使用するものについては、みだりに作動させることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、みだりに作動させることが禁止されている旨を見やすい箇所に表示する。	酸欠則19条 2号	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
粉じん作業を行う作業所	粉じん作業に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示する。 1. 粉じん作業を行う作業場である旨 2. 粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 3. 粉じん等の取扱い上の注意事項 4. 一定の場合にあっては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具	粉じん則23条の2	R4.5.31 厚労省令91号 一部改正
石綿等解体対象建築物の解体又は改修(封じ込め又は囲い込みを含む。)の作業	解体等の作業を行う作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示する。 1. 調査終了日 2. 事前調査を行った部分(分析調査を行った場合にあたっては、分析のための試料を採取した場合を含む)及びその部分(場所を含む)における材料ごとの石綿等の使用の有無(石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む)、及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠の概要	石綿則3条 8項	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
石綿含有成形品の除去	成形された材料であって石綿等が使用されているものを建築物、工作物又は船舶から除去する作業においては、切断等以外の方法により当該作業を実施し、作業の一部を請負人に請け負わせる場合、当該請負人に対し、切断等以外の方法により当該作業を実施する必要がある旨を周知する。 切断等の方法により除去する作業を行うときは、次に掲げる措置を講ずる必要がある旨を周知する。 1. 当該作業場所をビニルシートで等で隔離すること。 2. 当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずること。	石綿則6条の2 2項 3項3号	R5.8.29 厚労省令105号 一部改正

6. 表示・周知を必要とする箇所の一覧

■表示・周知を必要とする箇所

表　　示	該　当　箇　所	準拠条項	改正年月日
保温材、耐火被覆材等の除去等箇所への立入禁止	次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する。 1. 解体等対象建築物等に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業 2. 解体等対象建築物等に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材の除去、封じ込め又は囲い込みの作業	石綿則7条 1項	R2.7.1 厚労省令134号 一部改正
石綿等の容器等	石綿等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、その容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示する。	石綿則32条 1，2項	H17.2.24 厚労省令21号 制定
石綿等の取り扱う作業場への立入禁止	石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、作業に従事する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示する。	石綿則15条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
石綿等を取り扱う作業場での喫煙又は飲食の禁止	石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場における作業に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示する。	石綿則33条 1項	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
石綿等の取扱注意事項等	石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示する。 1. 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場である旨 2. 石綿等より生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 3. 石綿等の取扱い上の注意事項 4. 当該作業場においては保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等	石綿則34条	R4.4.15 厚労省令82号 一部改正
石綿等の容器	石綿等を入れる容器については、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように堅固なものとし、当該容器の見やすい箇所に、当該石綿等が入っている旨を表示する。	石綿則48条4号	H18.8.2 厚労省令147号 一部改正
石綿等の保管場所	石綿等の保管については、一定の場所を定め、その旨を見やすい箇所に表示する。	石綿則48条5号	H18.8.2 厚労省令147号 一部改正
石綿等の製造する場所への立入禁止	石綿等を製造する設備を設置する場所には、当該石綿等の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する。	石綿則48条7号	H18.8.2 厚労省令147号 一部改正
建設業の許可票	建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、下記の記載事項を公衆の見やすい場所に、標識を掲げなければならない。 （記載事項） 一　一般建設業又は特定建設業の別 二　許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業 三　商号又は名称 四　代表者の氏名 五　主任技術者又は監理技術者の氏名 （標識の大きさ） 縦25cm以上×横35cm以上	建設業法40条	R1.6.12 法律30号 一部改正
		建設業法 施行規則25条	—
		建設業法 施行規則 様式第29号	R4.8.15 国交省令60号 一部改正

7. 作業環境測定を実施すべき作業場一覧

■作業環境測定を実施すべき作業場

作業環境測定を行うべき作業場	測定の種類	測定頻度	記録の保存年	関連規則	改正年月日
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	・空気中の粉じん濃度 ・遊離けい酸の含有率	6ヶ月以内ごとに1回	7年	安衛法65条、65条の2	H11.12.22 法律160号 一部改正
				安衛令21条1号	R2.4.22 政令148号 一部改正
				粉じん則25条	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
				粉じん則26条、26条の2	H21.3.30 厚労省令55号 一部改正
暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場	気温・湿度・ふく射熱	半月以内ごとに1回	3年	安衛法65条	H11.12.22 法律160号 一部改正
				安衛令21条2号	R2.4.22 政令148号 一部改正
				安衛則587条	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
				安衛則607条	S54.4.25 労働省令18号 一部改正
著しい騒音を発する屋内作業場	等価騒音レベル	6ヶ月以内ごとに1回	3年	安衛法65条	H11.12.22 法律160号 一部改正
				安衛令21条3号	R2.4.22 政令148号 一部改正
				安衛則588条	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
				安衛則590条	H4.8.24 労働省令24号 条数繰上・一部改正
				安衛則591条	H4.8.24 労働省令24号 追加
坑内の作業場			3年	安衛法65条	H11.12.22 法律160号 一部改正
炭酸ガスが停滞し、又は停滞するおそれのある坑内の作業場	炭酸ガス濃度	1ヶ月以内ごとに1回		安衛令21条4号	R2.4.22 政令148号 一部改正
気温が28度をこえ、又はこえるおそれのある坑内の作業場	気温	半月以内ごとに1回		安衛則589条	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
通気設備が設けられている坑内の作業場	通気量	半月以内ごとに1回		安衛則592条、603条、612条	H6.1.25 労働省令2号 一部改正
中央管理方式の空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備をいう）を設けている建築物の室で事務所の用に供されるもの	・一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率 ・室温及び外気温 ・相対湿度	2ヶ月以内ごとに1回	3年	安衛法65条	H11.12.22 法律160号 一部改正
				安衛令21条5号	R2.4.22 政令148号 一部改正
				事務所則7条、8条	H16.3.30 厚労省令70号 一部改正
特別有機溶剤又は有機溶剤を含有する製剤を製造し、又は取り扱う作業場	有機溶剤の濃度	6ヶ月以内ごとに1回	3年	安衛法65条、65条の2	H11.12.22 法律160号 一部改正
				特化則36条の5	R5.4.21 政令69号 一部改正
石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業	石綿の空気中における濃度	6ヶ月以内ごとに1回	40年	安衛法65条、65条の2	H11.12.22 法律160号 一部改正
				安衛令21条7号	R2.4.22 政令148号 一部改正
				石綿則36条、37条	H18.8.2 厚労省令147号 一部改正

7. 作業環境測定を実施すべき作業場一覧

■作業環境測定を実施すべき作業場

作業環境測定を行うべき作業場	測定の種類	測定頻度	記録の保存年	関連規則	改正年月日
一定の鉛業務を行う屋内作業場 (遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く)	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3年	安衛法65条、65条の2	H11.12.22 法律160号 一部改正
				安衛令21条8号	R2.4.22 政令148号 一部改正
				鉛則52条	S63.9.1 労働省令26号 一部改正
				鉛則52条の2	H24.4.2 厚労省令71号 一部改正
酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	空気中の酸素濃度(第二種酸素欠乏険作業場では酸素及び硫化水素濃度)	その日の作業開始前	3年	安衛法65条	H11.12.22 法律160号 一部改正
				安衛令21条9号	R2.4.22 政令148号 一部改正
				酸欠則3条	S57.5.20 労働省令18号 一部改正
第一種及び第二種有機溶剤を製造し、又は、取り扱う屋内作業場	有機溶剤濃度	6ヶ月以内ごとに1回	3年	安衛法65条、65条の2	H11.12.22 法律160号 一部改正
				施行令21条10号	R2.4.22 政令148号 一部改正
				有機則28条	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
				有機則28条の2	H12.10.31 労働省令41号 一部改正
建築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行った室	ホルムアルデヒドの量	当該建築等が」完了し、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する6ヶ月から9ヶ月までの期間に1回	―	事務所則7条の2	H16.3.30 厚労省令70号 追加
				事務所則8条	H16.3.30 厚労省令70号 一部改正
化学設備又はその附帯設備の改造、修理、清掃等を行う作業箇所及びその周辺(ただし、これらの設備を分解する作業を行い、又はこれらの設備の内部で作業を行うときに限る)	引火性の物の蒸気又は可燃性ガスの濃度	随時(作業開始時及び作業再開時のほか、作業中にも必要に応じて測定することをいう)	―	安衛則275条	H18.1.5 厚労省令1号 一部改正
				安衛則275条の2	S49.5.21 労働省令19号 追加
可燃性ガスが発生するおそれのある地下作業場、又はガス導管からガスが発散するおそれのある場所	可燃性ガスの濃度	毎日作業を開始する前及び当該ガスに関し異常を認めたとき	―	安衛則322条	S55.8.26 労働省令23号 一部改正
ずい道等の建設の作業を行う場合において、可燃性ガスが発生し、又は停滞するおそれがある場所	可燃性ガスの濃度	毎日作業を開始する前、中震以上の地震の後及び可燃性ガスに関して異変を認めたとき	―	安衛則382条の2	S55.8.26 労働省令23号 追加

8. 受動喫煙の防止

■受動喫煙の防止（安衛法 第68条の2）〔H30.7.25法律78号一部改正〕

事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

◆職場における受動喫煙防止のためのガイドライン

（令和元年７月１日基発0701第１号より抜粋引用）

● 技術的基準を満たすための効果的な手法等の例

１ 喫煙専用室

喫煙専用室については、喫煙専用室内のたばこの 煙を効果的に屋外へ排出するため、また、出入口から非喫煙区域にたばこ の 煙が流出することを防ぐため、その設置場所及び施設構造を考慮する必要がある こと 。

(1)喫煙専用室の設置場所

就業する場所や人の往来が多い区域から適当な距離をとることが効果的である こと。

また、中央管理方式の空気調和設備（エアコン ディショナーを採用している建物にあっては、当該設備の吸気口がある区域に喫煙専用室を設置すると、当該設備を通じて建物全体にたばこの煙が拡散する可能性が高いため、これを避けること。

(2) 喫煙専用室の施設構造

ア 壁の素材

喫煙によりタバコのヤニ等が壁に付着するため、清掃が容易な素材とすると喫煙専用室の維持管理がしやすい こと 。

また、屋内側に面した壁に窓等を設置し、喫煙専用 室内部の状況が見える構造にすると、火災予防対策や労務管理が容易となる効果があると考えられる こと。

イ 喫煙専用室内の備品類

備品を設置する場合は必要最低限とし、出入口から喫煙専用室内への気流を妨げないような構造や配置とすることが効果的である こと 。なお、専ら喫煙の用途で使用することから、喫煙以外の用途で使用するものを設置することは認められない こと。

ウ 喫煙専用室の扉・給気口（ガラリ）

喫煙中の喫煙専用室の扉の状態として、扉を常時開放しておく方法と、扉を閉鎖して人が出入りするときのみ開放する方法がある こと 。両手法について の留意すべき事項は以下のとおり であること。

なお、いずれの手法についても、喫煙専用室内の空気を屋外に排気する装置（以下「屋外排気装置」という。） 等の機器を稼働させた状態において、扉を開放した際の開口面において喫煙専用室内に向かう気流 0.2メートル毎秒 以上 が 確保されていることが必要であること。

(ア) 喫煙中、常時扉を開放して使用する手法

出入口においてたばこの 煙を防ぐ物理的な障壁がなく、気流でたばこの煙の漏れを防止しているため、空気調和設備の稼働時の空気の流れの変化に特に注意する必要があること。

(イ) 喫煙中は扉を閉鎖して使用し、人が出入りするときのみ扉を開放する手法

喫煙専用室内への十分な給気を確保できるだけの給気口（ガラリ）を扉や扉の開放時に遮られる側壁等に設置すること。開閉時に空気が乱れにくいため、スライド式の扉を設置するとより効果的であること。

エ 出入口におけるのれん等の設置

喫煙専用室の出入口にのれん等を設置し、開口面積を狭めると、より少ない換気量で一定以上の気流を確保することができること。

オ エアカーテンの活用

喫煙専用室の扉を開放して使用する場合等は、出入口にエアカーテン（天井等に取り付けたユニットから床に向かって空気を吹き出し、冷暖房、煙、埃等の遮断を目的とした送風機器をいう。）を設置してたばこの煙の漏えいを防止する対策も考えられる こと。

なお、たばこの煙が室外に流出しないよう、風向きや風量を適切に調節する必要があること。

カ 空気調和設備

空気調和設備を使用する場合は、吹出し口の近傍に遮蔽板を設置するなど、空気調和設備から吹き出した空気が喫煙専用室の出入口における気流に影響を与えないよう十分

配慮すること。

キ　屋外排気

(ア)　屋外排気装置

屋外排気装置の例として、換気扇、天井扇、ラインファン、遠心ファン等があること。

(イ)　喫煙専用室の形と屋外排気装置等の配置

同じ床面積であれば喫煙専用室の形は長方形とし、出入口と屋外排気装置は 相対する短辺側に設けると、喫煙専用室内の効率的な換気が可能となること。

屋外排気装置で排気したたばこの煙が人の往来が多い区域や他の建物の開口部に流入しないよう、排気する場所も含めて喫煙専用室の設置場所は配慮することが望ましい こと。

(ウ)　技術的基準に関する経過措置

①　施行時点で既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって、喫煙専用室の屋外排気が困難な場合にあっては、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準(別紙1の2の(1) のア)に一定の経過措置が設けられていること。この場合、次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置すること。

・扉を開放した状態の開口面において喫煙専用室内に向かう気流0.2 メートル毎秒以上が確保されていること。

・総揮発性有機化合物の除去率が95 %以上であること。

・当該装置により浄化され、室外に排気される空気にお ける浮遊粉じんの量が0.015 mg/ m^3以下であること。

②　当該喫煙ブースから排出された気体が室外(第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。)に排気されるものであること。

ク　機器のメンテナンス

屋外排気装置については、経年使用により性能が低下するため、喫煙頻度等の使用実態も鑑みて、おおむね 1年に1回程度の適切な頻度でメンテナンスを行うことが望ましいこと。

また、脱煙装置 については、フィルターの詰まりなどにより、集じん効率等の性能が急激に低下するため、喫煙頻度等の使用実態も鑑みて、おおむね 3 ヶ月に 1 回程度の 適切頻度で 性能評価と メンテナンスを行うことが望ましい こと。

ケ　喫煙 専用室の利用人数・面積

一般的に、一定時間内の喫煙可能な本数は時間当たりの屋外排気量に依存するため、喫煙専用室における屋外排気量から、同時に喫煙可能な人数の目安を設定すること。

(3)　喫煙専用室の使用方法の周知

次に掲げる事項を利用者に周知することが効果的であること。

ア　喫煙専用室内にたばこ の 煙が拡散するとたばこ の 煙の排出効率が悪くなるため、可能な限り屋外排気装置の近くで喫煙すること。

イ　同時に喫煙可能な人数の目安を遵守すること。

ウ　喫煙専用室からの入退出時はたばこの煙が漏えいしやすいため、可能な限りゆっくり入退出すること。

エ　喫煙終了後は速やかにたばこの火を消すこと。

オ　喫煙専用室の清掃中やメンテナンス中は喫煙しないこと。

2　指定たばこ専用喫煙室

1を 準用する こと 。この場合、「喫煙専用室」とあるのは「指定たばこ専用喫煙室」と、「たばこ」とあるのは「指定たばこ」と 読み替えること 。ただし、1の(2)のイについては喫煙以外の用途で使用するものを設置することが認められる こと。

3　屋外喫煙所

屋外喫煙所については、屋根のみの構造や、屋根と一部の囲いのみの構造等の「開放系」と、屋根と壁で完全に囲われ、屋外排気装置等で喫煙所内の環境が管理されている「閉鎖系」に大別されること。なお、第一種施設に設置する場合は、いずれの場合も特定屋外喫煙場所の技術的基準を満たすこと。

(1)　屋外喫煙所の設置場所

ア　事業場の建物の出入口 や給気口 、人の往来区域等からの距離

(ア)　開放系の場合

建物の出入口や窓、吸気口(以下「建物出入口等」という。)、人の往来が多い区域(例:通路や非喫煙者も使う休憩場所)から可能な限り離して設置すると効果的であること。

また、建物の構造等により、比較的風向きが安定している場所があれば、当該場所

のうち直近の建物出入口等から見て風下側へ設置すること。

(イ) 閉鎖系の場合

屋外喫煙所の排気口から排出された空気や、屋外喫煙所の出入口からのたばこの煙の漏えいを避けられる場所に設置すること。

イ 通気環境

通気が悪い場所に設置する場合には、たばこの煙の滞留に注意すること。

開放系については、建物の軒下や壁際に設置する場合には、屋根や壁をつたって建物内にたばこの煙が流入する可能性を十分に考慮するとともに、建物出入口等の付近に設置する場合には、たばこの煙の建物出入口等から建物内への流入に注意すること。

(2) 屋外喫煙所の施設構造

ア 外部からの視認性

屋外喫煙所内部の状況が外部から見える構造にすると、火災予防対策や労務管理が容易となる効果があること。

イ 天井(屋根)、壁の構造及び屋外排気装置

たばこの煙を速やかに屋外喫煙所の外に排出するためには、たばこの煙が内部に滞留せず、また天井に沿って水平方向に拡散しないようにすることが効果的であること。

ウ 喫煙専用室の考え方の準用(閉鎖系)

閉鎖系の屋外喫煙所の施設構造は、喫煙専用室と類似しているため、1の(2)のア、キの(ア)及び(イ)、ク並びに ケに係る記載の内容を準用すること 。この場合、「 喫煙専用室」とあるのは「屋外喫煙所」と、「屋内側に面した壁」とあるのは「屋外喫煙所の壁」と読み替えること。

(3) 屋外喫煙所の使用方法の周知

屋外喫煙所を効果的に使用するため、以下の事項を利用者へ周知すること。

ア 同時に喫煙可能な人数の目安を遵守すること。

イ 喫煙終了後は速やかにたばこの火を消すこと。

ウ 屋外喫煙所の清掃中やメンテナンス中は喫煙しないこと。

(出典)厚生労働省ＨＰ「受動喫煙対策」より

ＵＲＬ： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html

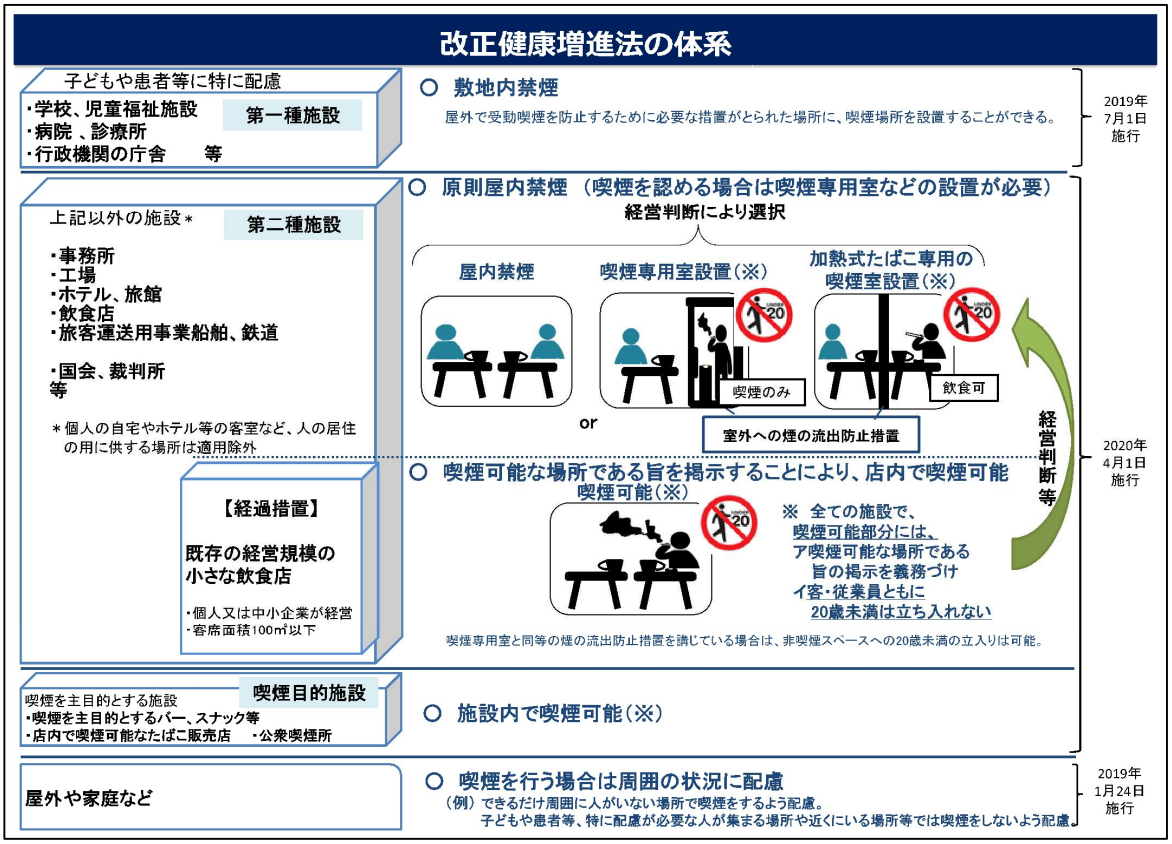

8. 受動喫煙の防止

（出典）厚生労働省ＨＰ「なくそう！望まない受動喫煙。マナーからルールへ」より
各種喫煙室はやわかり

ＵＲＬ： https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/smoking_room/

各種喫煙室早わかり

改正法では、原則室内禁煙となります。しかしながら、施設における事業の内容や経営規模への配慮から、これの類型・場所ごとに、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。以下では、喫煙が可能となる4タイプの喫煙室について、それぞれ解説します。

喫煙専用室	加熱式たばこ専用喫煙室	喫煙目的室	喫煙可能室
○喫煙が可能 ×飲食等不可 施設の一部に設置可	△加熱式たばこに限定 ○飲食等可能 施設の一部に設置可	○喫煙が可能 ○飲食（主食*を除く）等可能 施設の全部、または一部に設置可	○喫煙が可能 ○飲食等可能 施設の全部、または一部に設置可
一般的な事業者が設置可能	一般的な事業者が設置可能（経過措置）	喫煙目的施設に限定	既存特定飲食提供施設が設置可能（経過措置）

＊いずれの喫煙室に関しても 20 歳未満の方の立ち入りは禁止です。
＊事業者ごとに、どの喫煙室の設置条件が適合するかについては、事業者の皆さんへも参考にして下さい。
＊主食とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く。）、麺類等が主に該当しますが、主食の対象は各地域や文化にもより異なるものであることから、実情に応じて判断していただくこととなります。

8. 受動喫煙の防止

（出典）厚生労働省ＨＰ「なくそう！望まない受動喫煙。マナーからルールへ」より

改正法のポイント

ＵＲＬ： https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/point/

様々な施設において、屋内が原則禁煙となります

屋内原則禁煙

改正法により、多数の利用者がいる施設、旅客運送事業船舶・鉄道、飲食店等において、原則屋内禁煙となります。全面施行された2020年4月以降にこのことに違反すると、罰金の対象となることもあります。

＊所定の要件に適合すれば、各種喫煙室(喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)の設置ができます。

20歳未満の方は、喫煙エリアへは立入禁止に

喫煙可能エリアへの
20歳未満立入禁止の表示

20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへは一切立入禁止となります。たとえ従業員であっても立ち入らせることはできません。万が一、20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた場合、施設の管理権原者等は指導・助言の対象となります。

施設に喫煙室があることを示す各標識

各種喫煙室を設置した施設には設備に応じて下記の標識の掲示が必要となります。

喫煙専用室あり

加熱式たばこ
専用喫煙室あり

喫煙目的室あり

喫煙可能室あり

9. 有機溶剤等使用の注意事項

■ 掲示（有機則第24条）〔R5.4.21厚生労働省令69号一部改正〕

事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい場所に掲示しなければならない。

(1) 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
(2) 有機溶剤等の取扱い上の注意事項
(3) 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置
(4) 次に掲げる場所にあつては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具
イ 第13条の2第1項の許可に係る作業場(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)
ロ 第13条の3第1項の許可に係る作業場であつて、第28条第2項の測定の結果の評価が第28条の2第1項の第1管理区分でなかつた作業場及び第1管理区分を維持できないおそれがある作業場
ハ 第18条の2第1項の許可に係る作業場(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)
ニ 第28条の2第1項の規定による評価の結果、第3管理区分に区分された場所
ホ 第28条の3の2第4項及び第5項の規定による措置を講ずべき場所
ヘ 第32条第1項各号に掲げる業務を行う作業場
ト 第33条第1項各号に掲げる業務を行う作業場

■ 有機溶剤の区分（有機則第1条）〔H26.8.25厚生労働省令101号一部改正〕

- 第一種有機溶剤等
  - イ 労働安全衛生法施行令(以下令)別表第6の2第28号、又は第38号に掲げる物
  - ロ イに掲げる物のみからなる混合物
  - ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物を当該混合物の重量の5%を超えて含有する物
- 第二種有機溶剤等
  - イ 令別表第6の2第1号から第13号まで、第15号から第22号まで、第24号、第25号、第30号、第34号第35号、第37号、第39号から第42号まで又は第44号から第47号までに掲げる物
  - ロ イに掲げる物のみからなる混合物
  - ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物又は前号イに掲げる物を当該混合物の重量の5%を超えて含有する物（前号ハに掲げる物を除く）
- 第三種有機溶剤等
  有機溶剤等のうち第一種有機溶剤等及び第二種有機溶剤等以外の物

■ 有機溶剤等の区分の表示（有機則第25条）〔R4.4.15厚生労働省令82号一部改正〕

事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務に係る有機溶剤等の区分を、色分け及び色分け以外の方法により、それぞれ次の各号に掲げる色をもって見やすい場所に表示しなければならない。色分けによる表示は、次による。

- 第一種有機溶剤等 … 赤
- 第二種有機溶剤等 … 黄
- 第三種有機溶剤等 … 青

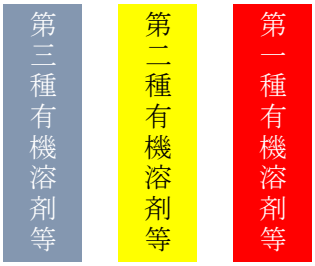

■ 有機溶剤等の貯蔵（有機則第35条）〔R4.4.15労働省令82号一部改正〕

事業者は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのない蓋又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

(1) 該当屋内で作業に従事する者のうち貯蔵に関係する者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備
(2) 有機溶剤の蒸気を屋外に排出する設備

■ 空容器の処理（有機則第36条）〔H6.3.30労働省令20号・旧第8章の2繰下〕

事業者は、有機溶剤等を入れてあった空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるものについては当該容器を密閉するか、又は当該容器を屋外の一定の場所に集積しておかなければならない。

10. 特定化学物質の管理

■特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条）〔R5.4.3厚労省令66号一部改正〕

（〔R5.4.21厚労省令69号一部改正〕）

1) 事業者は、安衛令第6条第18号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(2)に規定する金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く。第51条第1項及び第3項において同じ。)(特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

2) 事業者は、前項の規定にかかわらず、令第6条第18号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業(以下「金属アーク溶接等作業」という。)については、講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(第51条第4項において「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。)を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができる。

3) 安衛令第6条第18号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

(1) 第2条の2各号に掲げる業務

(2) 第38条の8において準用する有機則第2条第1項及び第3条第1項の場合におけるこれらの項の業務(別表第1第37号に掲げる物に係るものに限る。)

■特定化学物質作業主任者の職務（特化則 第28条）〔R4.4.15厚労省令82号一部改正〕

事業者は、特定化学物質作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

(1)作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

(2)局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

(3)保護具の使用状況を監視すること。

(4)タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第38条の8において準用する有機則第26条各号(第2号、第4号及び第7号を除く。)に定める措置が講じられていることを確認すること。

■掲示（特化則 第38条の3）〔R4.5.31厚労省令91号一部改正〕

（〔R5.4.24厚労省令70号一部改正〕）

事業者は、特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

(1) 特別管理物質の名称

(2) 特別管理物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

(3) 特別管理物質の取扱い上の注意事項

(4) 特化則第38条の4に規定する作業場((5)に掲げる場所を除く)にあっては、使用すべき保護具

(5) 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具

イ 第6条の2第1項の許可に係る作業場(同項の濃度の測定を行うときに限る。)

ロ 第6条の3第1項の許可に係る作業場であつて、第36条第1項の測定の結果の評価が第36条の2第1項の第1管理区分でなかつた作業場及び第1管理区分を維持できないおそれがある作業場

ハ 第22条第1項第10号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場

ニ 第22条の2第1項第6号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場

ホ 金属アーク溶接等作業を行う作業場

ヘ 第36条の3第1項の場所

ト 第36条の3の2第4項及び第5項の規定による措置を講ずべき場所

チ 第38条の7第1項第2号の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場

リ 第38条の13第3項第2号に該当する場合において、同条第四項の措置を講ずる作業場

ヌ 第38条の20第2項各号に掲げる作業を行う作業場

ル 第44条第3項の規定により、労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させる作業場

11. アーク溶接等作業の管理

【「溶接ヒューム」の特定化学物質への追加について】

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等を改正しました。
労働安全衛生法施行令一部改正：令和２年４月２２日（施行日：令和３年４月１日）
特定化学物質障害予防規則一部改正：令和２年４月２２日（施行日：令和３年４月１日）

1. 金属アーク溶接等作業（屋外作業場）
厚生労働省の「金属アーク溶接等作業を継続して屋外作業場で行う事業者向けのリーフレット」のURLは下記のとおりです。

https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654446.pdf

2. 金属アーク溶接等作業（屋内作業場）
厚生労働省の「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者向けのリーフレット」のURLは下記のとおりです。

https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654441.pdf

【金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習について】

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の講習科目のうち、金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習（以下「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。）が新設され、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、当該講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることになりました。

厚生労働省の労働政策審議会（令和5年2月13日）の別添資料「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案等の概要（金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習関係）」のURLは下記のとおりです。

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001220617.pdf

12. 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について（公布日：令和４年５月31日）（一部施行日：令和５年４月１日）（施行日：令和６年４月１日）

【出典：厚生労働省HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

【新たな規制の概要】

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

化学物質による休業４日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則※の規制の対象外となっていました。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入したものです。

※ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則

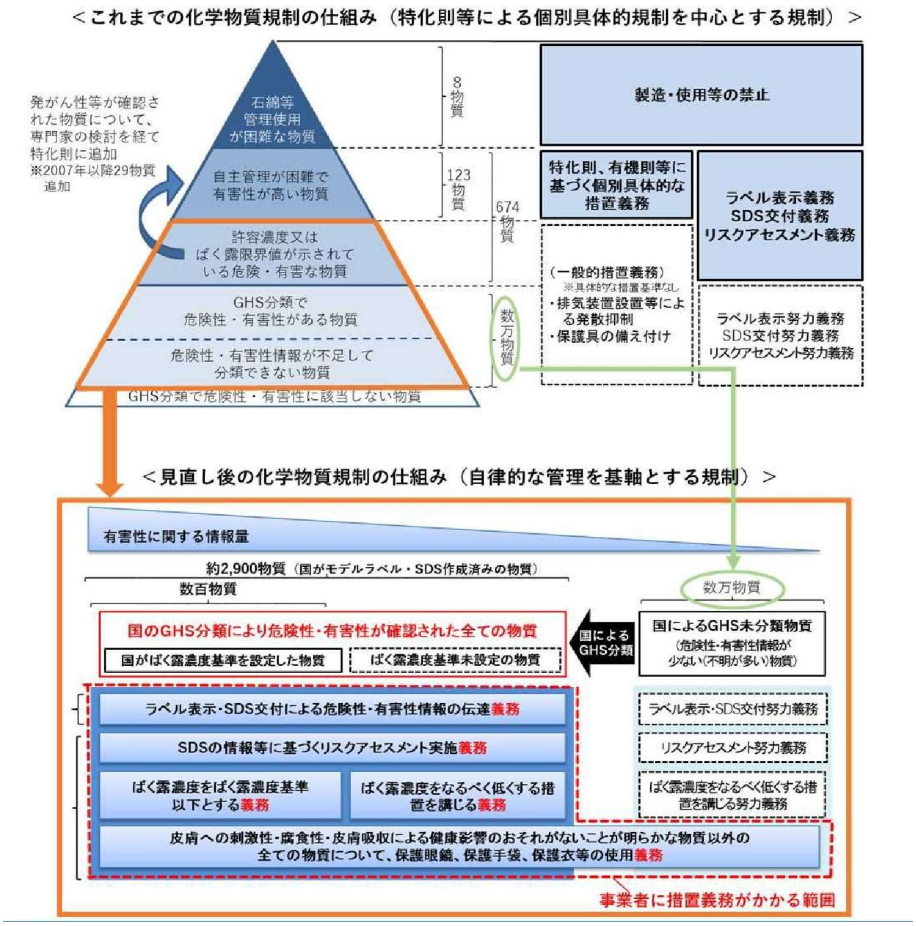

12. 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について（公布日：令和４年５月31日）（施行日：令和５年４月１日）（施行日：令和６年４月１日）

【改正概要】

1－1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加		R6.4.1施行
1－2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務	R5.4.1施行	R6.4.1施行
1－3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	R5.4.1施行	R6.4.1施行
1－4 衛生委員会の付議事項の追加	R5.4.1施行	R6.4.1施行
1－5 がん等の遅発性疾病の把握強化	R5.4.1施行	
1－6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存	R5.4.1施行	
1－7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示		R6.4.1施行
1－8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）	R5.4.1施行	R6.4.1施行
2－1 化学物質管理者の選任の義務化		R6.4.1施行
2－2 保護具着用管理責任者の選任の義務化		R6.4.1施行
2－3 雇い入れ時等教育の拡充		R6.4.1施行
2－4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	R5.4.1施行	
3－1 SDS等による通知方法の柔軟化	R4.5.31施行	
3－2 SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新	R5.4.1施行	
3－3 SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化		R6.4.1施行
3－4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化	R5.4.1施行	
3－5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	R5.4.1施行	
4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外	R5.4.1施行	
5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和	R5.4.1施行	
6 作業環境測定結果が第３管理区分の事業場に対する措置の強化		R6.4.1施行

上記、改正概要の厚生労働省HPのURLは下記のとおりです。

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001083280.pdf

関係通達「保護具着用管理責任者に対する教育の実施について（令和4年12月26日付け基安化発1226第1号）」の厚生労働省HPのURLは下記のとおりです。

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001031069.pdf

13. 危険物の取扱いについて

■危険物の区分　（危険物の規制に関する規則　第39条の2）

危険等級Ⅰ	第一類	第一種酸化性固体の性状を有するもの
	第三類	カリウム・ナトリウム・アルキルアルミニウム・アルキルリチウム・黄りん 第一種自然発火性物質及び禁水性物質の性状を有するもの
	第四類	特殊引火物
	第五類	第一種自己反応性物質の性状を有するもの
	第六類	全て
危険等級Ⅱ	第一類	第二種酸化性固体の性状を有するもの
	第二類	硫化りん・赤りん・硫黄・第一種可燃性固体の性状を有するもの
	第三類	第三類の危険物で危険等級Ⅰに掲げる危険物以外のもの
	第四類	第一石油類・アルコール類
	第五類	第五類の危険物で危険等級Ⅰに掲げる危険物以外のもの
危険等級Ⅲ	—	危険等級Ⅰ及び危険等級Ⅱの危険物以外の危険物

■表示　（危険物の規制に関する規則　第44条）

運搬容器の表示内容

・危険物の品名

・危険等級及び化学名

※第四類の危険物のうち水溶性のものは「水溶性」の表示

・危険物の数量

・収納する危険物に応じた注意事項(下表を参照)

第一類	アルカリ金属の過酸化物、 この含有品	・火気・衝撃注意 ・可燃物接触注意 ・禁水
	その他のもの	・火気・衝撃注意 ・可燃物接触注意
第二類	鉄粉、金属粉、マグネシウム、 これらいずれかの含有品	・火気注意 ・禁水
	引火性固体	火気厳禁
	その他のもの	火気注意
第三類　自然発火性物品	すべて	・空気接触厳禁 ・火気厳禁
禁水性物品	すべて	禁水
第四類	すべて	火気厳禁
第五類	すべて	・火気厳禁 ・衝撃注意
第六類	すべて	可燃物接触注意

13. 危険物の取扱いについて

■運搬容器　（液体用）　　（危険物の規制に関する規則　別表第3の2）

運搬容器(液体用のもの)				危険物の類別及び危険等級の別							
内装容器		外装容器		第三類		第四類			第五類		第六類
容器の種類	最大容積又は最大収容重量	容器の種類	最大容積又は最大収容重量	I	II	I	II	III	I	II	I
ガラス容器	5ℓ	木箱又はプラスチック箱(不活性の緩衝材を詰める)	75kg	○	○	○	○	○	○	○	○
	10ℓ		125kg		○		○	○		○	
			225kg					○			
	5ℓ	ファイバ板箱(不活性の緩衝材を詰める)	40kg	○	○	○	○	○	○	○	○
	10ℓ		55kg					○			
プラスチック容器	10ℓ	木箱又はプラスチック箱(必要に応じ、不活性の緩衝材を詰める)	75kg	○	○	○	○	○	○	○	○
			125kg		○		○	○		○	
			225kg					○			
		ファイバ板箱(必要に応じ、不活性の緩衝材を詰める)	40kg	○	○	○	○	○	○	○	○
			55kg					○			
金属製容器	30ℓ	木箱又はプラスチック箱	125kg	○	○	○	○	○	○	○	○
			225kg					○			
		ファイバ板箱	40kg	○	○	○	○	○	○	○	○
			55kg		○		○	○		○	
		金属製容器(金属製ドラムを除く)	60ℓ		○		○	○		○	
		プラスチック容器(プラスチックドラムを除く)	10ℓ		○		○	○		○	
			30ℓ					○		○	
		金属製ドラム(天板固定式のもの)	250ℓ	○	○	○	○	○	○	○	○
		金属製ドラム(天板取外し式のもの)	250ℓ				○	○			
		プラスチックドラム又はファイバドラム(プラスチック内容器付きのもの)	250ℓ		○			○		○	

13. 危険物の取扱いについて

■労働安全衛生法施行令で定める危険物 （別表第一）

1. 爆発性の物	a) ニトログリコール・ニトログリセリン・ニトロセルローズ、その他の爆発性の硝酸エステル類
	b) トリニトロベンゼン・トリニトロトルエン・ピクリン酸、その他の爆発性のニトロ化合物
	c) 過酢酸・メチルエチルケトン過酸化物・過酸化ベンゾイル、その他の有機過酸化物
	d) アジ化ナトリウム・その他の金属のアジ化物
2. 発火性の物	a) 金属「リチウム」
	b) 金属「カリウム」
	c) 金属「ナトリウム」
	d) 黄りん
	e) 硫化りん
	f) 赤りん
	g) セルロイド類
	h) 炭化カルシウム(別名カーバイド)
	i) りん化石灰
	j) マグネシウム粉
	k) アルミニウム粉
	l) マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉
	m) 亜ニチオン酸ナトリウム(別名ハイドロサルファイト)
3. 酸化性の物	a) 塩素酸カリウム・塩素酸ナトリウム・塩素酸アンモニウム、その他の塩素酸塩類
	b) 過塩素酸カリウム・過塩素酸ナトリウム・過塩素酸アンモニウム、その他の過塩素酸塩類
	c) 過酸化カリウム・過酸化ナトリウム・過酸化バリウム、その他の無機過酸化物
	d) 硝酸カリウム・硝酸ナトリウム・硝酸アンモニウム、その他の硝酸塩類
	e) 亜塩素酸ナトリウム、その他の亜塩素酸塩類
	f) 次亜塩素酸カルシウム、その他の次亜塩素酸塩類
4. 引火性の物	a) エチルエーテル・ガソリン・アセトアルデヒド・酸化プロピレン・二硫化炭素 その他の引火点が零下30度未満の物
	b) ノルマルヘキサン・エチレンオキシド・アセトン・ベンゼン・メチルエチルケトン その他の引火点が零下30度以上零度未満の物
	c) メタノール・エタノール・キシレン・酢酸ノルマル-ペンチル(別名酢酸ノルマル-アミル) その他の引火点が零度以上30度未満の物
	d) 灯油・軽油・テレビン油・イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)・酢酸 その他の引火点が30度以上65度未満の物
5. 可燃性のガス	水素・アセチレン・エチレン・メタン・エタン・プロパン・ブタンその他の温度15度 一気圧において気体である可燃性の物

14. 酸素欠乏症と一般的防止事項

■定　義

「酸素欠乏」とは空気中の酸素の濃度が18%未満である状態をいいます。
また、「酸素欠乏等」と表現される場合は酸素欠乏の状態または、空気中の硫化水素の濃度が100万分の10をこえる状態をいいます。

■症　状

酸素欠乏症

空気中の酸素濃度が低下することを酸素欠乏といい、酸素欠乏状態の空気を吸入することで酸素欠乏症にかかります。酸素欠乏症にかかると**目まいや意識喪失**、さらには**死に至る**場合があります。

酸素濃度	症状等
21%	通常の空気の状態
18%	安全限界だが連続換気が必要
16% 12% 8% 6%	頭痛、吐き気 目まい、筋力低下 失神昏倒、7～8分以内に死亡 瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡

硫化水素中毒

硫化水素は自然界の様々な状況で発生しています。汚泥等の攪拌や化学反応等によっては急激に高濃度の硫化水素ガスが空気中に発散されることもあります。硫化水素ガスは**嗅覚の麻痺や眼の損傷、呼吸障害、肺水腫**を引き起こし、死に至る場合もあります。

硫化水素濃度	症状等
5ppm程度	不快感
10ppm	許容濃度（眼の粘膜の刺激下限界）
20ppm ↓ 350ppm ↓ 700ppm	気管支炎、肺炎、肺水腫 生命の危険 呼吸麻痺、昏倒、呼吸停止、死亡

■一般的防止措置

○作業開始前に当該作業場における空気中の酸素濃度の測定（酸欠則第3条　S57.5.20労働省令18号一部改正）

※第二種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあっては酸素および硫化水素

○測定を行うため必要な測定器具の備付け（酸欠則第4条　S57.5.20労働省令18号一部改正）

○換気措置（酸素濃度18%以上）（酸欠則第5条　R4.4.15厚労省令82号一部改正）

※第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあっては空気中の酸素の濃度を18%以上、かつ、硫化水素濃度を100万分の10以下に保つように換気しなければならない。ただし、爆発・酸化等を防止するため換気ができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合はこの限りでない

※酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間(労働者が当該作業に従事するときを除く。)、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮しなければならない。ただし、前項ただし書の場合は、この限りでない

※換気するときは純酸素を使用してはならない

○同時に就業する労働者の人数と同数以上の空気呼吸器等の備付け、使用。
（酸欠則第5条の2　R4.4.15厚労省令82号一部改正）

○墜落制止用器具等命綱の使用。またそれに係る墜落制止用器具等の取り付け設備の設置
（酸欠則第6条　R4.4.15厚労省令82号一部改正）

○その日の作業開始前の保護具及び設備等の点検・補修又は取り替え
（酸欠則第7条　H30.6.19厚生労働省令75号一部改正）

○入場時及び退場時の人員の点検（酸欠則第8条　R4.4.15厚労省令82号一部改正）

○立入り禁止措置（関係労働者以外）（酸欠則第9条　R4.4.15厚労省令82号一部改正）

○近接作業との連絡（酸欠則第10条　S57.5.20労働省令18号一部改正）

○酸素欠乏危険作業時の作業主任者の選任（酸欠則第11条　H15.12.19厚生労働省令175号一部改正）

○特別教育の実施（酸欠則第12条　H12.10.31労働省令41号一部改正）

○監視人等の配置（酸欠則第13条　R4.4.15厚労省令82号一部改正）

○退避(酸素欠乏等のおそれが生じたとき)及び指名者以外の立入り禁止
（酸欠則第14条　R4.4.15厚労省令82号一部改正）

○避難用具等の備付け（酸欠則第15条　S47.9.30労働省令42号制定）

○救出時の空気呼吸用器具等の使用（酸欠則第16条　R4.4.15厚労省令82号一部改正）

○酸素欠乏症等にかかった労働者に診察、処置（酸欠則第17条　R4.4.15厚労省令82号一部改正）

14. 酸素欠乏症と一般的防止事項

■酸素欠乏危険場所（安衛令別表第6）

1. 次の地層に接し、又は通じる井戸等（井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函、ピットその他これらに類するもの）の内部

   イ　上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分

   ロ　第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層

   ハ　メタン、エタン又はブタンを含有する地層

   ニ　炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層

   ホ　腐泥層

2. 長期間使用されていない井戸等の内部

3. ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きょ、マンホール又はピットの内部

3の2 雨水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きょ、マンホール又はピットの内部

3の3 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きょ、マンホール、溝若しくはピット又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部

4. 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設（その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く)の内部

5. 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部

6. 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部

7. 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部

8. しょうゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部

9. し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きょ、マンホール、溝又はピットの内部

10. ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行っている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナーの内部

11. ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部

12. 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所

15. 仮設備（足場）

■材料等（安衛則 第559条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

1) 事業者は、足場の材料については、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用してはならない。

2) 事業者は、足場に使用する木材については、強度上の著しい欠点となる割れ、虫食い、節繊維の傾斜等がなく、かつ、木皮を取り除いたものでなければ、使用してはならない。

■構造（安衛則 第561条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、足場については、丈夫な構造のものでなければ、使用してはならない。

■最大積載荷重（安衛則 第562条）〔H27.3.5厚労省令30号一部改正〕

1) 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを超えて積載してはならない。

2) 1) の作業床の最大積載荷重は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）にあっては、つりワイヤロープ及びつり鋼線の安全係数が10以上、つり鎖及びつりフックの安全係数が5以上並びにつり鋼帯並びにつり足場の下部及び上部の支点の安全係数が鋼材にあっては2．5以上木材にあっては5以上となるように、定めなければならない。

3) 事業者は、1) の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。

■足場についての措置（安衛則 第655条）〔R5.3.14厚労省令22号一部改正〕

1) 注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

(1) 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示すること。

(2) 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ　床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
ロ　建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
ハ　緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
ニ　足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
ホ　幅木等の取付状態及び取り外しの有無
ヘ　脚部の沈下及び滑動の状態
ト　筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態
チ　建地、布及び腕木の損傷の有無
リ　突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

(3) (2)に定めるもののほか、法第42条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第2編第10章第2節(第559条から第561条まで、第562条第2項、第563条、第569条から第572条まで及び第574条に限る。)に規定する足場の基準に適合するものとすること。

2) 注文者は、1)(2)の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

(1) 当該点検の結果及び点検者の氏名

(2) (1)の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

■作業床（安衛則 第563条）〔H30.6.19厚労省令75号一部改正〕

1) 事業者は、足場（一側足場を除く。）における高さ2m以上の作業場所には、作業床を設けなければならない。

15. 仮設備（足場）

(1) 床材は、支点間隔及び作業時の荷重に応じて計算した曲げ応力の値が、次の表に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表に掲げる許容曲げ応力の値を超えないこと。

木材の種類	許容曲げ応力(N/㎟)
あかまつ、くろまつ、からまつ、ひば ひのき、つが、べいまつ又はべいひ	1,320
すぎ、もみ、えぞまつ、とどまつ べいすぎ又はべいつが	1,030
かし	1,910
くり、なら、ぶな又はけやき	1,470
アピトン又はカポールをフェノール樹脂により接着した合板	1,620

(2) つり足場の場合を除き、幅、床材間の隙間及び床材と建地との隙間は、次に定めるところによること。

イ　幅は、40cm以上とすること。

ロ　床材間の隙間は、3cm以下とすること。

ハ　床材と建地との隙間は、12cm未満とすること。

(3) 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じてそれぞれ次に掲げる「足場用墜落防止設備」を設けること。

イ　わく組足場　次のいずれかの設備

① 交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の桟若しくは高さ15cm以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

② 手すりわく

ロ　わく組足場以外の足場　手すり等及び中桟等

(4) 腕木、布、はり、脚立その他作業床の支持物は、これにかかる荷重によって破壊するおそれのないものを使用すること。

(5) つり足場の場合を除き、床材は、転位し、又は脱落しないように二以上の支持物に取り付けること。

(6) 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ10cm以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備を設けること。ただし、(3)の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取り外す場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。

2) 1) (2) ハの規定は、次の(1)(2)のいずれかに該当する場合であって、床材と建地との隙間が12cm以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、適用しない。

(1) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24cm未満の場合

(2) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合

3) 1) (3) の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は

作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは適用しない。

(1) 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

(2) (1)の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

4) 1) (5) の規定は、次の(1)(2)のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 幅が20cm以上、厚さが3．5cm以上、長さが3．6m以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。

イ 足場板は、三以上の支持物に掛け渡すこと。

ロ 足場板の支点からの突出部の長さは、10cm以上とし、かつ、労働者が当該突出部に足を掛けるおそれのない場合を除き、足場板の長さの18分の1以下とすること。

ハ 足場板を長手方向に重ねるときは、支点の上で重ね、その重ねた部分の長さは20cm以上とすること。

(2) 幅が30cm以上、厚さが6cm以上、長さが4m以上の板を床材として用い、かつ、(1)ロ及びハに定める措置を講ずるとき。

5) 事業者は、3)の規定により作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちに当該設備を原状に復さなければならない。

6) 労働者は、3)の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

■足場の組立て等作業主任者の職務（安衛則第566条）〔H30.6.19厚労省令75号一部改正〕

事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。ただし、解体の作業のときは、(1)の規定は、適用しない。

(1) 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。

(2) 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

(3) 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。

(4) 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

■鋼管足場（安衛則 第570条）〔H27.3.5厚労省令30号一部改正〕

事業者は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

(1) 足場（脚輪を取り付けた移動式足場を除く。）の脚部には、足場の滑動又は沈下を防止するため、ベース金具を用い、かつ、敷板、敷角等を用い、根がらみを設ける等の措置を講ずること。

(2) 脚輪を取り付けた移動式足場にあっては、不意に移動することを防止するため、ブレーキ歯止め等で脚輪を確実に固定させ、足場の一部を堅固な建設物に固定させる等の措置を講ずること。

(3) 鋼管の接続部又は交差部は、これに適合した附属金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。

(4) 筋かいで補強すること。

(5) 一側足場、本足場又は張出し足場であるものにあっては、次に定めるところにより、壁つなぎ又は控えを設けること。

イ 間隔は次に掲げる値以下とすること。

・単管足場　　・・・　垂直方向　5m　、　水平方向　5．5m
・わく組足場　・・・　垂直方向　9m　、　水平方向　8m
（わく組足場は、高さが5メートル未満のものを除く）

ロ　鋼管、丸太等の材料を用いて、堅固なものとすること。

ハ　引張材と圧縮材とで構成されているものであるときは、引張材と圧縮材との間隔は1m以内とすること。

(6) 架空電路に近接して足場を設けるときは、架空電路を移設し、架空電路に絶縁用防護具を装着する等架空電路との接触を防止するための措置を講ずること。

■（令別表第8第1号に掲げる）わく組足場用の部材等を用いる鋼管足場（安衛則 第571条）
〔H27.3.5厚労省令30号一部改正〕

1) 事業者は、（労衛令別表第8第1号に掲げる）わく組足場用の部材又は単管足場用鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場については、前条（安衛則第570条）第1項に定めるところによるほか、単管足場にあっては(1)から(4)まで、わく組足場にあっては(5)から(7)までに定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

(1) 建地の間隔は、けた行方向を1．85m以下、はり間方向は1．5m以下とすること。

(2) 地上第一の布は、2m以下の位置に設けること。

(3) 建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすること。ただし建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。）を超えないときは、この限りでない。

(4) 建地間の積載荷重は、400kgを限度とすること。

(5) 最上層及び5層以内ごとに水平材を設けること。

(6) はりわく及び持送りわくは、水平筋かいその他によって横振れを防止する措置を講ずること。

(7) 高さ20mを超えるとき及び重量物の積載を伴う作業を行うときは、使用する主わくは、高さ2m以下のものとし、かつ、主わく間の間隔は1．85m以下とすること。

2) 1) (1) 又は(4) の規定は、作業の必要上これらの規定により難い場合において、各支点間を単純ばりとして計算した最大曲げモーメントの値に関し、事業者が次条（安衛則第572条）に定める措置を講じたときは、適用しない。

3) 1) (2) の規定は、作業の必要上(2)の規定により難い部分がある場合において、2本組等により当該部分を補強したときは、適用しない。

■足場の組立て等の作業（安衛則 第564条）〔H30.6.19厚労省令75号一部改正〕

1) 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが2m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

(1) 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。

(2) 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。

(3) 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは作業を中止すること。

(4) 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあっては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。

イ　幅40cm以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。

ロ　要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者

に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

(5) 材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり網、つり袋等を労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2) 労働者は、1)(4) に規定する作業を行う場合において要求性能墜落制止用器具の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

■足場の点検（安衛則 第567条）〔R5.3.14厚労省令22号一部改正〕

1) 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、点検者を指名して、その日の作業を開始する前に作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2) 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、点検者を指名して、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

(1) 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態

(2) 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態

(3) 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態

(4) 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無

(5) 幅木等の取付状態及び取り外しの有無

(6) 脚部の沈下及び滑動の状態

(7) 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無

(8) 建地、布及び腕木の損傷の有無

(9) 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

3) 事業者は、2) の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

(1) 当該点検の結果及び点検者の氏名

(2) (1)の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

16. 仮設備（つり足場）

■つり足場（安衛則 第574条）〔H27.3.5厚労省令30号一部改正〕

1) 事業者は、つり足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

(1) つりワイヤロープは、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

イ　ワイヤロープ 1よりの間において素線（フィラ線を除く。）の数の10％以上の素線が切断しているもの

ロ　直径の減少が公称径の7％を超えるもの

ハ　キンクしたもの

ニ　著しい形崩れ又は腐食があるもの

(2) つり鎖は、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

イ　伸びが、当該つり鎖が製造されたときの長さの5％を超えるもの

ロ　リンクの断面の直径の減少が、当該つり鎖が製造されたときの当該リンクの断面の直径の10％を超えるもの

ハ　亀裂があるもの

(3) つり鋼線及びつり鋼帯は、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用しないこと。

(4) つり繊維索は、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

イ　ストランドが切断しているもの

ロ　著しい損傷又は腐食があるもの

(5) つりワイヤロープ、つり鎖、つり鋼線、つり鋼帯又はつり繊維索は、その一端を足場桁、スターラップ等に、他端を突りょう、アンカーボルト、建築物のはり等にそれぞれ確実に取り付けること。

(6) 作業床は、幅を40cm以上とし、かつ、隙間がないようにすること。

(7) 床材は、転位し、又は脱落しないように、足場桁、スターラップ等に取り付けること。

(8) 足場桁、スターラップ、作業床等に控えを設ける等動揺又は転位を防止するための措置を講ずること。

(9) 棚足場であるものにあっては、桁の接続部及び交差部は、鉄線、継手金具又は緊結金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。

2) 1) (6)の規定は、作業床の下方又は側方に網又はシートを設ける等墜落又は物体の落下による労働者の危険を防止するための措置を講ずるときは、適用しない。

■作業禁止（安衛則 第575条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、つり足場の上で脚立、はしご等を用いて労働者に作業させてはならない。

■つり足場の点検（安衛則 第568条）〔R5.3.14厚労省令22号一部改正〕

事業者は、つり足場における作業を行うときは、点検者を指名して、その日の作業を開始する前に以下の事項について、点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

(1) 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態

(2) 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態

(3) 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態

(4) 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無

(5) 幅木等の取付状態及び取り外しの有無

(6) 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無

(7) 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

17. 仮設備（昇降設備）

■昇降するための設備の設置等（安衛則 第526条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

1) 事業者は、高さ又は深さが1．5mをこえる箇所で作業を行なうときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2) 1) の作業に従事する労働者は、1) の本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。

■はしご道（安衛則 第556条）〔S55.12.15労働省令33号一部改正〕

1) 事業者は、はしご道については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

(1) 丈夫な構造とすること。
(2) 踏さんを等間隔に設けること。
(3) 踏さんと壁との間に適当な間隔を保たせること。
(4) はしごの転位防止のための措置を講ずること。
(5) はしごの上端を床から60cm以上突出させること。
(6) 坑内はしご道でその長さが10m以上のものは、5m以内ごとに踏だなを設けること。
(7) 坑内はしご道のこう配は、80度以内とすること。

2) 1) (5)から(7)までの規定は、潜函内等のはしご道については、適用しない。

■移動はしご（安衛則 第527条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

(1) 丈夫な構造とすること。
(2) 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとすること。
(3) 幅は30cm以上とすること。
(4) すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。

■脚立（安衛則 第528条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

(1) 丈夫な構造とすること。
(2) 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとすること。
(3) 脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
(4) 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。

18. 仮設備（通路・架設通路）

■通路（安衛則 第540条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

1) 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。
2) 1)の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。

■通路の照明（安衛則 第541条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、通路には、正常の通行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。ただし、坑道、常時通行の用に供しない地下室等で通行する労働者に、適当な照明具を所持させるときは、この限りでない。

■機械間等の通路（安衛則 第543条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路については、幅80cm以上のものとしなければならない。

■作業場の床面（安衛則 第544条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、作業場の床面については、つまづき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。

■架設通路（安衛則 第552条）〔H30.6.19厚労省令75号一部改正〕

1) 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
   (1) 丈夫な構造とすること。
   (2) 勾配は、30度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが2m未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。
   (3) 勾配が15度を超えるものには、踏桟その他の滑止めを設けること。
   (4) 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。
      イ　高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）
      ロ　高さ35cm以上50cm以下の桟又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中桟等」という。）
   (5) たて坑内の架設通路でその長さが15m以上であるものは、10m以内ごとに踊場を設けること。
   (6) 建設工事に使用する高さ8m以上の登り桟橋には、7m以内ごとに踊場を設けること。
2) 1)(4)の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
   (1) 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
   (2) (1)の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
3) 事業者は、2) の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外したときはその必要がなくなった後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならない。
4) 労働者は、2) の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

19. 仮設備（山留支保工）

■部材の取付け等（安衛則 第371条）〔S55.12.2労働省令30号一部改正〕

事業者は、土止め支保工の部材の取付け等については、次に定めるところによらなければならない。

(1) 切りばり及び腹おこしは、脱落を防止するため、矢板、くい等に確実に取り付けること。
(2) 圧縮材(火打ちを除く。)の継手は、突合せ継手とすること。
(3) 切りばり又は火打ちの接続部及び切りばりと切りばりとの交さ部は、当て板をあててボルトにより緊結し、溶接により接合する等の方法により堅固なものとすること。
(4) 中間支持柱を備えた土止め支保工にあっては、切りばりを当該中間支持柱に確実に取り付けること。
(5) 切りばりを建築物の柱等部材以外の物により支持する場合にあっては、当該支持物は、これにかかる荷重に耐えうるものとすること。

■点検（安衛則 第373条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、土止め支保工を設けたときは、その後7日をこえない期間ごと、中震以上の地震の後及び大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのある事態が生じた後に、次の事項について点検し、異常を認めたときは、直ちに、補強し、又は補修しなければならない。

(1) 部材の損傷、変形、腐食、変位及び脱落の有無及び状態
(2) 切りばりの緊圧の度合
(3) 部材の接続部、取付け部及び交さ部の状態

20. 墜落・転落、飛来 ・ 落下

■作業床の設置等（安衛則 第518条）〔H30.6.19厚労省令75号一部改正〕

1) 事業者は、高さが2m以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。
2) 事業者は、1) の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

■開口部等の囲い等（安衛則 第519条）〔H30.6.19厚労省令75号一部改正〕

1) 事業者は、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。
2) 事業者は、1) の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

■悪天候時の作業禁止（安衛則 第522条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、高さが2m以上の箇所で作業を行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

■高所からの物体投下による危険の防止（安衛則 第536条）〔S47.9.30労働省令32号制定

1) 事業者は、3m以上の高所から物体を投下するときは、適当な投下設備を設け、監視人を置く等労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
2) 労働者は、1) の規定による措置が講じられていないときは、3m以上の高所から物体を投下してはならない。

■物体の落下による危険の防止（安衛則 第537条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

■物体の飛来による危険の防止（安衛則 第538条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、作業のため物体が飛来することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、飛来防止の設備を設け、労働者に保護具を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

■要求性能墜落制止用器具の使用（安衛則 第520条）〔H30.6.19厚労省令75号一部改正〕

労働者は、安衛則第518条第2項及び第519条第2項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

■要求性能墜落制止用器具等の取付設備等（安衛則 第521条）〔H30.6.19厚労省令75号一部改正〕

1) 事業者は、高さが2m以上の箇所で作業を行なう場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。
2) 事業者は、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

21. 型わく支保工

■材料（安衛則 第237条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、型わく支保工の材料については、著しい損傷、変形又は腐食があるものを使用してはならない。

■型わく支保工の構造（安衛則 第239条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、型わく支保工については、型わくの形状、コンクリートの打設の方法等に応じた堅固な構造のものでなければ、使用してはならない。

■組立図（安衛則 第240条）〔H4.8.24労働省令24号一部改正〕

1) 事業者は、型わく支保工を組み立てるときは、組立図を作成し、かつ、当該組立図により組み立てなければならない。

2) 1) の組立図は、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材の配置、接合の方法及び寸法が示されているものでなければならない。

3) 1) の組立図に係る型枠支保工の設計は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 支柱、はり又ははりの支持物（以下この条において「支柱等」という。）が組み合わされた構造のものでないときは、設計荷重（型枠支保工が支える物の重量に相当する荷重に型枠1㎡につき150kg以上の荷重を加えた荷重をいう。）により当該支柱等に生ずる応力の値が当該支柱等の材料の許容応力の値を超えないこと。

(2) 支柱等が組み合わされた構造のものであるときは、設計荷重が当該支柱等を製造した者の指定する最大使用荷重を超えないこと。

(3) 鋼管枠を支柱として用いるものであるときは、当該型枠支保工の上端に、設計荷重の100分の2．5に相当する水平方向の荷重が作用しても安全な構造のものとすること。

(4) 鋼管枠以外のものを支柱として用いるものであるときは、当該型枠支保工の上端に設計荷重の100分の5に相当する水平方向の荷重が作用しても安全な構造のものとすること。

■型枠支保工についての措置等（安衛則 第242条）〔H4.8.24労働省令24号一部改正〕

事業者は、型枠支保工については、次に定めるところによらなければならない。

(1) 敷角の使用、コンクリートの打設、くいの打込み等支柱の沈下を防止するための措置を講ずること。

(2) 支柱の脚部の固定、根がらみの取付け等支柱の脚部の滑動を防止するための措置を講ずること。

(3) 支柱の継手は、突合せ継手又は差込み継手とすること。

(4) 鋼材と鋼材との接合部及び交差部は、ボルト、クランプ等の金具を用いて緊結すること。

(5) 型枠が曲面のものであるときは、控えの取付け等当該型枠の浮き上がりを防止するための措置を講ずること。

(5の2) H型鋼又はI型鋼を大引き、敷角等の水平材として用いる場合であって、当該H型鋼等と支柱、ジャッキ等とが接続する箇所に集中荷重が作用することにより、当該H型鋼等の断面が変形するおそれがあるときは、当該接続する箇所に補強材を取り付けること。

(6) 鋼管（パイプサポートを除く。）を支柱として用いるものにあっては、当該鋼管の部分について次に定めるところによること。

イ　高さ2m以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。

ロ　はり又は大引きを上端に載せるときは、当該上端に鋼製の端板を取り付け、これを

はり又は大引きに固定すること。

(7) パイプサポートを支柱として用いるものにあっては、当該パイプサポートの部分について次に定めるところによること。

イ　パイプサポートを三以上継いで用いないこと。

ロ　パイプサポートを継いで用いるときは、四以上のボルト又は専用の金具を用いて継ぐこと。

ハ　高さが3．5mを超えるときは、(6) イ に定める措置を講ずること。

(8) 鋼管枠を支柱として用いるものにあっては、当該鋼管枠の部分について次に定めるところによること。

イ　鋼管枠と鋼管枠との間に交差筋かいを設けること。

ロ　最上層及び5層以内ごとの箇所において、型枠支保工の側面並びに枠面の方向及び交差筋かいの方向における5枠以内ごとの箇所に、水平つなぎを設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。

ハ　最上層及び5層以内ごとの箇所において、型枠支保工の枠面の方向における両端及び5枠以内ごとの箇所に、交差筋かいの方向に布枠を設けること。

ニ　(6) ロ に定める措置を講ずること。

(9) 組立て鋼柱を支柱として用いるものにあっては、当該組立て鋼柱の部分について次に定めるところによること。

イ　(6) ロ に定める措置を講ずること。

ロ　高さが4mを超えるときは、高さ4m以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。

(9の2) H型鋼を支柱として用いるものにあっては、当該H型鋼の部分について(6) ロ に定める措置を講ずること。

(10) 木材を支柱として用いるものにあっては、当該木材の部分について次に定めるところによること。

イ　(6) イ に定める措置を講ずること。

ロ　木材を継いで用いるときは、2個以上の添え物を用いて継ぐこと。

ハ　はり又は大引きを上端に載せるときは、添え物を用いて、当該上端をはり又は大引きに固定すること。

(11) はりで構成するものにあっては、次に定めるところによること。

イ　はりの両端を支持物に固定することにより、はりの滑動及び脱落を防止すること。

ロ　はりとはりとの間につなぎを設けることにより、はりの横倒れを防止すること。

22. 明り掘削作業

■作業箇所等の調査（安衛則 第355条）〔H4.8.24労働省令24号一部改正〕

事業者は、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について次の事項をボーリングその他適当な方法により調査し、これらの事項について知り得たところに適応する掘削の時期及び順序を定めて、当該定めにより作業を行わなければならない。

(1) 形状、地質及び地層の状態
(2) き裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態
(3) 埋設物等の有無及び状態
(4) 高温のガス及び蒸気の有無及び状態

■掘削面のこう配の基準（安衛則 第356条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

1) 事業者は、手掘り（パワー・ショベル、トラクター・ショベル等の掘削機械を用いないで行なう掘削の方法をいう。）により地山の掘削の作業を行なうときは、掘削面のこう配を、次の表の地山の種類及び掘削面の高さに応じ、それぞれ同表に掲げる値以下としなければならない。

地山の種類	掘削面の高さ（m）	掘削面のこう配（度）
岩盤又は堅い粘土からなる地山	5未満	90
	5以上	75
その他の地山	2未満	90
	2以上5未満	75
	5以上	60

2) 1) の場合において、掘削面に傾斜の異なる部分があるため、そのこう配が算定できないときは、当該掘削面について 1) の基準に従い、それよりも崩壊の危険が大きくないように当該各部分の傾斜を保持しなければならない。

■崩壊しやすい地山の掘削（安衛則 第357条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

1) 事業者は、手掘りにより砂からなる地山又は発破等により崩壊しやすい状態になっている地山の掘削の作業を行なうときは、次に定めるところによらなければならない。
(1) 砂からなる地山にあっては、掘削面のこう配を35度以下とし、又は掘削面の高さを5m未満とすること。
(2) 発破等により崩壊しやすい状態になっている地山にあっては、掘削面のこう配を45度以下とし、又は掘削面の高さを2m未満とすること。
2) 前条（安衛則第356条）第2項の規定は、1) の地山の掘削面に傾斜の異なる部分があるため、そのこう配が算定できない場合について、準用する。

■点検（安衛則 第358条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

(1) 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石、及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させること。
(2) 点検者を指名して、発破を行なった後、当該発破を行なった箇所及びその周辺の浮石及びき裂の有無及び状態を点検させること。

22. 明り掘削作業

■地山の崩壊等による危険の防止（安衛則 第361条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

■地山の崩壊等による危険の防止（安衛則 第534条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは当該危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

(1) 地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。

(2) 地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。

23. 安全装置等

■安全装置等の有効保持（安衛則 第28条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行なわなければならない。

■安全装置等（安衛則 第29条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

1) 労働者は、安全装置等について、次の事項を守らなければならない。
   (1) 安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせないこと。
   (2) 臨時に安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ事業者の許可を受けること。
   (3) (2)の許可を受けて安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなった後、直ちにこれを原状に復しておくこと。
   (4) 安全装置等が取りはずされ、又はその機能を失ったことを発見したしたときは、すみやかに、その旨を事業者に申し出ること。
2) 事業者は、労働者から 1) (4)の規定による申出があったときは、すみやかに、適当な措置を講じなければならない。

■丸のこ盤の歯の接触予防装置（安衛則第123条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、木材加工用丸のこ盤(製材用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。)には、歯の接触予防装置を設けなければならない。

24. 車両系荷役運搬機械等の作業

■定義（安衛則 第151条の2）〔H2.9.13労働省令19号一部改正〕

車両系荷役運搬機械等とは、次の(1)～(7)のいずれかに該当するものをいう。

(1) フォークリフト
(2) ショベルローダー
(3) フォークローダー
(4) ストラドルキャリヤー
(5) 不整地運搬車
(6) 構内運搬車（専ら荷を運搬する構造の自動車のうち、最高速度が毎時15km以下のもの）
(7) 貨物自動車（専ら荷を運搬する構造の自動車）

■制限速度（安衛則 第151条の5）〔S52.12.27労働省令32号追加〕

1) 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。
2) 1) の車両系荷役運搬機械等の運転者は、1) の制限速度を超えて車両系荷役運搬機械等を運転してはならない。

■転落等の防止（安衛則 第151条の6）〔S52.12.27労働省令32号追加〕

1) 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路について必要な幅員を保持すること、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。
2) 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合において当該車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させなければならない。
3) 2) の車両系荷役運搬機械等の運転者は、2) の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

■接触の防止（安衛則 第151条の7）〔S52.12.27労働省令32号追加〕

1) 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。
2) 1) の車両系荷役運搬機械等の運転者は、1) のただし書の誘導者が行う誘導に、従わなければならない。

■合図（安衛則 第151条の8）〔S52.12.27労働省令32号追加〕

1) 事業者は、車両系荷役運搬機械等について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。
2) 1) の車両系荷役運搬機械等の運転者は、1) の合図に従わなければならない。

24. 車両系荷役運搬機械等の作業

■立入禁止（安衛則 第151条の9）〔S52.12.27労働省令32号追加〕

1) 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）については、そのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

2) 1) のただし書の作業を行う労働者は、1) のただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

■荷の積載（安衛則 第151条の10）〔H2.9.13労働省令19号一部改正〕

事業者は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 偏荷重が生じないように積載すること

(2) 不整地運搬車、構内運搬車又は貨物自動車にあっては、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。

■運転位置から離れる場合の措置（安衛則 第151条の11）〔R5.3.28厚労省令33号追加〕

1) 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。

(1) フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。

(2) 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2) 1) の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、1) の(1)(2)に掲げる措置を講じなければならない。

3) 事業者は、1) ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。

4) 貨物自動車の運転者は、1)ただし書の場合において、3)の措置を講じなければならない。

■搭乗の制限（安衛則 第151条の13）〔H2.9.13労働省令19号一部改正〕

事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

■主たる用途以外の使用の制限（安衛則 第151条の14）〔S52.12.27労働省令32号追加〕

事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

25. 車両系建設機械等の作業

■建設機械類の分類（安衛令 別表第7）〔H12.6.7政令309号一部改正〕

用途分類	機械名	備考
一．整地・運搬・積込み用機械	1. ブル・ドーザー	
	2. モーター・グレーダー	
	3. トラクター・ショベル	
	4. ずり積機	
	5. スクレーパー	
	6. スクレープ・ドーザー	
	7. 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	
二．掘削用機械	1. パワー・ショベル	
	2. ドラグ・ショベル	
	3. ドラグライン	
	4. クラムシェル	
	5. バケット掘削機	
	6. トレンチャー	
	7. 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	
三．基礎工事用機械	1. くい打機	
	2. くい抜機	
	3. アース・ドリル	
	4. リバース・サーキュレーション・ドリル	
	5. せん孔機（チュービングマシンを有するものに限る）	
	6. アース・オーガー	
	7. ペーパー・ドレーン・マシン	
	8. 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	
四．締固め用機械	1. ローラー	
	2. 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	
五．コンクリート打設用機械	1. コンクリートポンプ車	
	2. 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	
六．解体用機械	1. ブレーカ	
	2. 鉄筋切断機	※1
	3. コンクリート圧砕機	
	4. 解体用つかみ機	

※1　安衛則第151条の175による〔H25.4.12厚生労働省令58号追加、H25.11.29厚生労働省令125号条数繰下〕

解釈例規

1) 掘削用、基礎工事用等の区分は、便宜上主たる用途を示したものであり、当該機械の用途を限定して考える趣旨ではないこと。したがって、例えば、トラクター・ショベルを掘削に使用しても適用する趣旨であること。
2) 一の1. の「ブルドーザー」には、ストレート・ドーザー、アングル・ドーザー、チルト・ドーザー、レーキ・ドーザー等があること。
3) 一の4. の「ずり積機」は、ロッカ・ショベルなどの積込み機械をいうものであること。
4) 二の1. 及至4. に掲げる機械は、同一の機体でアタッチメントの交換によってそれぞれの名称で呼ばれるものが多く、これらは、万能掘削機とも呼ばれるものであること。
5) 三の1. および2. の「くい打機」および「くい抜機」には、移動式クレーンにバイブロ・ハンマーなどをセットしたものを含む趣旨であること。
6) 三の5. の「せん孔機」は、いわゆるベノト・ボーリングマシンおよびこれに類する機械を

いうものであること。
7) 四の1. の「ローラ―」には、タイヤ・ローラー、ロード・ローラー、振動ローラー、タンピング・ローラー等があること。
8) トラクター・ショベルとは、履帯式のものまたはタイヤ式で全四輪駆動のものをいいいわゆるショベルローダーといわれるもので、前輪または後輪の二輪駆動のものは含まないものと解して差し支えない。
9) 建柱車は、三の6. のアース・オーガーに該当するが、サブフレーム(アウトリガーを含む。)、ジブ、ターンテーブル及びオーガ部分の重量は、「安衛令20条第12号」の「機体重量」に含まないものとする。なお、柱の建込み作業以外の作業において移動式クレーンの機能のみを用いて作業を行う場合は、移動式クレーンとする。
10) 「ブレーカ」には、油圧ショベルのバケットを打撃式破砕機に交換したものが含まれるものであること。

■前照灯の設置（安衛則 第152条）〔H4.8.24労働省令24号一部改正〕

事業者は、車両系建設機械には、前照灯を備えなければならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所において使用する車両系建設機械についてはこの限りでない。

■ヘッドガード（安衛則 第153条）〔H25.4.12厚労省令58号一部改正〕

事業者は、岩石の落下等により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で車両系建設機械(ブル・ドーザー、トラクター・ショベル、ずり積機、パワー・ショベル、ドラグ・ショベル及び解体用機械に限る。)を使用するときは、当該車両系建設機械に堅固なヘッドガードを備えなければならない。

■調査及び記録（安衛則 第154条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、当該車両系建設機械の転落地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

■制限速度（安衛則 第156条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

1) 事業者は、車両系建設機械(最高速度が毎時10km以下のものを除く。)を用いて作業を行なうときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地質の状態等に応じた車両系建設機械の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。
2) 1) の車両系建設機械の運転者は、1) の制限速度をこえて車両系建設機械を運転してはならない。

■転落等の防止等（安衛則 第157条）〔H25.4.12厚労省令58号一部改正〕

1) 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。
2) 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。
3) 2) の車両系建設機械の運転者は、2) の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

■転落等の防止等（安衛則 第157条の2）〔H25.4.12厚労省令58号追加〕

事業者は、路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

25. 車両系建設機械等の作業

■接触の防止（安衛則 第158条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

1) 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。
2) 1) の車両系建設機械の運転者は、1) のただし書の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。

■合図（安衛則 第159条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

1) 事業者は、車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行なわせなければならない。
2) 1) の車両系建設機械の運転者は、1) の合図に従わなければならない。

■運転位置から離れる場合の措置（安衛則 第160条）〔H25.11.29厚労省令125号一部改正〕

1) 事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。
   (1) バケット、ジッパー等の作業装置を地上に下ろすこと。
   (2) 原動機を止め、かつ、走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。
2) 1) の運転者は、車両系建設機械の運転位置から離れるときは、1) (1)(2)に掲げる措置を講じなければならない。

■とう乗の制限（安衛則 第162条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。

■使用の制限（安衛則 第163条）〔S49.5.21労働省令19号一部改正〕

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、転倒及びブーム、アーム等の作業装置の破壊による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械についてその構造上定められた安定度、最大使用荷重等を守らなければならない。

■主たる用途以外の使用の制限（安衛則 第164条）〔H10.6.24労働省令26号一部改正〕

1) 事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。
2) 1) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。
   (1) 荷のつり上げの作業を行う場合であって、次のいずれにも該当するとき。
      イ 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき。
      ロ アーム、バケット等の作業装置に次のいずれにも該当するフック、シャックル等の金具その他のつり上げ用の器具を取り付けて使用するとき。
         ① 負荷させる荷重に応じた十分な強度を有するものであること。
         ② 外れ止め装置が使用されていること等により当該器具からつり上げた荷が落下するおそれのないものであること。
         ③ 作業装置から外れるおそれのないものであること。
   (2) 荷のつり上げの作業以外の作業を行う場合であって、労働者に危険を及ぼすおそれのないとき。

3) 事業者は、2) (1) イ及びロに該当する荷のつり上げの作業を行う場合には、労働者とつり上げた荷との接触、つり上げた荷の落下又は車両系建設機械の転倒若しくは転落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

(1) 荷のつり上げの作業について一定の合図を定めるとともに、合図を行う者を指名してその者に合図を行わせること。

(2) 平たんな場所で作業を行うこと。

(3) つり上げた荷との接触又はつり上げた荷の落下により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせないこと。

(4) 当該車両系建設機械の構造及び材料に応じて定められた負荷させることができる最大の荷重を超える荷重を掛けて作業を行わないこと。

(5) ワイヤロープを玉掛用具として使用する場合にあっては、次のいずれにも該当するワイヤロープを使用すること。

イ　安全係数(クレーン則第213条の2第2項に規定する安全係数をいう。)の値が6以上のものであること。

ロ　ワイヤロープ1よりの間において、素線(フィラ線を除く。)のうち切断しているものが10%未満のものであること。

ハ　直径の減少が公称径の7%以下のものであること。

ニ　キンクしていないものであること。

ホ　著しい形崩れ及び腐食がないものであること。

(6) つりチェーンを玉掛用具として使用する場合にあっては、次のいずれにも該当するつりチェーンを使用すること。

イ　安全係数(クレーン則第213条の2第2項に規定する安全係数をいう。)の値が、次の①又は②に掲げるつりチェーンの区分に応じ、当該①又は②に掲げる値以上のものであること。

① 次のいずれにも該当するつりチェーン　〔安全係数 : 4〕

(i) 切断荷重の2分の1の荷重で引っ張った場合において、その伸びが0.5%以下のものであること。

(ii) その引張強さの値が400N/㎟以上であり、かつ、その伸びが、次の表の引張強さの値に応じ、それぞれ同表に掲げる値以上となるものであること。

引張強さ(N/㎟)	伸び(%)
400以上630未満	20
630以上1,000未満	17
1,000以上	15

② ①に該当しないつりチェーン　〔安全係数 : 5〕

ロ　伸びが、当該つりチェーンが製造されたときの長さの5%以下のものであること。

ハ　リンクの断面の直径の減少が、当該つりチェーンが製造されたときの当該リンクの断面の直径の10%以下のものであること。

ニ　き裂がないものであること。

(7) ワイヤロープ及びつりチェーン以外のものを玉掛用具として使用する場合にあっては著しい損傷及び腐食がないものを使用すること。

25. 車両系建設機械等の作業

■ブーム等の降下による危険の防止（安衛則 第166条） 〔S49.5.21労働省令19号一部改正〕

1) 事業者は、車両系建設機械のブーム、アーム等を上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、ブーム、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させなければならない。
2) 1) の作業に従事する労働者は、1) の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

■アタッチメントの倒壊等による危険の防止（安衛則 第166条の2）

〔H25.4.12厚労省令58号追加〕

1) 事業者は、車両系建設機械のアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行うときはアタッチメントが倒壊すること等による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に架台を使用させなければならない。
2) 1) の作業に従事する労働者は、1) の架台を使用しなければならない。

■アタッチメントの装着の制限（安衛則 第166条の3） 〔H25.4.12厚労省令58号追加〕

事業者は、車両系建設機械にその構造上定められた重量を超えるアタッチメントを装着してはならない。

■アタッチメントの重量の表示（安衛則 第166条の4） 〔H25.4.12厚労省令58号追加〕

事業者は、車両系建設機械のアタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量（バケット、ジッパー等を装着したときは、当該バケット、ジッパー等の容量又は最大積載重量を含む。）を表示し、又は、当該車両系建設機械に運転者がアタッチメントの重量を容易に確認できる書面を備え付けなければならない。

26. 高所作業車の作業

■前照灯及び尾灯（安衛則 第194条の8） 〔H11.8.13労働省令35号条数繰下〕

事業者は、高所作業車については、前照灯及び尾灯を備えなければならない。ただし、走行の作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所において使用する高所作業車については、この限りでない。

■転落等の防止（安衛則 第194条の11） 〔H11.8.13労働省令35号条数繰下〕

事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、高所作業車の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、アウトリガーを張り出すこと、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。

■合図（安衛則 第194条の12） 〔H11.8.13労働省令35号条数繰下〕

事業者は、高所作業車を用いて作業を行う場合で、作業床以外の箇所で作業床を操作するときは、作業床上の労働者と作業床以外の箇所で作業床を操作する者との間の連絡を確実にするため、一定の合図を定め、当該合図を行う者を指名してその者に行わせる等、必要な措置を講じなければならない。

■運転位置から離れる場合の措置（安衛則 第194条の13） 〔H11.8.13労働省令35号条数繰

1) 事業者は、高所作業車の運転者が走行のための運転位置から離れるとき（作業床に労働者が乗って作業を行い、又は作業を行おうとしている場合を除く。）は、当該運転者に次の措置を講じなければならない。
   (1) 作業床を最低降下位置に置くこと。
   (2) 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の高所作業車の逸走を防止する措置を講ずること。
2) 1) の運転者は、高所作業車の走行のための運転位置から離れるときは、1) の(1)(2)に掲げる措置を講じなければならない。
3) 事業者は、高所作業車の作業床に労働者が乗って作業を行い、又は行おうとしている場合であって、運転者が走行のための運転位置から離れるときは、当該高所作業車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の措置を講じさせなければならない。
4) 3) の運転者は、高所作業車の走行のための運転位置から離れるときは、3) の措置を講じなければならない。

■搭乗の制限（安衛則 第194条の15） 〔H11.8.13労働省令35号条数繰下〕

事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、乗車席及び作業床以外の箇所に労働者を乗せてはならない。

■使用の制限（安衛則 第194条の16） 〔H11.8.13労働省令35号条数繰下〕

事業者は、高所作業車については、積載荷重（高所作業車の構造及び材料に応じて、作業床に人又は荷を乗せて上昇させることができる最大の荷重をいう。）その他の能力を超えて使用してはならない。

■主たる用途以外の使用の制限（安衛則 第194条の17） 〔H11.8.13労働省令35号条数繰下

事業者は、高所作業車を荷のつり上げ等当該高所作業車の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

■ブーム等の降下による危険の防止（安衛則 第194条の19）

〔H11.8.13労働省令35号条数繰下〕

1) 事業者は、高所作業車のブーム等を上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、ブーム等が、不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させなければならない。
2) 1) の作業に従事する労働者は、1) の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

26. 高所作業車の作業

■作業床への搭乗制限等（安衛則 第194条の20）〔H11.8.13労働省令35号条数繰下〕

1) 事業者は、高所作業車（作業床において走行の操作をする構造のものを除く。）を走行させるときは、当該高所作業車の作業床に労働者を乗せてはならない。ただし、平坦で堅固な場所において高所作業車を走行させる場合で、次の措置を講じたときは、この限りではない。
   (1) 誘導者を配置し、その者に高所作業車を誘導させること。
   (2) 一定の合図を定め、(1)の誘導者に当該合図を行わせること。
   (3) あらかじめ、作業時における当該高所作業車の作業床の高さ及びブームの長さ等に応じた高所作業車の適正な制限速度を定め、それにより運転者に運転させること。
2) 労働者は、1) のただし書の場合を除き、走行中の高所作業車の作業床に乗ってはならない。
3) 1) のただし書の高所作業車の運転者は、1) (1) の誘導者が行う誘導及び1) (2) の合図に従わなければならず、かつ、1) (3) の制限速度を超えて高所作業車を運転してはならない。

■平坦で堅固な場所以外の走行（安衛則 第194条の21）〔H11.8.13労働省令35号条数繰下

1) 事業者は、作業床において走行の操作をする構造の高所作業車を平坦で堅固な場所以外の場所で走行させるときは、次の措置を講じなければならない。
   (1) 前条（安衛則第194条の20）第1項第1号及び第2号に掲げる措置を講ずること。
   (2) あらかじめ、作業時における当該高所作業車の作業床の高さ及びブームの長さ、作業に係る場所の地形及び地盤の状態等に応じた高所作業車の適正な制限速度を定めそれにより運転者に運転させること。
2) 前条（安衛則第194条の20）第3項の規定は、1) の高所作業車の運転者について準用する。

■要求性能墜落制止用器具等の使用（安衛則 第194条の22）

1) 事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。
2) 1) の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使用しなければならない。

27. 移動式クレーンの作業

■検査証の備付け（クレーン則 第63条）〔S47.9.30労働省令34号制定〕

事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該移動式クレーンに、その移動式クレーン検査証を備え付けておかなければならない。

■使用の制限（クレーン則 第64条）〔H12.10.31労働省令41号一部改正〕

事業者は、移動式クレーンについては、厚生労働大臣の定める基準（移動式クレーンの構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ使用してはならない。

■巻過防止装置の調整（クレーン則 第65条）〔S47.9.30労働省令34号制定〕

事業者は、移動式クレーンの巻過防止装置については、フック、グラブバケット等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シーブの上面とジブの先端のシーブその他当該上面が接触するおそれのある物（傾斜したジブを除く。）の下面との間隔が0．25m以上（直働式の巻過防止装置にあっては、0．05m以上）となるように調整しておかなければならない。

■安全弁の調整（クレーン則 第66条）〔S47.9.30労働省令34号制定〕

事業者は、水圧又は油圧を動力として用いる移動式クレーンの当該水圧又は油圧の過度の昇圧を防止するための安全弁については、最大の定格荷重に相当する荷重をかけたときの水圧又は油圧に相当する圧力以下で作用するように調整しておかなければならない。ただし、クレーン則第62条の規定により荷重試験又は安定度試験を行なう場合において、これらの場合における水圧又は油圧に相当する圧力で作用するように調整するときは、この限りでない。

■作業方法等の決定等（クレーン則 第66条の2）〔H4.8.24労働省令24号追加〕

1) 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定めなければならない。
   (1) 移動式クレーンによる作業の方法
   (2) 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
   (3) 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統
2) 事業者は、1) の各項目の事項を定めたときは、当該事項について、作業の開始前に、関係労働者に周知させなければならない。

■外れ止め装置の使用（クレーン則 第66条の3）〔H4.8.24労働省令24号条数繰下〕

事業者は、移動式クレーンを用いて荷をつり上げるときは、外れ止め装置を使用しなければならない。

■過負荷の制限（クレーン則 第69条）〔S47.9.30労働省令34号制定〕

事業者は、移動式クレーンにその定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

■傾斜角の制限（クレーン則 第70条）〔S47.9.30労働省令34号制定〕

事業者は、移動式クレーンについては、移動式クレーン明細書に記載されているジブの傾斜角（つり上げ荷重が3トン未満の移動式クレーンにあっては、これを製造した者が指定したジブの傾斜角）の範囲をこえて使用してはならない。

■定格荷重の表示等（クレーン則 第70条の2）〔S51.12.15労働省令43号追加〕

事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの運転者及び玉掛けをする者が当該移動式クレーンの定格荷重を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じなければならない。

27. 移動式クレーンの作業

■使用の禁止（クレーン則 第70条の3）〔H4.8.24労働省令24号追加〕

事業者は、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、移動式クレーンを用いて作業を行ってはならない。ただし、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するため必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない。

■アウトリガーの位置（クレーン則 第70条の4）〔H4.8.24労働省令24号追加〕

事業者は、前条（クレーン則第70条の3）のただし書の場合において、アウトリガーを使用する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガーを当該鉄板等の上で当該移動式クレーンが転倒するおそれのない位置に設置しなければならない。

■アウトリガー等の張り出し（クレーン則 第70条の5）〔H4.8.24労働省令24号追加〕

事業者は、アウトリガーを有する移動式クレーン又は拡幅式のクローラを有する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガー又はクローラを最大限に張り出さなければならない。ただし、アウトリガー又はクローラを最大限に張り出すことができない場合であって、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガー又はクローラの張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

■運転の合図（クレーン則 第71条）〔S47.9.30労働省令34号制定〕

1) 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、移動式クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。
2) 1) の指名を受けた者は、1) の作業に従事するときは、1) の合図を行なわなければならない。
3) 1) の作業に従事する労働者は、1) の合図に従わなければならない。

■搭乗の制限（クレーン則 第72条）〔S59.2.27労働省令3号一部改正〕

事業者は、移動式クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない。

■搭乗の制限（クレーン則 第73条）〔H30.6.19厚労省令75号一部改正〕

1) 事業者は、前条（クレーン則第72条）の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。
2) 事業者は、1) のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行なわなければならない。
   (1) とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。
   (2) 労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させること。
   (3) とう乗設備ととう乗者との総重量の1．3倍に相当する重量に500kgを加えた値が、当該移動式クレーンの定格荷重をこえないこと。
   (4) とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。
3) 労働者は、2) の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

■立入禁止（クレーン則 第74条）〔H4.8.24労働省令24号全改〕

事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

27. 移動式クレーンの作業

■立入禁止（クレーン則 第74条の2）〔H4.8.24労働省令24号追加〕

事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合であって、次の各項目のいずれかに該当するときは、つり上げられている荷((6)の場合にあっては、つり具を含む。)の下に労働者を立ち入らせてはならない。

(1) ハッカーを用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。

(2) つりクランプ1個を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。

(3) ワイヤロープ等を用いて1箇所に玉掛けをした荷がつり上げられているとき(当該荷に設けられた穴又はアイボルトにワイヤロープ等を通して玉掛けをしている場合を除く。)

(4) 複数の荷が一度につり上げられている場合であって、当該複数の荷が結束され、箱に入れられる等により固定されていないとき。

(5) 磁力又は陰圧により吸着させるつり具又は玉掛け用具を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。

(6) 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

■強風時の作業中止（クレーン則 第74条の3）〔H4.8.24労働省令24号追加〕

事業者は、強風のため、移動式クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは当該作業を中止しなければならない。

■強風時における転倒の防止（クレーン則 第74条の4）〔H4.8.24労働省令24号追加〕

事業者は、前条(クレーン則第74条の3)の規定により作業を中止した場合であって移動式クレーンが転倒するおそれのあるときは、当該移動式クレーンのジブの位置を固定させる等により移動式クレーンの転倒による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

■運転位置からの離脱の禁止（クレーン則 第75条）〔S47.9.30労働省令34号制定〕

1) 事業者は、移動式クレーンの運転者を、荷をつったままで、運転位置から離れさせてはならない。

2) 1) の運転者は、荷をつったままで、運転位置を離れてはならない。

■ジブの組立て等の作業（クレーン則 第75条の2）〔H30.6.19厚労省令75号一部改正〕

1) 事業者は、移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

(1) 作業を指揮する者を選任して、その者の指揮の下に作業を実施させること。

(2) 作業を行う区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

(3) 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは当該作業に労働者を従事させないこと。

2) 事業者は、1) (1) の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

(1) 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。

(2) 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

(3) 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

28. 玉掛け作業

■玉掛け用ワイヤロープの安全係数（クレーン則 第213条）〔H10.6.24労働省令26号一部

1) 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープの安全係数については、6以上でなければ使用してはならない。
2) 1) の安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を、当該ワイヤロープにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

■玉掛け用つりチェーンの安全係数（クレーン則 第213条の2）

〔H10.6.24労働省令26号追加〕

1) 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるつりチェーンの安全係数については、次の各項目に掲げるつりチェーンの区分に応じ、当該各項目に掲げる値以上でなければ使用してはならない。
   (1) 次のいずれにも該当するつりチェーン　〔安全係数：4〕
      イ　切断荷重の2分の1の荷重で引っ張った場合において、その伸びが0．5%以下のものであること。
      ロ　その引張強さの値が400N/㎟以上であり、かつ、その伸びが、次表に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表に掲げる値以上となるものであること。

引張強さ(N/㎟)	伸び(%)
400以上630未満	20
630以上1,000未満	17
1,000以上	15

   (2) (1) に該当しないつりチェーン　〔安全係数：5〕
2) 1) の安全係数は、つりチェーンの切断荷重の値を、当該つりチェーンにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

■玉掛け用フック等の安全係数（クレーン則 第214条）〔S47.9.30労働省令34号制定〕

1) 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるフック又はシャックルの安全係数については、5以上でなければ使用してはならない。
2) 1) の安全係数は、フック又はシャックルの切断荷重の値を、それぞれ当該フック又はシャックルにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

■不適格なワイヤロープの使用禁止（クレーン則 第215条）〔S47.9.30労働省令34号制定

事業者は、次の(1)～(4)のいずれかに該当するワイヤロープをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

(1) ワイヤロープ1よりの間において素線（フィラ線を除く。）の数の10%以上の素線が切断しているもの
(2) 直径の減少が公称径の7%をこえるもの
(3) キンクしたもの
(4) 著しい形くずれ又は腐食があるもの

■不適格なつりチェーンの使用禁止（クレーン則 第216条）〔S47.9.30労働省令34号制定

事業者は、次の各項目のいずれかに該当するつりチェーンをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

(1) 伸びが、当該つりチェーンが製造されたときの長さの5%をこえるもの
(2) リンクの断面の直径の減少が、当該つりチェーンが製造されたときの当該リンクの断面の直径の10%をこえるもの
(3) き裂があるもの

28. 玉掛け作業

■不適格なフック、シャックル等の使用禁止（クレーン則 第217条）

〔S47.9.30労働省令34号制定〕

事業者は、フック、シャックル、リング等の金具で、変形しているもの又はき裂があるものをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

■不適格な繊維ロープ等の使用禁止（クレーン則 第218条）〔S47.9.30労働省令34号制定

事業者は、次の(1)(2)のいずれかに該当する繊維ロープ又は繊維ベルトをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

(1) ストランドが切断しているもの

(2) 著しい損傷又は腐食があるもの

■リングの具備等（クレーン則 第219条）〔S47.9.30労働省令34号制定〕

1) 事業者は、エンドレスでないワイヤロープ又はつりチェーンについては、その両端にフックシャックル、リング又はアイを備えているものでなければクレーン、移動式クレーン、又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。
2) 1) のアイは、アイスプライス若しくは圧縮どめ又はこれらと同等以上の強さを保持する方法によるものでなければならない。この場合において、アイスプライスは、ワイヤロープのすべてのストランドを3回以上編み込んだ後、それぞれのストランドの素線の半数の素線を切り、残された素線をさらに2回以上（すべてのストランドを4回以上編み込んだ場合には1回以上）編み込むものとする。

■使用範囲の制限（クレーン則 第219条の2）〔H4.8.24労働省令24号追加〕

1) 事業者は、磁力若しくは陰圧により吸着させる玉掛用具、チェーンブロック又はチェーンレバーホイストを用いて玉掛けの作業を行うときは、当該玉掛用具について定められた使用荷重等の範囲で使用しなければならない。
2) 事業者は、つりクランプを用いて玉掛けの作業を行うときは、当該つりクランプの用途に応じて玉掛けの作業を行うとともに、当該つりクランプについて定められた使用荷重等の範囲で使用しなければならない。

■作業開始前の点検（クレーン則 第220条）〔S47.9.30労働省令34号制定〕

1) 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープ、つりチェーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はフック、シャックル、リング等の金具を用いて玉掛けの作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤロープ等の異常の有無について点検を行なわなければならない。
2) 事業者は、1) の点検を行った場合において、異常が認められたときは、直ちに補修しなければならない。

29. 電気設備の設置・取扱い

☆分電盤の構造

1. 分電盤は、金属製、合成樹脂製などの箱形とし、丈夫で雨水の入らない構造のものを用いる。
2. 分電盤開閉器の取り付けベースは鉄板、合成樹脂板または木板とする。
3. 分電盤の扉は施錠のできる構造とする。
4. 分電盤には、接地用端子（アース）を取り付け、金属ケースはこれに接地しておく。

☆開閉器および配線

1. 開閉器類は、充電部分の露出しない構造のものを用いる。
2. 分電盤内には、主開閉器および負荷に応じた分岐回路を設けること。コンセントを設ける場合は、接地極付のものとし、分岐開閉器の負荷側に取り付け、主開閉器の負荷側に直接取り付けないこと。
3. ケーブル類は、すべて箱の側面または下面の電線貫通穴を通じて配線すること。

☆その他

1. 分電盤は、損傷のおそれがなく、かつ内部開閉器を操作しやすく、足元が乾燥した位置に堅固に取り付けること。
2. 分電盤の見やすい箇所に、電気取扱者の氏名を表示すること。
3. 道路の歩道上に分電盤を設置する場合、盤の最下部との距離は2.5m以上とする。(道路法施行令　10条)
4. 工事場所では法的根拠がないが、取り付け高さを盤下部まで1m位とした方がよい。
5. 分電盤の前の地上には資材を集積しないこと。

29. 電気設備の設置・取扱い

■電気機械器具等の使用前点検等(安衛則　第352条)〔S50.3.22労働省令5号一部改正〕

事業者は、下表に掲げる電気機械器具等を使用するときは、その日の使用を開始する前に当該電気機械器具等の種別に応じ、それぞれ同表に掲げる点検事項について点検し、異常を認めたときは直ちに、補修し、又は取り換えなければならない。

電気機械器具等の種別	点検事項
溶接棒等のホルダー(安衛則331条)	絶縁防護部分及びホルダー用ケーブルの接続部の損傷の有無
交流アーク溶接機用自動電撃防止装置(安衛則332条)	作動状態
感電防止用漏電しゃ断装置(安衛則333条1項)	作動状態
電動機械器具で、安衛則333条2に定める方法により接地をしたもの(安衛則333条)	接地線の切断、接地極の浮上がり等の異常の有無
移動電線又はこれに附属する接続器具(安衛則337条)	被覆又は外装の損傷の有無
検電気具(安衛則339条第1項第3号)	検電性能
短絡接地器具(安衛則339条第1項第3号)	取付金具及び接地導線の損傷の有無
絶縁用保護具(安衛則341条～343条)	ひび、割れ、破れその他の損傷の有無及び乾燥状態
絶縁用防具(安衛則341条、342条)	〃
活線作業用装置(安衛則341、343条～345条)	〃
活線作業用器具(安衛則341条、343条、344条)	〃
絶縁用保護具及び活線作業用器具並びに絶縁用防具(安衛則346条及び347条)	〃
絶縁用防護具(安衛則349条第3号、570条第1項第6号)	〃

■電気機械器具の囲い等(安衛則　第329条)〔S49.5.21労働省令19号一部改正〕

事業者は、電気機械器具の充電部分(電熱器の発熱体の部分、抵抗溶接機の電極の部分等電気機械器具の使用の目的により露出することがやむを得ない充電部分を除く。)で、労働者が作業中又は通行の際に、接触(導電体を介する接触を含む。)し、又は接近することにより感電の危険を生ずるおそれのあるものについては、感電を防止するための囲い又は絶縁覆いを設けなければならない。ただし配電盤室、変電室等区画された場所で、事業者が安衛則第36条第4号の業務に就いている者(以下「電気取扱者」という。)以外の者の立入りを禁止したところに設置し、又は電柱上、塔上等隔離された場所で、電気取扱者以外の者が接近するおそれのないところに設置する電気機械器具については、この限りでない。

29. 電気設備の設置・取扱い

■手持型電灯等のガード(安衛則　第330条)〔S47.9.30労働省令32号制定〕

1) 事業者は、移動電線に接続する手持型の電灯、仮設の配線又は移動電線に接続する架空つり下げ電灯等には、口金に接触することによる感電の危険及び電球の破損による危険を防止するためガードを取り付けなければならない。
2) 事業者は、1) のガードについては、次に定めるところに適合するものとしなければならない。
(1) 電球の口金の露出部分に容易に手が触れない構造のものとすること。
(2) 材料は、容易に破損又は変形をしないものとすること。

■溶接棒等のホルダー(安衛則　第331条)〔H20.9.29厚生労働省令146号一部改正〕

事業者は、アーク溶接等(自動溶接を除く。)の作業に使用する溶接棒等のホルダーについては、感電の危険を防止するため必要な絶縁効力及び耐熱性を有するものでなければ、使用してはならない。

■交流アーク溶接機用自動電撃防止装置(安衛則　第332条)〔H3.10.1労働省令24号一部改

事業者は、船舶の二重底若しくはピークタンクの内部、ボイラーの胴若しくはドームの内部等導電体に囲まれた場所で著しく狭あいなところ又は墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある高さが2m以上の場所で鉄骨等導電性の高い接地物に労働者が接触するおそれがあるところにおいて、交流アーク溶接等(自動溶接を除く。)の作業を行うときは、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用しなければならない。

■漏電による感電の防止(安衛則　第333条)〔S47.9.30労働省令32号制定〕

1) 事業者は、電動機を有する機械又は器具で、対地電圧が150ボルトをこえる移動式若しくは可搬式のもの又は水等導電性の高い液体によって湿潤している場所その他鉄板上、鉄骨上、定盤上等導電性の高い場所において使用する移動式若しくは可搬式のものについては、漏電による感電の危険を防止するため、当該電動機械器具が接続される電路に、当該電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しゃ断装置を接続しなければならない。
2) 事業者は、1) に規定する措置を講ずることが困難なときは、電動機械器具の金属製外わく、電動機の金属製外被等の金属部分を、次に定めるところにより接地して使用しなければならない。
(1) 接地極への接続は、次のいずれかの方法によること。
イ　一心を専用の接地線とする移動電線及び一端子を専用の接地端子とする接続器具を用いて接地極に接続する方法
ロ　移動電線に添えた接地線及び当該電動機械器具の電源コンセントに近接する箇所に設けられた接地端子を用いて接地極に接続する方法
(2) (1) イ の方法によるときは、接地線と電路に接続する電線との混用及び接地端子と電路に接続する端子との混用を防止するための措置を講ずること。
(3) 接地極は、十分に地中に埋設する等の方法により、確実に大地と接続すること。

■電気機械器具の操作部分の照度(安衛則　第335条)〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、電気機械器具の操作の際に、感電の危険又は誤操作による危険を防止するため、当該電気機械器具の操作部分について必要な照度を保持しなければならない。

■配線等の絶縁被覆(安衛則　第336条)〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、労働者が作業中又は通行の際に接触し、又は接触するおそれのある配線で、絶縁被覆を有するもの又は移動電線については、絶縁被覆が損傷し、又は老化していることにより、感電の危険が生ずることを防止する措置を講じなければならない。

■移動電線等の被覆又は外装(安衛則　第337条)〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、水その他導電性の高い液体によって湿潤している場所において使用する移動電線又はこれに附属する接続器具で、労働者が作業中又は通行の際に接触するおそれのあるものについては当該移動電線又は接続器具の被覆又は外装が当該導電性の高い液体に対して絶縁効力を有するものでなければ、使用してはならない。

29. 電気設備の設置・取扱い

■仮設の配線等(安衛則　第338条)〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、仮設の配線又は移動電線を通路面において使用してはならない。ただし、当該配線又は移動電線の上を車両その他の物が通過すること等による絶縁被覆の損傷のおそれのない状態で使用するときは、この限りでない。

■電気機械器具の囲い等の点検等(安衛則　第353条)〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、安衛則第329条の囲い及び絶縁覆いについて、毎月1回以上、その損傷の有無を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

■交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の接続及び使用の安全基準に関する技術指針
(技術指針公示18号　H23.6.1)

電防装置を取り付けた溶接機を使用するときは、その日の使用を開始する前に、次の事項について電防装置を点検すること。なお、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り換えること。

(1) 電防装置の外箱の接地の状態
(2) 電防装置の外箱のふたの状態
(3) 電防装置と溶接機との配線及びこれに附属する接続器具の被覆又は外装の損傷の有無
(4) 表示灯及び点検用スイッチの破損の有無
(5) 表示灯及び点検用スイッチによる主接点の作動状態の確認
(6) 異音・異臭の発生の有無

30. ガス溶接等の作業

■通風等による爆発又は火災の防止（安衛則 第261条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、引火性の物の蒸気、可燃性ガス又は可燃性の粉じんが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所については、当該蒸気、ガス又は粉じんによる爆発又は火災を防止するため、通風、換気、除じん等の措置を講じなければならない。

■通風等が不十分な場所におけるガス溶接等の作業（安衛則 第262条）

〔S47.9.30労働省令32号制定〕

1) 事業者は、通風又は換気が不十分な場所において、可燃性ガス及び酸素を用いて溶接溶断又は金属の加熱の作業を行なうときは、当該場所におけるガス等の漏えい又は放出による爆発、火災又は火傷を防止するため、次の措置を講じなければならない。
   (1) ガス等のホース及び吹管については、損傷、摩耗等によるガス等の漏えいのおそれがないものを使用すること。
   (2) ガス等のホースと吹管及びガス等のホース相互の接続箇所については、ホースバンドホースクリップ等の締付具を用いて確実に締付けを行なうこと。
   (3) ガス等のホースにガス等を供給しようとするときは、あらかじめ、当該ホースに、ガス等が放出しない状態にした吹管又は確実な止めせんを装着した後に行なうこと。
   (4) 使用中のガス等のホースのガス等の供給口のバルブ又はコックには、当該バルブ又はコックに接続するガス等のホースを使用する者の名札を取り付ける等ガス等の供給についての誤操作を防ぐための表示をすること。
   (5) 溶断の作業を行なうときは、吹管からの過剰酸素の放出による火傷を防止するため十分な換気を行なうこと。
   (6) 作業の中断又は終了により作業箇所を離れるときは、ガス等の供給口のバルブ又はコックを閉止してガス等のホースを当該ガス等の供給口から取りはずし、又はガス等のホースを自然通風若しくは自然換気が十分な場所へ移動すること。
2) 労働者は、1) の作業に従事するときは、1) の(1)～(6)に定めるところによらなければ、当該作業を行なってはならない。

■ガス等の容器の取扱い（安衛則 第263条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

事業者は、ガス溶接等の業務に使用するガス等の容器については、次に定めるところによらなければならない。

(1) 次の場所においては、設置し、使用し、貯蔵し、又は放置しないこと。
   イ　通風又は換気の不十分な場所
   ロ　火気を使用する場所及びその附近
   ハ　火薬類、危険物その他の爆発性若しくは発火性の物又は多量の易燃性の物を製造し又は取り扱う場所及びその附近
(2) 容器の温度を40度以下に保つこと。
(3) 転倒のおそれがないように保持すること。
(4) 衝撃を与えないこと。
(5) 運搬するときは、キャップを施すこと。
(6) 使用するときは、容器の口金に付着している油類及びじんあいを除去すること。
(7) バルブの開閉は、静かに行なうこと。
(8) 溶解アセチレンの容器は、立てて置くこと。
(9) 使用前又は使用中の容器とこれら以外の容器との区別を明らかにしておくこと。

30. ガス溶接等の作業

■危険物等がある場所における火気等の使用禁止（安衛則 第279条）

〔S47.9.30労働省令32号制定〕

1) 事業者は、危険物以外の可燃性の粉じん、火薬類、多量の易燃性の物又は危険物が存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所においては、火花若しくはアークを発し若しくは高温となって点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。
2) 労働者は、1) の場所においては、1) の点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。

■通風等の不十分な場所での溶接等（安衛則 第286条）〔S47.9.30労働省令32号制定〕

1) 事業者は、通風又は換気が不十分な場所において、溶接、溶断、金属の加熱その他火気を使用する作業又は研削といしによる乾式研ま、たがねによるはつりその他火花を発するおそれのある作業を行なうときは、酸素を通風又は換気のために使用してはならない。
2) 労働者は、1) の場合には、酸素を通風又は換気のために使用してはならない。

■アセチレン溶接装置の構造規格（安衛則第305条）〔H11.9.29労働省令37号一部改正〕

1) 事業者は、ゲージ圧力(以下この条において「圧力」という。)7キロパスカル以上のアセチレンを発生し、又は使用するアセチレン溶接装置(発生器及び安全器を除く。)については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。
(1) ガスだめは、次に定めるところによるものであること。
イ 主要部分は、次の表の上欄に掲げる内径に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚さ以上の鋼板又は鋼管で造られていること。

内径(単位 センチメートル)	鋼板又は鋼管(単位 ミリメートル)
60未満	2
60以上120未満	2.5
120以上200未満	3.5
200以上	5

ロ 主要部分の鋼板又は鋼管の接合方法は、溶接、びょう接又はボルト締めによるものであること。
ハ アセチレンと空気との混合ガスを排出するためのガス逃がし弁又はコックを備えていること。
(2) 発生器から送り出された後、圧縮装置により圧縮されたアセチレンのためのガスだめにあっては、(1)に定めるところによるほか、次に定める安全弁及び圧力計を備えていること。
イ 安全弁
(イ) ガスだめ内の圧力が140キロパスカルに達しないうちに作動し、かつ、その圧力が常用圧力から10キロパスカル低下するまでの間に閉止するものであること。
(ロ) 発生器が最大量のアセチレンを発生する場合において、ガスだめ内の圧力を150キロパスカル未満に保持する能力を有するものであること。
ロ 圧力計
(イ) 目もり盤の径は、定置式のガスだめに取り付けるものにあっては75ミリメートル以上、移動式のガスだめに取り付けるものにあっては50ミリメートル以上であること。
(ロ) 目もり盤の最大指度は、常用圧力の1.5倍以上、かつ、500キロパスカル以下の圧力を示すものであること。
(ハ) 目もりには、常用圧力を示す位置に見やすい表示がされているものであること。
(3) ガスだめ、清浄器、導管等のアセチレンと接触する部分は、銅又は銅を70パーセント以上含有する合金を使用しないものであること。
2) 事業者は、1)のアセチレン溶接装置以外のアセチレン溶接装置の清浄器、導管等でアセチレンが接触するおそれのある部分には、銅を使用してはならない。

30. ガス溶接等の作業

■定期自主検査（安衛則 第317条）〔S52.12.27労働省令32号一部改正〕

1) 事業者は、アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置(これらの配管のうち、地下に埋設された部分を除く。以下この条において同じ。)については、1年以内ごとに1回、定期に、当該装置の損傷、変形、腐食等の有無及びその機能について自主検査を行なわなければならない。ただし、1年をこえる期間使用しないアセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。
2) 事業者は、1)ただし書のアセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置については、その使用を再び開始する際に、1)に規定する事項について自主検査を行なわなければならない。
3) 事業者は、2)の自主検査の結果、当該アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置に異常を認めたときは、補修その他必要な措置を講じた後でなければ、これらを使用してはならない。
4) 事業者は、1)又は2)の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。
(1) 検査年月日
(2) 検査方法
(3) 検査箇所
(4) 検査の結果
(5) 検査を実施した者の氏名
(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容